

2-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。

5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

(災害対策本部等の設置)

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

(広域応援の実施)

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

(業務の代行)

第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会 会長

鳥取県知事 平井 伸治

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長

神奈川県知事 黒岩 祐治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長

静岡県知事 川勝 平太

北海道東北地方知事会 会長

青森県知事 三村 申吾

関東地方知事会 会長

山梨県知事 長崎 幸太郎

中部圏知事会 会長

愛知県知事 大村 秀章

近畿ブロック知事会 会長

大阪府知事 吉村 洋文

中国地方知事会 会長

山口県知事 村岡 嗣政

四国知事会 常任世話人

愛媛県知事 中村 時広

九州地方知事会 会長

大分県知事 広瀬 勝貞

2-2 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び四国知事会（以下「乙」という。）を構成するいずれかの府県市（以下「構成府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成府県市の応援を受けることにより、被災した構成府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 災害等 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急対処事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。

(3) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成府県市の属する連合組織をいう。

(4) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣

(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供

(3) 資機材の提供

(4) 避難者及び傷病者の受入れ

(5) 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保

(6) 医療支援

(7) その他被災した構成府県市が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災した構成府県市は、当該被災した構成府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の被災連合組織は、自らの構成府県市のみでは被災した構成府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 要請する応援の内容

(3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路

(4) その他留意すべき事項

4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速

やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成府県市に対し、被災連合組織の構成府県市のうち応援の対象とする構成府県市(以下「対象府県市」という。)を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた構成府県市(以下「応援府県市」という。)は、当該対象府県市を応援するものとする。

4 応援府県市は、対象府県市のほか、他の対象府県市を割り当てられた応援府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援府県市が応援する対象府県市についても応援するよう努めるものとする。

5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県市に対象府県市を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた応援府県市は、必要に応じて職員を当該対象府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づく応援に要した経費は、原則として支援を受けた府県市が負担するものとする。ただし、被災県と応援を行った構成府県市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 前項に関わらず前条の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援府県市が負担するものとする。

3 第1項の対象府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象府県市から要請があったときは、応援府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

(1) 防災組織体制等に関する情報交換

(2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施

(3) その他防災に関する業務

(事務局)

第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。

3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。

4 乙の事務局は、四国知事会常任世話人県防災担当部局とする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、甲及び乙並びにその構成府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 29 年 6 月 6 日

甲 関西広域連合
広域連合長 井戸敏三

乙 四国知事会
常任世話人
香川県知事 浜田恵造

2-3 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時的繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の相互交流）

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除す

るものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者
鳥取県知事 平井伸治

徳島県代表者
徳島県知事 飯泉嘉門

島根県代表者
島根県知事 溝口善兵衛

香川県代表者
香川県知事 浜田恵造

岡山県代表者
岡山県知事 石井正弘

愛媛県代表者
愛媛県知事 中村時広

広島県代表者
広島県知事 湯崎英彦

高知県代表者
高知県知事 尾崎正直

山口県代表者
山口県知事 二井関成

2-4 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「四国4県」という。）は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うため、広域応援に関する協定（平成7年10月20日締結）を発展的に見直し、この協定を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、四国4県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という。）が発生し、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急処理事態
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第2条 危機事象発生県以外の県は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県（以下「応援幹事県」という。）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部局を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第3条 震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

（情報の共有）

第4条 四国4県は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

（広域応援の種類等）

第5条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 物資及び資機材の提供
- （2） 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- （3） 職員の派遣
- （4） 試験検査等の実施その他の役務の提供
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ確かな対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

（広域応援の要請の手続等）

第6条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を受けた県の負担とする。

2 広域応援を受けた県が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、広域応援を受けた県から要請があった場合には、広域応援をした県は、一時繰替え支弁するものとする。

3 第3条の自主的応援出動を行う県については、広域応援の要請があったものとみなし、自主的応援出動に要した経費の負担については前2項に準じて取り扱うものとする。ただし、危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費は、広域応援を行う県の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 広域応援をする県は、危機事象発生県の要請又は第3条の自主的応援出動により職員の派遣をする場合には、派遣職員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第9条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年4月1日現在の地域防災計画、国民保護計画、危機事象ごとの担当部局一覧その他広域応援活動に必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練)

第10条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合には、その都度四国4県が協議して定めるものとする。

(施行)

第12条 この協定は、平成19年2月5日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

香川県知事 真 鍋 武 紀

愛媛県知事 加 戸 守 行

高知県知事 橋 本 大二郎

危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援の要請及び実施の手続等)

第2条 広域応援の要請及び実施の手続等については、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づく支援・受援マニュアル」（平成27年11月策定）に定めるところによる。

(広域応援の経費の負担等)

第3条 広域応援に要する経費の負担等については、協定第7条に定めるところによるほか、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における広域応援に要する経費については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定による職員の派遣の経費の負担等については、同法に定めるところによる。

(資料の内容等)

第4条 協定第9条に定める広域応援活動に必要な資料のうち、災害応急活動に必要な資料については、次のとおりとし、その内容に重要な変更があったときは、その都度その内容を通知するものとする。

- (1) ヘリポート等の所在地及び位置図
- (2) 食料及び生活必需品の備蓄状況
- (3) 備蓄倉庫の所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(訓練)

第5条 協定第10条の規定による応急対策等に関する訓練を実施するに当たっては、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、この実施細目に定める広域応援要請等の演習を盛り込むよう努めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項については、四国4県が協議して別に定める。

附 則

- 1 この実施細目は、平成27年11月25日から施行する。
- 2 平成19年2月5日に締結した「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目」は、これを廃止する。

この実施細目を締結したことを証するため、本書4通を作成し、各県の危機管理を統括する職の者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月25日

徳島県危機管理部長	黒石 康 夫
香川県危機管理総局長	泉 川 雅 俊
愛媛県防災安全統括部長	岡 田 清 隆
高知県危機管理部長	野々村 毅

応援経費の負担等基準

1 職員の派遣に要する経費の負担等

協定第5条第1項第3号の規定による職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- ア 応援を受けた県が負担する経費の額は、応援を行う県が定める規定により算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- イ 職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた県の負担とする。
- ウ 職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務に従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援をした県が賠償責任を負う。
- エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

2 経費の一時繰替え支弁等

- (1) 応援をした県は、協定第7条第2項の規定により応援に要する経費を一時繰替え支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた県に請求する。

応援の区分	経費
第5条第1項第1号の物資の提供に係るもの	購入費及び輸送料
第5条第1項第1号の資機材の提供に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、破損費及び故障が生じた場合の修理費
第5条第1項第2号の施設の使用に係るもの	借上料
第5条第1項第2号の設備及び機器の使用又は貸与に係るもの	輸送費及び故障が生じた場合の修理費
第5条第1項第3号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第5条第1項第4号の試験検査等の実施に係るもの	実施に要した経費
第5条第1項第5号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援した県の知事名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた県の知事に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

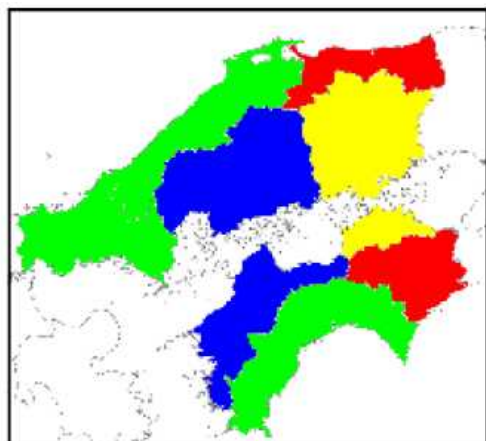
2-5 大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は、東海・東南海・南海地震などの大規模広域的災害に備え、被災県に対して、効果的な支援活動が行われるよう連携を密にするため、「カウンターパートによる相互支援」並びに「中国・四国各ブロックにおける広域支援本部の設置」について、次のとおり合意する。

第1 カウンターパートによる相互支援

- (1) 中国・四国に甚大な被害を及ぼす大規模広域的災害が発生した場合、被災県の支援ニーズを迅速かつ的確に把握し、速やかに対応するため、予め各県をグループ化し、グループ内の県が被災した際には、直ちに支援するカウンターパートによる相互支援体制を整備する。

【カウンターパートの各グループ】



	構成県
グループ1 (赤色)	鳥取県、徳島県
グループ2 (黄色)	岡山県、香川県
グループ3 (青色)	広島県、愛媛県
グループ4 (緑色)	島根県、山口県、高知県

- (2) グループ内の各県は、カウンターパートによる支援が円滑に行われるよう、平時から防災担当職員の相互交流に努め、効果的な支援活動の実現に努めるものとする。

第2 中国・四国各ブロックにおける「広域支援本部」の設置

- (1) 被災県の被災状況に応じた、よりの確な被災地支援を行うため、中国地方知事会の会長県及び、四国知事会の常任世話人県に「広域支援本部」を設置する。
- (2) 「広域支援本部」は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災地支援に係る包括的な応援調整を実施する。

以上のとおり合意したことを証するため、この基本合意書9通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

平成23年11月21日

鳥取県	鳥取県知事	平井 伸治
島根県	島根県知事	溝口善兵衛
岡山県	岡山県知事	石井 正弘
広島県	広島県知事	湯崎 英彦
山口県	山口県知事	二井 関成
徳島県	徳島県知事	飯泉 嘉門
香川県	香川県知事	浜田 恵造
愛媛県	愛媛県知事	中村 時広
高知県	高知県知事	尾崎 正直

2-6 防災相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岡山県（以下「甲」という。）と香川県（以下「乙」という。）との間で、特殊災害の発生または発生のおそれのある場合に対処するため、災害対策基本法第74条の規定に基づき相互の迅速かつ適切な通報、連絡および相互応援体制について定め、もって特殊災害の被害を最小限に止めることおよび発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 特殊災害とは、石油コンビナート地帯における油火災、備讃瀬戸海域におけるタンカー事故による油の漏洩等の広域かつ大規模な災害をいう。

(通報および連絡)

第3条 甲または乙は、それぞれの行政区域内に特殊災害が発生し、または発生のおそれのある場合は、それぞれ相手方に対しすみやかに状況を通報するとともに相互に連絡するものとする。

(応援要請)

第4条 甲または乙は、それぞれの行政区域内に特殊災害が発生した場合および発生のおそれのある場合で、被害を最小限に防止するため必要があると認めるときは、それぞれ相手方に対して応援を要請することができる。

(応援事項)

第5条 前条の応援要請事項は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況および応急措置等に関する情報資料の提供
- (2) 流出油処理剤、化学消火剤およびオイルフェンス等必要資機材の援助
- (3) 職種別に必要な人員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか必要と認める事項

(費用負担)

第6条 応援に要した費用は、受援者の負担とする。ただし、特に必要がある場合には、甲および乙が協議して定めることができる。

(連絡協議会)

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

昭和48年5月10日

甲	岡山県	
	岡山県知事	長野士郎
乙	香川県	
	香川県知事	金子正則

2-7 災害時の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町(以下「被災市町」という。)が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町(以下「市町」という。)及び香川県(以下「県」という。)が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

(応援の対象項目)

第2条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- ③ 救援活動に必要な車両等の提供
- ④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供(ホテル、旅館などへの受入を含む。)
- ⑥ 被災した児童生徒の一時受入
- ⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
- ⑧ 遺体処理(火葬等)に関する協力
- ⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況
 - ② 応援を求める項目(物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など)
 - ③ 応援を求める期間、場所
 - ④ その他必要な事項
- 2 被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。
- 3 前2項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
- 4 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
この場合、第1項の要請があったものとみなす。
- 5 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

- 2 前項本文の規定は、前条第2項の規定により要請を受けた場合について準用する。

(応援の調整等に関する会議の開催)

第5条 応援の調整等の際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(香川県防災対策基本条例との関係)

第7条 この協定は、香川県防災対策基本条例（平成18年条例第57号。以下「条例」という。）

第34条第1項の規定によるものとする。

2 県は、この協定に定めるもののほか、条例第45条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

(補則)

第8条 この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を18通作成し、各自1通を保有する。

平成23年11月22日

8市長、9町長、知事

2-8 香川県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害等」とは、大規模災害、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の子町等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして受援側の市町等の長（以下「受援側の長」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、受援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1項各号の事項を明記した文書（別紙様式1）を受援側の長に提出するものとし、また、受援側の長は、応援活動状況（別紙様式2）を受援側の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた受援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 受援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の長が受援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接受援隊の隊員に対して行うことができる。

(応援隊の報告)

第9条 受援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

る。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年12月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和61年12月1日

5市長、38町長、6事務組合管理者

2-9 香川県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救急業務を必要とする事故等をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要と判断する場合には、香川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防衛活動

2 応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害等の種類
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長（消防本部を置かない町にあっては当該町長）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成6年4月1日

県知事、5市長、38町長、6事務組合管理者

2-10 消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県において、消防・防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(連絡及び調整)

第2条 各県は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールの調整に努める。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、各県が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のため出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた県は、所掌事務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、各県の保有するヘリの出動にあたっては、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第1項による応援活動があったものとみなす。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請に係る手続きは、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量等
- (7) その他必要な事項

2 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害における広域航空消防応援実施細目に定める各県の「連絡・要請窓口の名称」とする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長は要請側に連絡のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに到着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まったものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のため出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長な定める現場の

最高指揮者が行うものとする。

- 2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の経常経費は、応援側の負担とする。

- 2 応援中に発生した事故に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) ヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

- 3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

- 4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第11条 各県は、相互に臨時離着陸場等に関する情報交換等を行い、応援出動が円滑に行うことができるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が発生したときは、各県が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成12年3月27日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印して、それぞれ1通保有する。

平成12年3月27日

徳島県代表者 徳島県知事 圓 藤 寿 穂

香川県代表者 香川県知事 真 鍋 武 紀

愛媛県代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

高知県代表者 高知県知事 橋 本 大 二 郎

2-1-1 岡山県・香川県消防防災ヘリコプター相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岡山県及び香川県において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、両県がそれぞれ保有するヘリが耐空検査、整備等により運航不能の場合又は他の用務のために出動できない場合において、応援を要する県（以下「要請側」という。）が、ヘリの出動を必要とした場合に行うことができるものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救61号消防庁次長通知）の対象となるヘリの出動事案が発生した場合を除く。

(応援)

第3条 前条の応援要請を受けた県（以下「応援側」という。）は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き、応援に努めるものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 要請側は、次の事項を明らかにし、ファクシミリ等を用いて応援を要請するものとする。

- (1) 応援活動の種別及び応援活動の内容
- (2) 応援を要する理由
- (3) 発生の日時、場所等
- (4) 現場の最高指揮者の所属・職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリの離着陸場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援活動の中断)

第5条 応援側は、応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、要請側と協議の上、応援活動を中断することができる。

(応援活動の始期及び終期)

第6条 この協定に基づく応援活動は、応援要請を受けてヘリが応援側の基地を出発したときから始まり、応援側の基地に帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリが基地以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援活動は始まるものとする。

2 前条の規定により、応援活動を中断し、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援活動は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第7条 応援のために出動したヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の定める現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨を最高指揮者に通告するものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、応援活動に当たっては前項の現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する隊員の手当、旅費、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）、消耗品費等の通常経費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補修費

(2) 出動したヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷を伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 第1項及び第2項に定めるもの以外に要した経費の負担については、両県でその都度協議し、定めるものとする。

(連絡調整)

第9条 両県は、応援を円滑に行うことができるよう、次に掲げる事項について、あらかじめ連絡調整するものとする。

(1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場

(2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法

(3) ヘリの諸元及び性能

(4) 消火及び救急活動用資機材等の補給体制

(5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前

連絡

(耐空検査等の調整)

第10条 両県は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整するよう努めるものとする。

(訓練の参加)

第11条 両県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度両県協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、各自1通を保有する。

平成23年8月30日

岡山県

岡山県知事 石井 正弘

香川県

香川県知事 浜田 恵造

2-12 災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書

香川県知事（以下「知事」という。）と陸上自衛隊第14旅団長（以下「旅団長」という。）との間に、災害派遣に関し、その要請の適正と円滑な運営を期するため、この協定を締結するものとする。

（自衛隊の任務の周知徹底）

第1条 知事は、自衛隊の実施する災害派遣の目的及び精神を平時から関係公共機関に周知徹底し、災害派遣要請の適正を期するものとする。

（平時における連携）

第2条 知事及び旅団長は、平素から災害派遣に係わる連絡及び調整を緊密に行うものとする。

2 知事は、災害に関し、資料を提供するとともに、自衛隊が行う情報収集活動に対して、積極的な援助を行うものとする。

（知事が行う訓練の支援）

第3条 旅団長は、知事が実施する災害救助演習及び水防演習には、業務に支障のない限り部隊等を参加させこれを支援する。この場合、知事は、あらかじめ当該演習の計画を通報するとともに、必要とする参加部隊の人員、装備等を旅団長に要請するものとする。

2 知事は、各市町長が計画する防災演習等について、自衛隊の支援を必要とする場合は、あらかじめ当該市町長と調整の上、前項に基づいて要請するものとする。

（災害発生が予想される場合の連絡）

第4条 知事は、自衛隊の災害派遣を要する災害の発生が予想される場合は、速やかに旅団長にその状況及び今後の見通し等を通報するものとする。

2 旅団長は、前項の通報に基づき、所要に応じ連絡班を派遣する等の措置を講ずるものとする。

3 旅団長が連絡班を県庁に派遣した場合、知事は、連絡所開設場所に必要な施設及び電話機等を提供する等所要の支援を行うものとする。

（偵察者の派遣）

第5条 災害の発生が予想され、又は発生し、旅団長が現地に偵察者を派遣する場合は、知事は必要に応じ、関係職員を当該偵察班と同行又は追及させて、現地関係者との連絡調整に当たらせるものとする。

（現地責任者の指定等）

第6条 知事及び旅団長は、災害の救援に関し、現地における責任者を指定し、相互の連絡調整に当たらせるものとする。

（合同連絡所等の設置）

第7条 災害の規模、様相等によって必要がある場合、双方協議の上、現地に合同連絡所を設置し、業務の円滑、効果的な実施を図るものとする。

2 合同連絡所等に必要な施設等は、知事が準備するものとする。

（救援資材の集積、使用及び補償等の責任）

第8条 災害救援のため使用する資材は、知事が準備集積したものを使用するものとする。このため知事は、地区ごとの資材等の集積を計画しておくものとする。

2 災害派遣に当たり、知事が準備集積した救援資材の使用に伴う補償等は知事が負担するものとする。

（経費の負担）

第9条 災害派遣部隊が救援に伴い、関係公共機関及び民間の施設等を使用する場合の経費負担区分は、次のとおりとする。

(1) 知事の負担するもの

施設の借上料及び損料、電気料（施設費を含む。）、水道料、電話料、入浴料、汲取料等
(2) 上記以外の経費の負担については、その都度協議する。

（救援物資の無償貸付又は譲与）

第10条 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）による。ただし、譲与は県、市町その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命、身体が危険であると認められる場合に限る。

（災害派遣の要請様式及び通信）

第11条 災害派遣の要請様式及び通信は、別紙第1及び第2による。

平成18年4月27日

香川県知事

陸上自衛隊第14旅団
旅 団 長

災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書

平成18年4月27日に締結した「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」（以下「災害派遣に関する協定」という。）の一部を改正する協定を締結する。

平成19年1月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

陸上自衛隊第14旅団長
陸 将 補 笠 原 直 樹

災害派遣に関する協定の一部を次のように改正する。

第10条中 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、
防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和
33年総理府令第1号）」を「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲
与等については、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（平成19年1
月4日内閣府令第2号）」に改正する。

附 則

この協定は、平成19年1月9日から実施する。

2-13 災害時における放送要請に関する協定

第1 香川県知事（以下「知事」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、日本放送協会高松放送局（以下「NHK」という。）に放送を求めるときは、本協定に定めるところによるものとする。

第2 知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、NHKに対し放送を行うことを求めることができる。

第3 知事は、NHKに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

第4 NHKは、知事から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し放送するものとする。

第5 第3に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑化を図るため、香川県総務部消防防災課長及びNHK放送部長を連絡責任者とする。

第6 この協定の実施に関し必要な事項は、知事及びNHKが協議して定めるものとする。

第7 この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は、昭和52年5月30日から施行する。

昭和52年5月30日

香川県知事 前 川 忠 夫

日本放送協会高松放送局長

村 井 慶三郎

【同一内容の協定を締結】

昭和52年5月30日	西日本放送株式会社、株式会社瀬戸内海放送
昭和60年12月1日	山陽放送株式会社
昭和61年12月1日	岡山放送株式会社
昭和63年4月1日	株式会社エフエム香川
昭和63年9月1日	テレビせとうち株式会社

2-14 緊急警戒放送システムによる放送要請に関する覚書

香川県知事（以下「知事」という。）と日本放送協会高松放送局（以下「NHK」という。）は、昭和52年5月30日付で締結した災害時における放送要請に関する協定（以下「協定」という。）第6に基づき、緊急警報放送システムによる放送要請に関し、次のとおり覚書を交換する。

- 1 知事は、協定第2により放送要請しようとするときは、別紙様式により行うものとする。
- 2 前項の別紙様式の送付は、事前の電話連絡の後、ただちに日本電信電話株式会社の電話回線を利用したファクシミリによって行うものとする。
- 3 知事は、市町長のNHKに対する放送要請については、窓口になるものとする。この場合、知事は第1項及び第2項の規定の例によりNHKに連絡するものとする。
- 4 前項の規定に拘らず、市町長が事態が急迫していると判断した場合及び知事への連絡が困難な場合においては、市町長は直接NHKに対し放送要請をするものとする。この場合、知事は、市町長から連絡が入り次第、第2項の例による日本電信電話株式会社の電話回線を利用したファクシミリによりNHKに連絡することとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

昭和61年9月26日

香川県知事 平井城一

日本放送協会高松放送局長
閑谷雅行

別記様式

受信者

(所属)

(氏名)

発信者 (コード番号 3 7 □ □ □ □)

(所属)

(氏名)

件名 「災害対策基本法第57条に基づく放送要請について」

年 月 日 時 分

災害対策本部
危機管理課

発第 号

1 放送要請の理由

- a 避難指示、警報等の周知徹底をを図るため。
- b 災害時の混乱を防止するため。
- c (市・町) から要請があったため。
- d その他 ()

2 放送事項 (別紙のとおり)

3 希望する放送日時及び送信系統

- a 日 時
 - (1) 直ちに。
 - (2) 日 時 ()
- b 送信系統については、緊急警報放送システムによる。

4 その他

貴職におかれましては放送日時等について、速やかに下記あてご連絡ください。

連絡先

(無線)

(有線)

別 紙

放送事項

1 (市長、町長、香川県知事) から 日 時 分に 地区の住民
に避難の(勧告、指示)がされました。

2 (による、からの)大雨により (川、池、ダム)の 地区の(水
位が警戒水位を超え洪水のおそれがありますので、堤防の欠壊するおそれがありますので)

3 (による、からの)大雨により で、(地すべり、土砂崩れ、土石流)のおそ
れがありますので

4 地震により で(地すべり、土砂崩れ、津波)のおそれがありますので

5

6 地区の住民は へ、 地区の住民は へ

7 地区の住民は、お近くの学校、公民館等の避難所へ

8 (早めに、至急)避難してください。

9 なお、 は(危険、通行止め)でありますので、 へ迂回してください。

10 なお、 には(市職員、町職員、消防職団員、警察官、県職員、海上保安官)の指示に
従ってください。

※ 放送要請文については、上記数字に○を付け、 上に語句を挿入すること。

2-15 避難情報の伝達に関する申し合わせ

平成 18 年 4 月 28 日施行

香川県並びに県内の市町及び放送事業者（別紙「避難情報伝達機関一覧」のとおり）は、災害時の避難情報の伝達について、次のとおり、申し合わせるものとする。

1. 申し合わせの対象とする情報の種類は、災害対策基本法に基づいて市町長が発表する避難指示及び避難勧告並びに、住民に避難の準備を呼びかけることなどを目的に市町長が発表する避難準備情報とする。
2. 上記「1」の情報の内容は次のとおりとする。
 - ① 避難指示、避難勧告、避難準備情報の発表又は解除に関すること。
 - ② 上記①についての、発表又は解除の時間、発表の対象地域及び避難場所
3. 上記「2」の情報について、市町は別に定める様式により、県及び放送事業者に対して有線電話ファックス又は防災行政無線のファックスにより送信する。
4. 放送事業者は、上記「3」の送信を受信した場合、自主的な判断のもと、住民の生命や安全の保護に資するため、放送を通じて避難情報を住民に伝達することとする。
5. 避難情報の伝達をより適切に行う手段等について、県、市町、放送事業者は、それぞれの役割に応じて検討し、適宜、関係者で協議することとする。

「以上」

【県、17 市町、放送事業者（NHK高松放送局、西日本放送㈱、㈱瀬戸内海放送、山陽放送㈱四国支社、岡山放送㈱四国支社、テレビせとうち㈱四国支社、㈱エフエム香川）との間の申し合わせ】

2-16 災害時における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県知事（以下「甲」という。）が香川県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、香川県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲又は香川県公安委員会（以下「乙」という。）と株式会社朝日新聞高松支局（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、香川県生活環境部消防防災課長、香川県警察本部交通部交通規制課長及び株式会社朝日新聞高松支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月26日

(甲) 香川県知事	平井城一
(乙) 香川県公安委員長	松本恭輔
(丙) 株式会社朝日新聞高松支局長	川西邦広

【同時に同一内容の協定を締結】

(株)愛媛新聞社高松支社、(一社)共同通信社高松支局、(株)高知新聞社高松支社、(株)産業経済新聞社高松支局、(株)山陽新聞高松支社、(株)時事通信社高松支局、(一社)徳島新聞社高松支社、(株)日刊工業新聞社高松支局、(株)日本経済新聞社高松支局、(株)毎日新聞社高松支局、(株)読売新聞大阪本社高松総局

2-17 大規模災害時における通信手段の確保及び提供に関する協定

香川県（以下「甲」という。）とソフトバンクモバイル株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、その他の重大な事件・事故等により、香川県内で大規模な通信の途絶等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保及び避難所等における避難住民等への通信手段の提供を目的とする。

（通信手段の確保）

第2条 乙は、第1条の通信手段を確保するため、甲の要請に基づき、甲が設置する災害対策本部等に社員を派遣し、甲と協議のうえ、次の措置を講じるものとする。

- (1) 甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保について関係法令を踏まえた優先的な対応
- (2) 甲及び甲の通信相手先への衛星携帯電話や携帯電話の無償貸与及び貸与期間中の通信料金の無料扱い
- (3) 甲及び甲の通信相手先の施設への移動基地局車や移動電源車等の災害対策機器の投入、及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

（通信復旧作業の支援）

第3条 甲は、乙が前条第3号の復旧作業を実施する場合、乙に対し、次の支援を行うものとする。

- (1) 復旧作業を実施する場所への通行路の確保に関する関係機関との調整
- (2) 復旧作業に必要な資材置場等の確保に関する関係機関との調整
- (3) 復旧作業に必要な電気、伝送路、電柱の復旧に関する関係機関との調整
- (4) 移動電源車の発電用燃料等の調達に困難な場合における燃料調達に関する関係機関との調整

（避難所等における通信手段の提供）

第4条 乙は、第1条の避難所等における避難住民等への通信手段の提供として、甲と協議のうえ、乙の業務に支障のない範囲内で、必要な措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じたことにより生じる費用は、乙の通常業務の範囲内と認められる部分を除き、甲の負担とする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、平時より、甲が実施する総合防災訓練等において、本協定書に基づく大規模災害時等を想定した通信手段の確保に係る訓練を実施し、実効性の向上に努めるものとする。

（協議）

第6条 本協定書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定書の有効期間は、締結日より平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1

か月前までに、甲または乙から内容の変更または継続しない旨の申し出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月4日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
知事 浜田 恵造

乙 東京都港区東新橋1-9-1
ソフトバンクモバイル株式会社
代表取締役社長 孫 正義

2-18 大規模災害時における通信手段の確保及び提供に関する協定

香川県（以下「甲」という。）とKDD I株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、その他の重大な事件・事故等により、香川県内で大規模な通信の途絶等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保及び避難所等における避難住民等への通信手段の提供を目的とする。

（通信手段の確保）

第2条 乙は、第1条の目的を確保するため、甲の要請に基づき、甲と協議のうえ、乙の業務に支障のない範囲内で、次の措置を講じるものとする。

- （1） 甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保について関係法令を踏まえた優先的な対応
- （2） 乙は、甲に対し、可能な範囲において、衛星携帯電話や携帯電話を提供
- （3） 乙は、甲の要請先に対し、可能な範囲において、移動基地局車や移動電源車等の災害対策機器の投入、及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

（通信復旧作業の支援）

第3条 甲は、乙が前条第3号の復旧作業を実施する場合、乙に対し、次の支援を行うものとする。

- （1） 復旧作業を実施する場所への通路の確保に関する関係機関との調整
- （2） 復旧作業に必要な資材置場等の確保に関する関係機関との調整
- （3） 復旧作業に必要な電気、伝送路、電柱の復旧に関する関係機関との調整
- （4） 移動電源車の発電用燃料等の調達が困難な場合における燃料調達に関する関係機関との調整

（避難所等における通信手段の提供）

第4条 乙は、第1条の避難所等における避難住民等への通信手段の提供として、甲と協議のうえ、乙の業務に支障のない範囲内で、必要な措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じたことにより生じる費用は、乙の通常業務の範囲内と認められる部分を除き、甲の負担とする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、平時より、甲が実施する総合防災訓練等において、本協定書に基づく大規模災害時等を想定した通信手段の確保に係る訓練を実施し、実効性の向上に努めるものとする。

（協議）

第6条 本協定書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定書の有効期間は、締結日より平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から内容の変更または継続しない旨の申し出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月24日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
知 事

乙 香川県高松市番町一丁目六番八号
KDDI株式会社
理事 四国総支社長

2-19 大規模災害時における通信手段の確保及び提供に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と楽天モバイル株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法で規定する災害、その他の重大な事件・事故等により、香川県内で大規模な通信の途絶等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保及び避難所等における避難住民等への通信手段の提供を目的とする。

（通信手段の確保）

第2条 乙は、第1条の通信手段を確保するため、甲の要請に基づき、甲が設置する災害対策本部等に社員を派遣し、甲と協議のうえ、次の措置を講じるものとする。

- （1） 甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保について関係法令を踏まえた優先的な対応
- （2） 甲及び甲の通信相手先への衛星携帯電話や携帯電話の無償貸与及び貸与期間中の通信料金の無料扱い
- （3） 甲及び甲の通信相手先の施設への移動基地局車や移動電源車等の災害対策機器の投入、及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

（通信復旧作業の支援）

第3条 甲は、乙が前条第3号の復旧作業を実施する場合、乙に対し、次の支援を行うものとする。

- （1） 復旧作業を実施する場所への通行路の確保に関する関係機関との調整
- （2） 復旧作業に必要な資材置場等の確保に関する関係機関との調整
- （3） 復旧作業に必要な電気、伝送路、電柱の復旧に関する関係機関との調整
- （4） 移動電源車の発電用燃料等の調達が困難な場合における燃料調達に関する関係機関との調整

（避難所等における通信手段の提供）

第4条 乙は、第1条の避難所等における避難住民等への通信手段の提供として、甲と協議のうえ、乙の業務に支障のない範囲内で、必要な措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じたことにより生じる費用は、乙の通常業務の範囲内と認められる部分を除き、甲の負担とする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、平時より、甲が実施する総合防災訓練等において、本協定書に基づく大規模災害時等を想定した通信手段の確保に係る訓練を実施し、実効性の向上に努めるものとする。

（協議）

第6条 本協定書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定書の有効期間は、締結日より令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か

月前までに、甲または乙から内容の変更または継続しない旨の申し出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年5月20日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
知事 浜田 恵造

乙 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリムゾンハウス
楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介

2-20 災害時における電気通信設備の復旧及び通信手段確保に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 香川支店（以下「乙」という。）及び株式会社NTTドコモ 四国支社（以下「丙」という。）は、地震、津波、台風、豪雨、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴う広範囲の長時間通信障害（以下「大規模通信障害」という。）が発生した場合において、電気通信設備の復旧及び通信手段の確保に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模通信障害が発生した時に、甲、乙及び丙が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、それぞれがもつ資源を効果的に投入することにより、迅速かつ円滑な電気通信設備の保安・復旧（以下「復旧作業」という。）及び甲が応急対応のため必要とする被災地との通信手段の確保等を目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲、乙及び丙は、大規模通信障害が発生した時又は発生するおそれがある場合は、復旧作業の連携等のための連絡体制を確立するとともに、災害等の情報を互いに提供し、共有するものとする。

（電気通信設備の復旧）

第3条 乙及び丙は、大規模通信障害が発生した時は、乙及び丙の電気通信サービス管轄区域内における被害状況の総合的な判断に基づき、甲と調整のうえ、医療救護活動を実施する災害拠点病院等の医療機関、災害復旧対応の中核となる官公署等への復旧作業を可能な限り優先して実施するものとする。

（通信手段の確保）

第4条 乙及び丙は、甲の要請に基づき、甲と協議のうえ、業務に支障のない範囲内で、次の措置を講じるものとする。

- （1）甲が応急対応のため必要とする通信手段の確保について関係法令を踏まえた優先的な対応
- （2）衛星携帯電話や携帯電話の無償貸与
- （3）甲の要請先に対する移動基地局車や移動電源車等の災害対策機器の投入、及び当該施設周辺の被災した携帯基地局設備や伝送路の応急復旧

（道路啓開）

第5条 甲は、甲が管理する道路が災害等により使用不能となり、乙及び丙の復旧作業に支障を来すこととなった時は、迅速な啓開に努めるものとする。

2 乙及び丙は、迅速な道路啓開のため甲から協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、復旧作業の支障となる樹木・土砂などの障害物の除去作業に協力するものとする。

（早期復旧のための協力）

第6条 乙及び丙は、迅速な復旧作業のために必要と認められる時は、甲に対して、次の協力を要請できるものとする。

- （1）復旧作業の支援
- （2）復旧作業の支障となる樹木・土砂などの障害物の除去作業
- （3）復旧作業に必要な拠点、資材置場、駐車場及びヘリポート等の確保
- （4）復旧作業車の燃料調達の支援

2 甲は、甲が管理する道路等の復旧のために必要と認められるときは、乙及び丙に対して、復旧の妨げとなる倒壊した電柱などの通信設備の除去を要請する。乙及び丙は自ら除去することが困難な場合、技術員を派遣したうえで、甲へ除去の実施を要請するものとする。

3 甲は、前々項及び前項の要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、協力をするものとする。

（道路等の使用）

第7条 甲は、乙及び丙が復旧作業のため、甲の管理する道路等の土地に、仮設電柱や通信ケーブル等

を設置する必要が生じた場合は、これに協力するものとする。

2 災害復旧活動の進捗により仮設電柱等が災害復旧活動の支障又は不要となった時は、遅滞なく、乙及び丙の負担により移設又は原状に復するものとする。

(費用の負担)

第8条 この協定に基づき、協力に要した費用の負担については、甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和3年3月4日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市観光通1丁目8番地2
西日本電信電話株式会社 香川支店
支店長 北口 哲也

丙 香川県高松市天神前9番1号
株式会社NTTドコモ
執行役員 四国支社長 三ヶ尻 哲也

2-2-1 かがわ減災プロジェクトに関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と株式会社ウェザーニューズ（以下「乙」という。）は、県民や県内市町等との連携によって、被害レポート等の災害関連情報を円滑に集約、その情報を県民に公表・共有することにより、県民等の災害対応及び減災対策を支援することでの災害被害の軽減を図る事業を「かがわ減災プロジェクト」（以下「減災プロジェクト」という。）と位置付け、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携・協力により、かがわ減災プロジェクトを円滑に実施していくことを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 連携・協力の内容は、次のとおりとする。

（1）甲及び県民等が被害レポート等の災害関連情報を共有・利活用するためのウェブサイトの構築、管理及び運用

（2）その他前号に規定する事項の推進に当たり必要な事項

（役割分担）

第3条 甲及び乙は、次のとおり役割を分担して減災プロジェクトを進めるものとする。

（1）甲の役割

ア 県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報

イ 甲の職員及び県内市町に対する減災プロジェクトへの参加、利活用の促進

（2）乙の役割

ア 減災プロジェクトのウェブサイトの構築

イ 減災プロジェクトのウェブサイトの管理及び運用

2 前項各号に掲げる役割以外の事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲及び乙は、前条の規定に基づき分担した業務に要する費用を、各自で負担するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を行うに当たって、相手方から秘密である旨が示された情報（各種媒体によるもののほか、口頭により提供されたものを含む。）を、書面による承諾なしに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定に基づく業務を行うに当たっては、個人情報保護のため、次の事項を遵守しなければならない。

（1）本協定に基づく業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせないこと

（2）本協定に基づく業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めること

（3）本協定に基づく業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要な最小限のものとし、適法かつ公正な手段により収集すること

（4）本協定に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報をこの業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと

（5）本協定に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することがないように、当該個人情報の安全な管理に努めること

（6）前号の個人情報を取り扱う場所を特定し、持ち出さないこと

（7）本協定に基づく業務を処理するために、私用のパソコン等を使用しないこと

（8）本協定に基づく業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしないこと

2 本協定に基づく業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(協定の期間)

第7条 本協定の効力は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の効力の満了の日から3か月前までに甲及び乙のいずれからも終了の申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 第5条及び第6条の規定は、本協定の効力の満了後も存続するものとする。

(協定の変更・解除)

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定を変更し、又は解除しようとする場合は、3か月の予告期間をもって相手方に文書で通知し、その同意を得るものとする。

(協議)

第9条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について定める必要がある場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月28日

甲：香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

乙：東京都港区芝三丁目1番14号

日本生命赤羽橋ビル

株式会社ウェザーニューズ

代表取締役社長 草開 千仁

2-2-2 災害に係る情報発信等に関する協定

香川県（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、香川県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組）

第2条 本協定における取組の内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

（1） 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（2） 甲が、香川県内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（3） 甲が、香川県内の避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（4） 甲が、災害発生時の香川県内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（5） 甲が、香川県内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年9月6日

甲：香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田 豊人

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 小 澤 隆 生

2-23 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

(目的)

第1条 香川県(以下「甲」という。)と株式会社壺番屋(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)に交通が途絶したことにより、容易に帰宅することが困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)を支援するため、帰宅支援ステーション(以下「支援ステーション」という。)の設置など帰宅困難者の支援について、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 甲は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が帰宅する際の支援を行なうため、香川県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗(以下併せて「店舗」という。)に対し支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力をもって協定の履行を求めるものとする。この場合において、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限により店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であって、前項各号の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができるものとする。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を店舗前面の利用者の見やすい位置に掲出するものとする。

2 乙の店舗に掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の更新方法及び供給方法については、甲乙協議の上、年1回2月1日までに決定し、配布するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 前条の「支援ステーション・ステッカー」の作成に要する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して

決定するものとする。

(適用)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年6月24日

(甲) 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県
香川県知事

(乙) 愛知県一宮市三ツ井6丁目12番23号
株式会社壺番屋
代表取締役社長 浜島俊哉

【同一内容の協定を締結】

(株)デイリーヤマザキ (株)ファミリーマート ミニストップ(株) (株)モスフードサービス (株)吉野家 (株)ローソン (株)セブン-イレブン・ジャパン

2-24 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県ホテル旅館生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における宿泊施設等の提供に関し、次のとおり協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害発生時」という）において、観光を目的に香川県を訪れた旅行者等及び、県内在住で特に配慮を要する者等に対して、安全に滞在できる場所を提供し、必要な支援を行うことを目的として、甲が乙に協力を求める宿泊施設等の提供に関して、その円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、交通の途絶等により、帰宅が困難となる旅行者等（以下「帰宅困難者」）や、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害が発生した場合に、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等（以下「要配慮者等」）を対象として、第4条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し宿泊施設等の提供を要請できるものとし、乙は、特別な理由がない限り、優先的に協力するものとする。

2 前項の要請は、業務の内容、期間等を指定して文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、甲から前項による要請があった場合は、乙の組合員への調査を行い、協力可能な宿泊施設名及び数量等を、甲に文書又は口頭で連絡するものとする。

（要配慮者等の範囲）

第3条 要配慮者等は、次のとおりとする。ただし、原則として専門的な介護が必要な者を除く。

（1）高齢者（市町が特に必要と認める場合を除き、原則として65歳以上の者に限る。）

（2）障害者（市町が特に必要と認める場合を除き、原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）

（3）乳幼児

（4）妊産婦

（5）その他集団生活等が困難な者

（6）上記（1）から（4）までと同一世帯の者及び市町が必要と認めた介護者

（協力業務）

第4条 甲が乙に協力を要請する宿泊施設等の提供に関する業務は、次のとおりとする。

（1）施設内での滞り場所（トイレ、ロビー、ホール、会議室等）の提供

（2）施設内で滞りする者への入浴や飲料、食料その他必要な物資の提供

（3）施設内で滞りする者への公共交通機関の運行情報の提供

（4）宿泊希望者への客室等（入浴、食事等含む）の提供

（5）その他甲乙が協議し、必要と認める事項

（受入方法等）

第5条 甲は、乙からの情報に基づき、被災地の市町（以下「被災市町」という。）に対し、帰宅困難者及び要配慮者等の受入先となる宿泊施設の情報等を提供するものとする。

2 要配慮者等の受入れは、災害の発生状況、被害状況等に応じて被災市町と乙の組合員とが連携して行う。

3 前項において、乙の組合員への利用申込みは、被災市町が乙の組合員の定める方法により行うものとする。

(受入期間)

第6条 帰宅困難者の受入期間は、原則として、交通が途絶した時点から、帰宅手段が確保されるまでの期間とする。

2 要配慮者等の受入期間は、原則として、災害救助法による救助基準に基づき、乙が受入可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了する等宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

(費用負担)

第7条 この協定に基づく費用については、次のとおりとする。

(1) 帰宅困難者については、原則として宿泊施設の負担とするが、提供するサービスによっては、利用者に適宜負担を求めるものとする。

(2) 要配慮者等については、甲が負担するものとし、その額は、災害発生時の直前における災害救助法施行細則（昭和39年香川県規則第9号）第4条の2に規定する範囲内において、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(取消料)

第8条 乙は、被災市町が、第5条第3項に規定する利用申し込み後に当該申込みの取消しを行った場合であっても、甲に対して取消料を請求しないものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年5月27日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市西の丸町10番15号
西の丸ビル3階
香川県ホテル旅館生活衛生同業組合
理事長 三矢 昌洋

2-25 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県石油商業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における石油類燃料の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、甲が行う応急対策に必要な石油類燃料の供給の協力等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して、次の各号に掲げる業務を要請できるものとし、乙は特別な理由が無い限り協力するものとする。

- (1) 乙の組合員の給油所等において、災害応急対策業務にあたる甲の車輛等へ石油類燃料を優先的に供給すること
- (2) 乙の組合員の油槽所等から甲の公共施設等へ石油類燃料を運搬し優先的に供給すること
- (3) 乙の組合員の給油所を、帰宅困難者に対し、乙の可能な範囲で一時休憩所として提供すること
- (4) 乙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た情報を提供すること

2 前項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第3条 前条第1項第1号及び第2号に規定する甲の要請により乙が供給した石油類燃料の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する石油類燃料の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 前条第1項第3号及び第4号に規定する支援に要した経費は、乙が負担するものとする。

（代金の請求及び支払）

第4条 乙は、業務の終了後、前条第1項に係る費用について、甲へ請求するものとする。

2 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災局危機管理課長、乙においては事務局長とする。

（給油所等一覧）

第6条 乙は、協定に基づいて第2条第1項各号の協力をすることができる県内の給油所等の一覧を作成し、甲に文書で報告するものとする。なお、その内容に変更が生じた場合は、その都度文書で報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年1月22日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市天神前10番5号
香川県石油商業組合
代表理事 天野博司

2-26 災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書

香川県（以下「甲」という。）と石油連盟（以下「乙」という。）は、地震・風水害・雪害等の大規模災害時において、甲の地域に存在する重要施設に対する燃料供給について、乙の会員会社である石油元売会社（以下「会員会社」という。）から直接供給を行う必要が生じた場合、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給（以下「非定形的な燃料供給」という。）を円滑に実施する為に、対象となる重要施設に関する所要の情報を、甲・乙において平時から共有し、大規模災害時に有効に運用すべく、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震・風水害・雪害等の大規模災害が発生したことにより重要施設に対する燃料供給が困難な事態となり、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「石油備蓄法」という。）第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされる等、政府が乙若しくは会員会社に対する非定形的な燃料供給要請に関与する場合において、それらの枠組みにおける甲の要請に基づく重要施設への円滑な燃料供給に資することを目的とする。

（大規模災害）

第2条 本覚書の対象とする「大規模災害」とは、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行う等により、政府が乙若しくは会員会社に対して非定形的な燃料供給を要請した災害をいう。

（重要施設）

第3条 本覚書の対象とする「重要施設」とは、災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、甲が別途指定して乙に提示した施設をいう。

（重要施設の設備等情報）

第4条 甲は、その指定した重要施設について、燃料供給に必要なものとして乙が定めた情報（以下「設備等情報」という。）を調査・収集して乙に提供する。甲は、乙に提供する設備等情報の正確性、最新性、網羅性の確保に努めるものとする。

（設備等情報の追加・変更）

第5条 甲は、設備等情報について追加、変更があった場合は、速やかに、前条に基づいてこれを乙に提供する。

（設備等情報の更新）

第6条 甲は、設備等情報の最新性を確保する為に、毎年度1回以上、乙に提供した設備等情報の内容を実態と突き合わせて更新を行い、更新後の設備等情報を乙に提供する。

（設備等情報の展開・共有）

第7条 乙は、甲から提供された設備等情報を、会員会社に対して提供してこれを共有し、乙及び会員会社が本覚書の趣旨に沿った大規模災害時の対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとし、甲はこれに同意する。

2. 乙が、経済産業省から、政府の大規模災害時対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に

利用するものとして、設備等情報の提供を求められた場合に、甲はこれを経済産業省に提供することについて同意する。

(設備等情報の利用)

第8条 本覚書に基づいて提供された設備等情報は、大規模災害時に政府からの非定形的な燃料供給要請があった場合、及びそのような事態に備えるための行動計画等の立案とその実施準備及び訓練を行う場合に利用するものとし、乙及び会員会社は、第1条で定める本覚書の目的以外の用途のため、設備等情報を利用しないものとする。

(設備等情報の管理)

第9条 乙及び会員会社は、甲から提供された設備等情報の適正管理に努める。

(有効期間)

第10条 本覚書は、締結時から発効し、大規模災害時の非定形的な燃料供給について、石油備蓄法等に基づく政府関与の制度等が廃止されたときは、原則として終了する。但し、これらに代わる制度的枠組みが成立する場合には、同様の覚書を締結することを考慮する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月20日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
香 川 県 知 事 浜 田 恵 造

乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
石 油 連 盟
専 務 理 事 奥 田 真 弥

2-27 災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書

香川県警察（以下「甲」という。）と香川県総合エネルギー協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の原因による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策用石油類燃料（以下「燃料」という。）の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が救助、救援等の警察活動を円滑に行うため、乙に対して燃料の優先供給に関して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる燃料の優先供給を要請することができるものとし、乙は、特別の理由が無い限り協力するものとする。

- (1) 甲が指定する車両への燃料の優先供給
- (2) 甲が指定する施設等への燃料の優先供給

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（燃料の引渡等）

第3条 燃料の引渡しは、原則として乙が指定する場所（給油所等）において行うものとし、甲は納品を確認の上、引き取るものとする。ただし、乙が運搬可能な場合は、甲の指定する施設等に運搬するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定により乙が供給した燃料及び運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が速やかに支払うものとする。

（連絡責任者等）

第6条 甲、乙は、この協定に基づく燃料の供給を円滑に行うため、連絡責任者を指定し、相互に報告を行うものとする。

2 乙は、甲に対し、協力することができる給油所及び燃料の供給方法について文書により報告（内容に変更が生じた場合を含む。）するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年6月27日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県警察
本部長 筋 伊知朗

乙 香川県高松市天神前10番5号
香川県総合エネルギー協同組合
代表理事 天野博司

2-28 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、県有建物における電気設備の応急復旧に関して、香川県（以下「甲」という。）が香川県電気工事業工業組合（以下「乙」という。）に協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、香川県内に地震災害、風水害及びその他の災害が発生し、次に掲げる業務の協力を得る必要があるときは、乙に協力を要請することができる。

- (1) 県有建物の電気設備の応急復旧活動に関すること
- (2) 応急復旧活動中に二次災害等を発見したときは甲及び関係機関に通報すること
- (3) その他甲が特に必要と認める業務

2 甲は、前項の要請を行うときは、名称、所在地、業務の内容及びその他必要と認められる事項を「応急復旧対策業務要請書」(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後、速やかに前述の要請書を提出するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(応急復旧作業後の引渡し)

第4条 乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に「応急復旧対策業務完了報告書」(様式第2号)により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、その後速やかに「応急復旧対策業務完了報告書」を提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては財産経営課長とし、乙においては香川県電気工事業工業組合事務局長とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年 7月28日

(甲) 高松市番町4丁目1番10号

香川県

香川県知事 浜田恵造

(乙) 高松市三名町字東原30番7号

香川県電気工事業工業組合

理事長 山下正一

2-29 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）及び四国電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、地震、津波、台風、豪雨、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴う広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生した場合において、電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模停電が発生した場合に、甲、乙及び丙が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、それぞれがもつ資源を効果的に投入することにより、電力供給設備等の保安・復旧（以下「復旧作業」という。）及び復旧作業の支障となる樹木・土砂などの障害物の除去等の作業（以下「除去作業」という。）を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲、乙及び丙は、大規模停電が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、復旧作業の連携等のための連絡体制を確立するとともに、災害等の情報を互いに提供し、共有するものとする。

（電力供給設備等の復旧）

第3条 乙及び丙は、大規模停電が発生した時は、丙の供給区域内における被害状況の総合的な判断に基づき、甲と調整のうえ、医療救護活動を実施する災害拠点病院等の医療機関、災害復旧対応の中核となる官公署等への復旧作業を可能な限り優先して実施するものとする。

（道路啓開）

第4条 甲は、甲が管理する道路が災害等により使用不能となり、乙又は丙の復旧作業に支障を来すこととなった時は、迅速な啓開に努めるものとする。

2 乙及び丙は、迅速な道路啓開のため甲から協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、除去作業に協力するものとする。

（早期復旧のための協力）

第5条 乙及び丙は、迅速な復旧作業のために必要と認められるときは、甲に対して、次の協力を要請できるものとする。

（1）復旧作業に必要な拠点、資材置場、駐車場及びヘリポート等としての、甲が所有する施設、駐車場等の提供

（2）その他、復旧作業および除去作業への協力

2 甲は、前項の協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において協力するものとする。

（仮設電柱等の設置）

第6条 甲は、乙又は丙が復旧作業のため、甲の管理する道路等の土地に、仮設電柱や配電線等を設置する必要が生じた場合は、これに協力するものとする。

2 災害復旧活動の進捗により仮設電柱等が災害復旧活動の支障又は不要となったときは、遅滞なく、乙又は丙の負担により移設又は原状に復するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づき実施した協力に要した費用の負担については、甲、乙及び丙協議のうえ決定

するものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

(連絡責任者)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

附則

甲及び乙が締結している「災害時の電力供給設備の復旧等に関する協定書」(平成27年3月11日締結)はこの協定の締結をもって失効するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月26日

香川県高松市番町四丁目1番10号

甲 香川県

香川県知事 浜田 恵造

香川県高松市室新町973-1

乙 四国電力株式会社 香川支店

執行役員香川支店長 大西 玉喜

香川県高松市室新町973-1

丙 四国電力送配電株式会社 高松支社

支社長 植松 幸雄

【同一趣旨の協定を締結】

中国電力株 R3.7.1

2-30 災害時における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川トヨタ自動車株式会社、香川トヨペット株式会社、トヨタカローラ香川株式会社、ネットトヨタ香川株式会社、ネットトヨタ高松株式会社、株式会社トヨタレンタリース東四国及びトヨタモビリティパーツ株式会社四国統括支社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、災害時に市町が開設する避難所等への、外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し様式第1号提供協力要請書（以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、災害時の状況により、乙が車両を運搬できない場合は、甲及び乙が協議の上、引渡しの方法を調整するものとする。

2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し外部給電可能な車両を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の規定による引渡しを受けることを市町に代行させることができるものとする。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から5日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請に伴い、外部給電可能な車両を引渡しした場合は、甲に対し口頭又は電話等により報告するものとし、事後速やかに様式第2号提供協力実施報告書（以下「報告書」という。）を提出するものとする。

（外部給電可能な車両の返却）

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用（燃料代、その他消耗品等にかかる費用をいう。）については、甲又は貸与を受けた市町が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基準として、甲又は貸与を受けた市町及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第9条 甲又は貸与を受けた市町は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) この協定に基づく支援協力に従事した者が、これに従事したことにより負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(2) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰する理由が不明な場合は、甲及び乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(3) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第11条の規定による。

(車両保険の取扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受ける際にかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲及び貸与を受けた市町の故意又は重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め、甲及び貸与を受けた市町の負担とする。

(使用上の注意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を次のとおり使用するものとする。

(1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。

(2) 原則として、香川県内の避難所等で電力供給のために使用する。

(3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、速やかに乙に報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、相互に報告するものとする。

2 前項の規定による報告後に、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に貸与できる外部給電可能な車両の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供するものとする。

3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲及び乙で対応を協議するものとする。

(防災訓練等)

第15条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が実施する防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及・周知活動)

第16条 甲及び乙は、県民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及について、協力して取り組むものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の日の2ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年9月10日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市春日町1378番地
香川トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 灘波 順一

香川県高松市春日町1378番地
香川トヨペット株式会社
代表取締役社長 灘波 順一

香川県高松市鬼無町是竹94番地
トヨタカローラ香川株式会社
代表取締役社長 向井 幸司

香川県高松市木太町2681番地5
ネットトヨタ香川株式会社
代表取締役社長 石井 清裕

香川県高松市香西南町404番地1
ネットトヨタ高松株式会社
代表取締役社長 朝倉 一

香川県高松市西の丸町10番21号
株式会社トヨタレンタリース東四国
代表取締役社長 灘波 順一

愛媛県松山市高岡町458番1号
トヨタモビリティパーツ株式会社 四国統括支社
四国統括支社長 中村 利浩

2-3-1 災害時における緊急通行車両の円滑な通行の確保に関する協定

香川県警察（以下「甲」という。）及び社団法人日本自動車連盟四国本部香川支部（以下「乙」という。）は、災害時における緊急通行車両の円滑な通行の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県内で災害が発生した場合において、警察官が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の3第2項の規定による緊急通行車両の通行の妨害となっている車両の移動等の措置（以下「車両移動等措置」という。）に対する協力を確保し、及びその手続について定めることにより、緊急通行車両の円滑な通行を確保し、もって迅速な災害応急対策の実施に資することを目的とする。

（対象車両）

第2条 この協定に基づき乙が移動させる車両は、社団法人日本自動車連盟の会員が使用する車両か否かを問わず、総重量が3トン未満である道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車とする。

（協力要請）

第3条 甲は、車両移動等措置を実施する場合において、乙の協力を求める必要があるときは、次に掲げる事項を乙に通知して、その協力を要請するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (2) 協力を必要とする場所
- (3) 妨害となっている車両（以下「妨害車両」という。）の種別及び台数
- (4) 現場指揮官の所属、職及び氏名
- (5) 連絡方法
- (6) その他必要な事項

（協力活動）

第4条 乙は、甲から協力の要請があった場合は、乙の管理する職員、車両及び装備の範囲内で妨害車両を移動させ、車両移動等措置に協力するものとする。この場合において、妨害車両の移動は、前条第4号の現場指揮官の指示に従って行うものとする。

2 乙は、車両移動等措置への協力を開始したときは、開始時間、責任者並びに従事する職員及び車両の数を甲に通知するものとする。

3 甲は、車両移動等措置への協力を受ける必要がなくなったときは、乙に対し、速やかに連絡するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づき乙が行った妨害車両の移動に要する費用は、乙の負担とする。

（損害補償）

第6条 この協定に基づき乙が行った妨害車両の移動その他これに付随する活動に伴い乙の職員又は第三者に生じた損害の補償（災害対策基本法第82条の規定による補償を除く。）は、乙の責任において

行うものとする。

(訓練への参加)

第7条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(疑義の協議)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年4月28日

香川県高松市番町4丁目1番10号

甲 香川県警察

香川県警察本部長 沖田芳樹

香川県高松市松縄町591番地

乙 社団法人日本自動車連盟四国本部香川支部

支部長 浅見英三

2-32 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と香川県レッカー協同組合（以下「乙」という。）は災害時における緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県内で災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項及び第2項に基づく応急措置を実施するに当たり、乙に協力要請することができる車両等排除業務に関して必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、緊急通行車両の通行を確保するために必要があるときは、乙に対し、次の事項を文書で通知して、車両等排除業務の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (2) 協力を必要とする場所
- (3) 妨害となっている車両等（以下「妨害車両等」という。）の種類及び台数
- (4) 現場指揮官の所属、職及び氏名
- (5) 連絡方法
- (6) その他必要な事項

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、乙の組合加入者が所有する車両、装備等の範囲内で車両等排除業務に協力するものとする。この場合において、妨害車両等の移動は前条第4号の現場指揮官の立ち会いのもと行うものとする。

2 乙は車両等排除業務を開始するときは、開始時間、責任者並びに出動員氏名及び車両数を甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の車両等排除業務に要した費用は、乙の負担とする。

（出動組合員等が受けた被害の補償）

第5条 第2条の規定に基づき、車両等排除業務に従事した者が、その業務により死亡又は、負傷し、若しくは疾病にかかり死亡、障害の状態となった場合においては出動組合員又は乙が加入する公的な災害保険、傷害保険を適用し補償する。

（排除対象車両等の損害の補償）

第6条 車両等排除業務の実施にあたり、組合員が他人及び車両等に損害を与えた場合、組合員若しくは乙の公的保険を適用する。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第8条 乙は、この協定による車両等排除業務について出動できる人員及びレッカー車、作業工作車の状況を要請があれば甲に報告する。

（協定の実施）

第9条 この協定に基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別途定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙からの文書による終

了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(疑義の協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた時は、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年4月28日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県

香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市香川町大野270番地1

香川県レッカー協同組合

代表理事 松本光夫

2-33 災害時における交通誘導業務に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、香川県内において災害が発生した場合において、香川県が社団法人香川県警備業協会に属する会員警備業者に交通誘導業務の要請等を求めるときの手続きを定めるものとする。

(業務の要請)

第2条 香川県知事(以下「甲」という。)は、災害が発生し、香川県警察のみでは緊急輸送路の確保等が十分できない場合は、社団法人香川県警備業協会(以下「乙」という。)に属する会員警備業者会員(以下「会員」という。)に対し、香川県警察本部長より交通誘導業務(以下「業務」という。)の要請をすることができる。

2 甲は、前項の規定により、会員に対し、業務の要請をしたときは、香川県警察本部長より速やかに乙に連絡するものとする。

(業務の実施)

第3条 会員は、甲の要請を受けたときは、可能な限り、その要請に従って業務を実施するものとする。

(業務費用の負担)

第4条 甲の要請により、会員が実施した業務に係る費用は香川県が負担する。

(協議)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定は、平成8年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年3月28日

甲 香川県知事 平井城一

乙 社団法人香川県警備業協会
会長 三野隆義

災害時における交通誘導業務に関する細目協定

香川県警察本部長（以下「甲」という。）と社団法人香川県警備業協会（以下「乙」という。）とは、平成8年3月28日をもって香川県と乙との間に締結した「災害時における交通誘導業務に関する協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、香川県の所管業務の実施に関して次のとおり協定する。

（業務の要請）

第1条 甲は、基本協定第2条第1項の規定により交通誘導業務（以下「業務」という。）の要請をする場合は、乙に属する会員警備業者（以下「会員」という。）に対し、業務の内容、日時及び場所を指定して、文書、電話等（以下「文書等」という。）により行うものとする。

2 甲は、基本協定第2条第2項の規定により乙に連絡するときは、要請した業務の概要を文書等により行うものとする。

（業務の実施）

第2条 会員は、前条第1項の業務の要請を受けたときは、指定された日時及び場所に必要な資器材を携行のうえ警備員を配置させ、当該業務を実施するものとする。

2 会員は、業務を実施したときは、業務開始時間、業務責任者及び配置警備員数等を文書等により速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

（業務実施上の留意事項）

第3条 会員は、業務を実施するうえで疑義が生じたときは、直ちに甲の指示を受けなければならない。

2 会員所属の警備員は、業務に従事するにあたっては警察官等との連携に努めなければならない。

（業務の解除）

第4条 甲は、事態が沈静化するなど業務の必要がなくなったときは、乙及び業務を要請した会員に対し、速やかに文書等により業務の解除を連絡するものとする。

（業務費用の請求及び支払い）

第5条 会員は、業務の解除があるなど当該業務終了後、通常の業務費用を甲を通じて香川県に請求するものとする。

2 香川県は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

（災害保障）

第6条 この協定に基づく業務の実施に伴い、会員所属の警備員が災害を受けた場合の保障は、当該会員の責任において行うものとする。

（損害賠償）

第7条 この協定に基づく業務の実施に関し会員所属の警備員が、香川県又は第三者に損害を与えた場合の賠償は、当該会員の責任において行うものとする。

（協議）

第8条 この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年3月28日

甲 香川県警察本部長 今井 康容

乙 社団法人香川県警備業協会
会 長 三野 隆義

2-34 災害時における車輛等保管場所の提供等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県中古自動車販売協会（以下「乙」という。）とは、災害時における車輛等保管場所の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内において、地震、津波、風水害その他の大規模災害（香川県国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が保有する車輛等保管場所の提供、緊急用車輛・機械の貸渡し、故障車輛の応急処置及び運搬（以下「ロードサービス」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、前条に掲げる業務の協力を得る必要があるときは、原則として、別紙様式第1号に定める協力要請書にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（車輛等保管場所の提供）

第3条 車輛等保管場所の提供については、甲乙協議の上決定するものとし、甲は、当該保管場所に職員または甲が指定した者を派遣し、乙は、別紙様式第2号に定める保管完了報告書により、車輛等が保管されていることの確認を受けるものとする。

（緊急用車輛・機械の貸渡し）

第4条 緊急用車輛・機械の貸渡し場所については、甲乙協議の上決定するものとし、甲は、当該貸渡し場所に職員または甲が指定した者を派遣し、緊急用車輛・機械を確認の上、貸渡しを受けるものとし、乙は、別紙様式第3号に定める貸渡し実施報告書により、甲に通知するものとする。

（故障車輛の応急処置及び運搬）

第5条 乙は、甲のロードサービスの実施要請に基づき、ロードサービスを実施したときは、別紙様式第4号に定めるロードサービス実施報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定により、乙の車輛等保管場所の提供等に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 対価及び費用は、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、本協定実施の連絡責任者を別途定め、変更があった場合は、直ちに報告するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成26年7月25日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有

効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年7月25日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造 印

乙 香川県高松市鬼無町佐藤6番地7
香川県中古自動車販売協会
会 長 岡 隆夫 印

2-35 災害時における車両等の優先貸渡しに関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県レンタカー協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の原因による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における車両等の優先貸渡しに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して災害応急対策に使用する乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス及び建設機械等（以下「車両等」という。）の優先貸渡しに関して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し、車両等の貸渡しを要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

2 前項の要請は、原則として、別記様式第1号の災害時における車両等の貸渡し協力要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（車両等の貸渡し）

第3条 この協定により、甲が乙に対し貸渡しを要請する車両等は、災害時の応急対策実施のために必要な車両等とする。なお、甲は、乙から車両等を借り受けるときは、当該車両等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（事故等）

第4条 乙は、貸渡した車両等が、故障その他の理由により運行等ができなくなったときは、速やかに当該車両等を交換してその運行等を継続できるようにしなければならない。

（業務の報告）

第5条 乙は、車両等の貸渡しを実施したときは、当該貸渡しの終了後、速やかに別記様式第2号の災害時における車両等の貸渡し実施状況報告書により甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定により、乙の車両等の貸渡しに係る費用は、甲が負担するものとする。ただし、医療救護活動に使用した場合等において、甲の要請を受けた甲以外の者（以下「使用者」という。）が、車両等を使用した場合については、別途協議の上、使用者の負担となる場合がある。

2 前項の費用は、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱について」（平成18年3月30日付国自旅第286号）に基づきレンタカー事業者が届け出している貸渡料金を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、車両等の貸渡しの終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。ただし、前条第1項ただし書により使用者の負担となる場合は、乙は、当該使用者に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(連絡責任者の指定等)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

3 乙は、甲に対し災害時における車両等の円滑な貸渡しを行うため、乙の会員名簿及び使用できる車両等に関する事項について連絡調整を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年5月24日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市春日町1539番地3号
香川県レンタカー協会
会長 大神 俊哉

2-36 災害時における車両等の優先貸渡しに関する協定書

香川県警察（以下「甲」という。）と香川県レンタカー協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の原因による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における車両等の優先貸渡しに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 災害時において、甲が救助、救援活動等の警察活動を円滑に行うため、乙に対して災害応急対策に使用する乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス及び建設機械等（以下「車両等」という。）の優先貸渡しに関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害発生時に、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し、車両等の貸渡しを要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

2 前項の要請は、原則として、別記様式第1号の災害時における車両等の貸渡し協力要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（車両等の貸渡し）

第3条 この協定により、甲が乙に対し貸渡しを要請する車両等は、災害時の応急対策実施のために必要な車両等とする。なお、甲は、乙から車両等を借り受けるときは、当該車両等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（事故等）

第4条 乙は、貸渡した車両等が、故障その他の理由により運行等ができなくなったときは、速やかに当該車両等を交換してその運行等を継続できるようにしなければならない。

（業務の報告）

第5条 乙は、車両等の貸渡しを実施したときは、当該貸渡しの終了後、速やかに別記様式第2号の災害時における車両等の貸渡し実施状況報告書により甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定により、乙の車両等の貸渡しに係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱について」（平成18年3月30日付け国自旅第286号）に基づきレンタカー事業者が届け出している貸渡料金を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、車両等の貸渡しの終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（連絡調整）

第8条 乙は、甲に対し災害時における車両等の円滑な貸渡しを行うため、乙の会員名簿及び使用できる車両等に関する事項について連絡調整を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年4月18日

甲	香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県警察 本部長	筋 伊 知 朗
乙	香川県高松市春日町1539番地3号 香川県レンタカー協会 会長	齊 加 捷 一

2-37 米穀の調達に関する協定書

香川県知事 真鍋武紀（以下「甲」という。）と香川県食糧事業協同組合理事長 日中延良（以下「乙」という。）の間に、災害発生時における米穀の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における米穀の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する米穀の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、米穀の調達について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲（農業生産流通課長）に連絡するものとする。

（調達要請の方法）

第3条 第1条の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書によって要請するいとまのないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（米穀の価格）

第4条 米穀の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（米穀の引取）

第5条 米穀の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達した米穀を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

3 甲が引取った米穀の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（協議事項）

第6条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、平成12年1月1日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。ただし、乙が廃業したときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成11年12月7日

甲 高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 真鍋 武紀

乙 高松市福岡町3丁目17番22号
香川県食糧事業協同組合
理 事 長 日中 延良

【同時に同一内容の協定を締結】

株式会社四国ライス、くりや株式会社、香川県農業協同組合（登録番号順）

2-38 災害発生時における食料の調達に関する協定書

香川県(以下「甲」という。)と香川県パン協同組合(以下「乙」という。)は、災害発生時における食料(以下「パン」という。)の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害時におけるパンの確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、製造又は調達が可能なパンの供給を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(要請の方法)

第3条 パンの調達要請は、原則として別紙によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに別紙を交付するものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、パンを引き取った後、すみやかにその代金を乙に支払うものとする。

2 パンの取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品搬送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。

(パンの運搬、引渡し)

第5条 パンの引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は当該場所へ職員を派遣し、確認のうえこれを引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災局危機管理課長、乙においては理事長とする。

(協議)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年2月14日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市八坂町2番地20
香川県パン協同組合
理事長 森 嗣喜

2-39 災害時における麺類の調達等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県製粉製麺協同組合（以下「乙」という。）及び本場さぬきうどん協同組合（以下「丙」という。）とは、災害時における麺類の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の大規模災害（香川県国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急処理事態」を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、避難所の炊き出し等に必要な麺類の調達等に関して、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、麺類の調達等をする必要があると認めるときは、乙及び丙に対し、その保有する麺類の供給等を要請することができる。

(1) 香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。

(2) 香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する食料等の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から食料等の調達のあっせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙及び丙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙及び丙に協力を要請する麺類の調達等に関する業務は次のとおりとする。

(1) 乾麺、半生麺、生麺、その他麺類の供給

(2) 避難所等における炊き出しの実施

(3) その他甲が指定する物資の供給

（実 施）

第4条 乙及び丙は、第2条の規定により要請を受けたときは、その組合員をして速やかに麺類の供給等を行うものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により麺類の供給等を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（麺類等の物資の引渡し）

第5条 麺類等の物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙又は丙による運搬が困難な場合は、状況に応じ麺類等の物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲、乙又は丙が協議の上、決定するものとする。

2 麺類等の物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、麺類等の物資を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（経費の負担）

第6条 甲は、この協定に基づく業務の実施に要した費用を負担する。なお、経費の算出方法について

は、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

2 甲は、乙及び丙に対し、前項の代金及び費用を、乙及び丙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(担当責任者の通知等)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙及び丙が麺類の供給等をする際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく麺類の供給等が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲、乙及び丙が協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は各々記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月1日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県

香川県知事 浜田 恵造 印

乙 香川県高松市西内町1番地16 太田ビル2階
香川県製粉製麺協同組合

理 事 長 木下 敬三 印

丙 香川県高松市宮脇町一丁目8番21号
本場さぬきうどん協同組合

事 長 大峯 茂樹 印

2-40 災害時における飲料水の調達に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時に必要な飲料水の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害若しくは武力攻撃災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合において、香川県地域防災計画又は香川県国民保護計画に基づき、甲から乙に対して行う飲料水の調達の要請及び乙が行う飲料水の供給を迅速かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する飲料水の供給を要請することができる。

（1）香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。

（2）香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する飲料水の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から飲料水の調達のあっせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（飲料水の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する飲料水は、要請時点で調達・製造が可能な飲料水であり、次に掲げるものとする。

（1）ナチュラルミネラルウォーター

（2）清涼飲料水（緑茶等）

（2）その他甲が指定する飲料水に代わる物資

（実施）

第4条 乙は、甲から飲料水の調達の要請を受けたときは、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により飲料水の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

（飲料水の運搬、引渡し）

第5条 飲料水の引渡し場所は、原則として甲が指定する場所において行うものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ飲料水の運搬方法及び引渡し場所等を、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 甲は、飲料水の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、飲料水を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（費用の負担）

第6条 甲は、飲料水を引き取った後、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

2 飲料水の取引価格は、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して決

定するものとする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品搬送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。

(車両の通行)

第7条 甲は、災害時において乙が飲料水を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(担当責任者の通知)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく飲料水の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の締結については、平成26年8月6日から効力を発するものとし、甲及び乙が協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年8月6日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造 印

乙 広島県広島市南区的場町一丁目2番19号
サントリーフーズ株式会社
執行役員
中国・四国支社長 五味 康友 印

2-4-1 災害時における衛生用品の調達に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）とユニ・チャームプロダクツ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時に必要な衛生用品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害若しくは武力攻撃災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合において、香川県地域防災計画又は香川県国民保護計画に基づき、甲から乙に対して行う物資の調達の要請及び乙が行う物資の供給を迅速かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（1）香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。

（2）香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（調達物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で調達・製造が可能な物資であり、次に掲げるものとする。

（1）紙おむつ（乳幼児用）

（2）紙おむつ（大人用）

（3）生理用ナプキン

（4）マスク

（5）ウェットティッシュ

（6）その他甲が指定する物資

（実 施）

第4条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(経費の負担)

第6条 甲は、調達した物資の代金及び供給に伴う運搬等に要した費用を負担する。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

2 甲は乙に対し、前項の代金及び費用を、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(担当責任者の通知等)

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(安全の確保等)

第9条 甲は、乙が実施する物資の供給に当たっては、その内容に応じ、安全の確保に配慮するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月25日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造 印

乙 香川県観音寺市豊浜町和田浜1496-1
ユニ・チャームプロダクツ株式会社
代表取締役 社長執行役員
石川 英二 印

2-42 大規模災害発生時における炊き出し支援に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県調理師会（以下「乙」という。）、公益社団法人全日本司厨士協会四国地方香川県本部（以下「丙」という。）及び日本中国料理協会香川県支部（以下「丁」という。）とは、大規模災害発生時における炊き出し支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、被災者等の食生活の向上を図るため、甲が乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）に対し、炊き出し支援に関する協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙等の支援を得る必要があるときは、乙等に対し協力を要請することができるものとする。

- 2 前項の要請は、業務の内容、期間等を指定して別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。
- 3 乙等は、前項の要請があったときは、団体間の調整を行った上で、業務の提供を行う団体を決定し、甲に連絡するものとする。
- 4 前項で決定された団体は、可能な限り避難所等において業務の提供を行うものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙等に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）避難所等における炊き出しの協力
- （2）避難所等における炊き出しボランティアとしての人員の派遣

（業務報告）

第4条 乙等は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに別に定める様式によりその状況を報告する。

（費用の負担）

第5条 第3条の業務に要した費用は、原則として乙等が負担する。ただし、甲が別途負担すると認めたものについては、この限りでない。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては健康福祉部健康福祉総務課長、乙等においては乙の会長とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙等が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙、丙又は丁が文書を以って協定からの離脱を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名の上、各自1通を保有する。

平成25年6月27日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市国分寺町柏原261番地13
一般社団法人香川県調理師会
会 長 長尾 公教

丙 高松市旅籠町14番地6
公益社団法人全日本司厨士協会
四国地方香川県本部
会 長 大坪 俊之

丁 高松市片原町2番地10
日本中国料理協会香川県支部
支部長 高 共泉

2-43 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内で災害が発生した場合において、甲が乙に対し、協力の要請をする際の必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は乙に対し、協力の要請が必要となった場合は、協力要請書（様式第1号）をもって乙に協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 香川県内において開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- （2） 甲が指定する被災場所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- （3） 乙が調達可能な食材を用いた食事の提供
- （4） 甲が提供する米等の食事の調理
- （5） その他甲が必要とする業務の支援

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

2 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- （1） 特定原材料及び特定原材料に準ずるものについて、表示又は利用者への告知等を行う食物アレルギー対策
- （2） 衛生管理の実施、提供する食事の加熱等の食中毒の防止
- （3） 咀嚼・嚥下機能の低下している被災者に配慮した食事の提供

（実績報告）

第5条 乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対し実績報告書（様式第2号）により実績報告を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により、乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時又は協力要請時の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 乙が行う業務によって生じた移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。

（連絡体制等）

第7条 この協定の迅速かつ円滑な履行を図るため、連絡担当者名簿を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(平時の取組)

第8条 乙は、この協定に某づく協力体制が円滑に行われるよう、甲から要請があった場合は、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年11月25日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田 豊人

乙 香川県丸亀市土器町東七丁目241番地4
一般社団法人香川県キッチンカー協会
代表理事 金光 一成

2-4-4 生活必需物資の調達に関する協定書

香川県知事 真鍋武紀（以下「甲」という。）と香川県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）の間に、災害発生時における生活必需物資等（以下「物資等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第3条 物資等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 寝具 (2) 衣料 (3) 炊事道具 (4) 食器 (5) 日用品雑貨 (6) 光熱材料
- (7) 缶詰 (8) 即席めん (9) 粉乳 (10) その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第4条 前条に掲げる物資等の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、物資等を引取った後、すみやかにその代金を乙に支払うものとする。

- 2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

- 2 甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資等を確認のうえこれを引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

（車両の通行）

第7条 甲は、災害時において乙が物資等を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。ただし、乙が第3条に掲げる物資等を取扱わ

なくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年10月31日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市新北町14-27
香川県生活協同組合連合会
会長 馬越隆良

【同一内容の協定を締結】

(株)マルヨシセンター 17.10.28 (株)イズミ 17.11.14 (株)三越高松店 17.11.9
マックスバリュ西日本(株) R3.6.16

2-45 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、被災住民を救助するための生活必需物資等（以下「物資」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- （1） 香川県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2） 香川県以外の災害について、国又は関係都道府県から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物のうち、要請時点で乙が調達又は製造が可能なものとする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

- （1） 食料品
- （2） 飲料水
- （3） 日用品
- （4） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリその他の方法をもって要請した後、速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「調達可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリその他の方法をもって連絡した後、速やかに文書による手続を行うものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、引渡し場所への物資の運搬は、乙の指定する者が行うことをあらかじめ承諾する。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を記載した書面により甲に報告するものとし、甲は、受領書を乙に提出するものとする。

- （1） 引渡しの日時及び場所
- （2） 引渡しに係わる物資の品目及び数量
- （3） その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における乙の店舗（乙の加盟店を含む。）での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）を基準とするものとする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、香川県以外の配送拠点から運搬を行うなど、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲が引渡しを受けた物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後1ヵ月以内に、甲又は甲の指定する者から乙の指定口座に振り込みにより支払うものとする。ただし、災害発生により甲又は金融機関の支出システム等が故障している場合等、期日までに支払うことが困難な場合は、甲乙協議の上、別途支払期日を定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定の事務に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(その他)

第10条 乙は、自己の加盟店又は関係者(配送業者等)に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるものとするが、乙がフランチャイズ契約等の制限から、関係者等に本協定の履行を強制することが困難な事情がある場合には、甲はこれを承諾する。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成23年3月31日までとし、期間満了日の1ヵ月前までに、甲乙双方いずれからも何らの意思表示がないときは、1年間更新されたものとする。その後もまた同様とする。

(解約)

第13条 甲又は乙のいずれかは、解約日の1ヵ月前までに書面により相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年4月23日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋武紀

乙 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役社長 新浪剛

2-46 災害救助物資の供給等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、香川県の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給（貸与を含む。以下同じ。）又は乙以外の者が保有する物資のあっせんを要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達または製造可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙又は乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（物資の代金等）

第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における仕入れ価格を基準として、甲と乙又は乙があっせんする者とが協議して決定するものとする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務の範疇を著しく超えると認められる場合は、甲が負担するものとする。

4 本協定締結後、防災訓練等実施の際、商品代金や運搬費など費用が発生した場合には、甲の負担とする。

（供給可能数量等の報告）

第7条 乙は、この協定の締結後速やかに、指定物資のうち別に甲が指定する物資の供給可能数量及び

災害時の緊急連絡先について、甲に報告するものとする。供給可能数量又は緊急連絡先を変更した場合も、同様とする。

(協議)

第8条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第10条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年6月28日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県
知事 真鍋武紀

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 上田準二

2-47 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震震・風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙が直営方式又はフランチャイズ方式により展開するコンビニエンスストア「セブン-イレブン店」（以下「セブン-イレブン店」という。）の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、甲及び近県において災害が発生又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から要請を受けた時点で、商品の製造、物流ラインの断絶及びセブン-イレブン店への商品供給を優先する必要性等を勘案して、乙が物資の供給及び調達の可否・日時・品目・数量を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 甲は必要がある場合に、要請時点で乙に対し、供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、要請する物資の品目、数量、引渡日、引渡場所及び輸送方法等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙が甲より第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を供給した物資の品目、数量、引渡日、引渡場所及び輸送方法等を記載した文書により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用負担）

第6条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担する

ものとする。

- 2 乙が供給した物資の対価は、引渡し場所への運搬終了後、乙の所定の納品書等に基づいた数量、災害発生直前の乙の店舗での販売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、その運搬に係る費用は甲の負担とする。

(費用の支払い)

第7条 甲又は甲の指定する地方自治体は、乙から引渡しを受けた物資の対価及び乙が行なった運搬等の費用を、乙から請求のあった後翌月末日までに乙指定口座へ振込みにて支払うものとする。ただし、災害発生による混乱等のため甲が期日までに支払うことが困難である場合は、甲乙協議の上、別途支払期限を定めるものとする。

(営業の継続又は早期再開)

- 第8条 甲は、県民の生活安定を確保するため、乙に対して災害発生時におけるセブン-イレブン店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。
- 2 乙は、甲の前項の要請に対し、乙の経営する直営店舗の営業継続又は早期再開に努めるとともに、フランチャイズ加盟店の店舗の営業継続又は早期再開を支援し、もって被災地域内における物資の安定供給に最大限努めるものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙がフランチャイズ加盟店に対し営業の継続又は早期再開を強制できるものではないことを了承する。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに文書により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(その他)

第11条 乙は、セブン-イレブン店の関係者(配送業者等)に最大限の努力をもってこの協定を履行に協力するよう求めるが、各々独立した事業者であることから、実施することが困難な事情がありうることを、甲は予め承諾する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は平成27年12月3日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第13条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議事項)

第14条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙誠意をもって、協議し、解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年12月3日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県
香川県知事

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長

2-48 災害時における物資供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等及びトイレ関係等の物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。
- 3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年1月21日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県
知事 浜田 恵 造

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

【同一内容の協定を締結】

ダイキ㈱ 26.2.18

2-49 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書

香川県知事（以下「甲」という。）と株式会社フジ（以下「乙」という。）は、災害時における生活必需物資（以下「物資」という。）の確保等及び平常時における防災活動への協力を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して、次の事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙が調達可能な物資等を供給すること
- (2) 乙の香川県下の店舗の駐車場・トイレ等を被災者等に対し、一時避難場所等として無償で提供すること

（要請の方法）

第2条 前条に掲げる甲の乙に対する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特別な理由が無い限り、要請事項についてすみやかに協力するとともに、その措置事項を文書で甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 第1条第1号の物資等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 衣料品
- (4) 日用品
- (5) その他甲が指定する物資

（物資等の運搬、引渡し）

第5条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

- 2 甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資等を確認のうえこれを引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

（車両の通行）

第6条 甲は、災害時において乙が物資等を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、物資等を引取った後、乙からの請求に基づき、すみやかにその代金を乙に支払うものとする。

- 2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における小売価格を基準とした適正な価格とする。

（防災活動への協力）

第8条 乙は、平常時における甲の防災活動の推進に寄与するため、次の事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

(情報交換)

第9条 この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙相互が情報交換し、必要に応じ資料等の提供を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年6月16日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 浜田 恵造

乙 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社 フジ
代表取締役 尾崎 英雄

【同一内容の協定を締結】

イオンリテール(株) 23.6.27

2-50 災害時における生活必需物資等の調達等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と株式会社コスモス薬品（以下「乙」という。）とは、災害発生時に必要な生活必需物資等の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害若しくは武力攻撃災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合において、香川県地域防災計画又は香川県国民保護計画に基づき、甲から乙に対して行う物資の調達の要請及び乙が行う物資の供給等を迅速かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（1）香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。

（2）香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、災害等が発生した場合、甲の要請がなくとも可能な範囲で、乙の香川県下の店舗の駐車場・トイレ等を被災者に対し、緊急避難場所等として無償で提供するものとする。

なお、乙が提供した緊急避難場所等で事故等が発生した場合は、乙の責めに帰すべき事由によらない限り、乙は一切の責任を負わないものとする。

（調達物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で調達可能な物資であり、次に掲げるものとする。

（1）食料品

（2）飲料水

（3）日用品

（4）その他甲が指定する物資

（実施）

第4条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(経費の負担)

第6条 甲は、調達した物資の代金及び供給に伴う運搬等に要した費用を負担する。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

2 甲は乙に対し、前項の代金及び費用を、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(担当責任者の通知等)

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(安全の確保等)

第9条 甲は、乙が実施する物資の供給に当たっては、その内容に応じ、安全の確保に配慮するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年10月20日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造 印

乙 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
株式会社コスモス薬品
代表取締役社長 宇野 正晃 印

【同日付けで同一内容の協定を締結】

(株)レディ薬局

2-51 災害発生時における飲料水の調達に関する協定書

香川県知事 真鍋武紀(以下「甲」という。)と四国コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長 橋本建夫(以下「乙」という。)の間に、災害発生時における飲料水(以下「飲料水」という。)の確保を図るため、次のとおり協定する。

(要請)

第1条 甲は、災害時における飲料水の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、製造又は調達が可能な飲料水の供給を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(要請の方法)

第3条 飲料水の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、飲料水を引き取った後、すみやかにその代金を乙に支払うものとする。

2 飲料水の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品搬送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。

(飲料水の運搬、引渡し)

第5条 飲料水の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は当該場所へ職員を派遣し、飲料水を確認のうえ、これを引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

(車両の通行)

第6条 甲は、災害時において乙が物資等を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年11月28日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市春日町1378番地

四国コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 橋本建夫

【同一内容の協定を締結】

大塚ベバレッジ株式会社広島支店 17.11.21

2-52 災害時における段ボール製品の調達に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と西日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の大規模災害（香川県国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急処理事態」を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達に関して、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。
- (2) 香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の調達のあつせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製間仕切り、段ボール製シート
- (3) 段ボール製簡易トイレ
- (4) その他甲が指定する物資

（実 施）

第4条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、その組合員等をして速やかに供給を行うものとする。

- 2 乙は、協定の実施に当たり、供給可能な香川県内の事業者へ最優先して依頼するものとする。
- 3 乙は、協定の実施に当たる組合員等を選定した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を交付するものとする。
- 4 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式3により、その状況を報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(経費の負担)

第6条 甲は、調達した物資の代金及び供給に伴う運搬等に要した費用を負担する。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は乙に対し、前項の代金及び費用を、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(担当責任者の通知等)

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県

香川県知事 浜田 恵造 印

乙 大阪市中央区森之宮中央一丁目16番16号
西日本段ボール工業組合

理事長 大坪 清 印

2-53 災害時における物資の優先供給に関する協定書

香川県警察（以下「甲」という。）と西村ジョイ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の原因による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策用物資（以下「物資」という。）の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が救助、救援等の警察活動を円滑に行うため、乙に対して物資の優先供給に関して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し、物資の優先供給を要請することができるものとし、乙は、特別の理由が無い限り協力するものとする。

2 前項の要請は、原則として、別記様式第1号の災害時における物資の供給協力要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に対し優先供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる物資のうち、甲が指定する物資
- (2) 前号に掲げる物資のほか、甲が指定する物資

（物資の引渡し等）

第4条 物資の引渡しは、原則として、乙が指定する場所(店舗等)において行うものとする。ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。

2 甲は、物資の引渡しにあたっては、引渡場所に甲の職員を派遣し、当該物資を検査するものとし、当該検査に合格したときは、当該物資の引渡しを受けるものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、第2条の規定により甲から物資の優先供給の要請を受け、物資の供給を実施した場合は、速やかに別記様式第2号の災害時における物資供給実施状況報告書により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定により乙が供給した物資の対価及び運搬等に要した費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲、乙は、この協定に基づく物資の供給を円滑に行うため、連絡責任者を指定し、相互に報告を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度

甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年6月27日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県警察
本部長 筋 伊知朗

乙 香川県高松市成合町891番1号
西村ジョイ株式会社
代表取締役 西村泰昌

2-54 災害発生時における物資供給に関する協定

香川県警察（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における警備活動に必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（物資の供給の協力要請）

第2条 甲は、次のいずれかに該当する場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができるものとする。

- （1）香川県の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）香川県の区域外において災害が発生し、当該区域を管轄する都道府県警察への派遣若しくは派遣が見込まれる場合

（調達物資の範囲）

第3条 本協定により、甲が乙に対し供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請は、別記様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を別記様式第2号により甲に通知するものとする。

（物資の引渡し等）

第6条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 甲は、物資の引渡しに当たっては、当該物資を検査するものとし、当該検査に合格した物資について引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の費用（以下費用という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議の上速やかに決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第8条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から起算して1月前までに、甲及び乙のいずれからも特別の意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年2月9日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県警察
本部長 木下慎哉

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧雄一郎

2-55 災害時における物資の調達等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時に必要な物資の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害若しくは武力攻撃災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合において、香川県地域防災計画又は香川県国民保護計画に基づき、甲から乙に対して行う物資の調達の要請及び乙が行う物資の供給等を迅速かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。
- (2) 香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、甲は、口頭、電話その他の方法で乙に要請し、事後速やかに乙に対し文書を交付するものとする。

3 乙は、災害等が発生した場合、甲の要請に基づき可能な範囲で、被災者の避難所における健康維持に必要な情報等を提供するものとする。

（調達物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で調達・製造が可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- (1) 栄養調整食品
- (2) 清涼飲料水
- (3) その他甲が指定する物資

（実施）

第4条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、可能な限り供給を行うよう努めるものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙より調達した物資の代金及び供給に伴う運搬等に要した費用を負担する。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な市場価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は乙に対し、前項の代金及び費用を、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（担当責任者の通知等）

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に

通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 甲、乙及びその職員等は、この協定の締結及び実施により知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならない。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解約した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項が生じ、又はこの協定の各条項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、その解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月2日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造 印

乙 徳島県徳島市川内町平石夷野224番地18
大塚製薬株式会社
徳島支店 支店長 高本 浩司 印

2-56 災害時における物資供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等及びトイレ関係等の物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送

業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲乙協議の上その負担を決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、甲が実施する防災啓発事業について、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 3月26日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 浜田 恵造

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳

2-57 災害時における天幕等資機材の調達に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と、香川県テントシート工業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における天幕等資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は地震、津波、風水害、その他の大規模災害（香川県国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急処理事態」を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、甲から乙に対して天幕等資機材（以下「天幕等」という。）の調達に関して、その必要な手続き等を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する天幕等の供給を要請することができる。

（1） 香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。

（2） 香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

（1） 天幕パイプテント

（2） 天幕大型テント

（3） その他甲が指定する物資

（実施）

第4条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、その組合員等をして速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、協定の実施に当たり、供給可能な香川県内の事業者へ最優先して依頼するものとする。

3 乙は、協定の実施に当たる組合員等を選定した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を交付するものとする。

4 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式3により、その状況を報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(経費の負担)

第6条 甲は、調達した物資の代金及び供給に伴う運搬等に要した費用を負担する。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は乙に対し、前項の代金及び費用を、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(通知等)

第7条 甲と乙は、この協定の履行にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに、別に定める別紙様式4により相手方に通知するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に通知するものとする。

2 乙は、この協定により供給できる天幕等について、供給可能品目及び数量等の状況を、毎年3月末までに甲に通知するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以降も同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年1月18日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事

乙 香川県香川県高松市春日町1606-13
香川県テントシート工業組合

2-58 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と、公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会（以下「乙」という。）とは、災害時における生活必需物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は地震、津波、風水害、その他の大規模災害（香川県国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急処理事態」を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、甲から乙に対して生活必需物資の調達に関して、その必要な手続き等を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する生活必需物資の供給を要請することができる。

（1） 香川県内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがあるとき。

（2） 香川県以外において災害等が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1） トイレットペーパー

（2） ティッシュペーパー

（3） ウェットティッシュ

（4） その他甲が指定する物資

（実施）

第4条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、その会員等をして速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、協定の実施に当たる会員等を選定した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式3により、その状況を報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領又は返還を行うものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(経費の負担)

第6条 甲は、調達した物資の代金及び供給に伴う運搬等に要した費用を負担する。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は乙に対し、前項の代金及び費用を、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(通知等)

第7条 甲と乙は、この協定の履行にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに、別に定める別紙様式4により相手方に通知するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に通知するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以降も同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年2月13日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
知事 浜田 恵造 ㊟

乙 愛媛県四国中央市川之江町4084番1
公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会
会長 服部 正 ㊟

2-59 災害時における物資供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と萩原工業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その供給が可能な物資の供給を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。

- （1）ブルーシート・土嚢袋などの乙が製造及び販売する各種シート及び袋類
- （2）その他甲が指定する物資

（物資の供給の協力）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、甲に対し、別紙様式2により、速やかにその状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡場所等を、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領を行うものとする。ただし、要請に合わない物資が確認された場合は、甲乙協議の上、その取扱いを決定するものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を運搬する際には、車両を緊急通行車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「費用」という。）は、甲が負担

するものとする。

2 費用は、原則、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の供給については供給時の適正な価格）を基準とし、災害により著しく原材料価格が高騰する等のやむを得ない事情があれば、これを踏まえ、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

3 乙は、甲が負担することとなる費用を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（雑 則）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年9月25日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 岡山県倉敷市水島中通一丁目4番地
萩原工業株式会社
代表取締役社長 浅野 和志

2-60 災害時における物資供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と株式会社ファーストリテイリング（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、別紙様式により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とし、乙の子会社が販売する商品を含む。

（1）衣料品

（2）その他甲が指定する物資

（物資の供給の協力）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲乙協議の上、物資の運搬方法及び引渡場所等を決定するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡場所に甲の職員を派遣し、物資を確認の上、受領を行うものとする。ただし、要請に合わない物資が確認された場合は、甲乙協議の上、その取扱いを決定するものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を運搬する際には、車両を緊急通行車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 費用は、原則、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の供給については供給時の適正な

価格)を基準とし、災害により著しく原材料価格が高騰する等のやむを得ない事情があれば、これを踏まえ、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

3 乙は、甲が負担することとなる費用を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。ただし、乙の子会社が販売する商品を乙が供給した場合には、当該子会社から甲に対して請求書を発行するものとし、甲は、当該子会社の指定する口座へ費用を支払うものとする。

4 支払い手数料は甲の負担とする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(雑則)

第10条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月15日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 山口県山口市佐山10717-1
株式会社ファーストリテイリング
代表取締役会長兼社長 柳井 正

2-61 災害時における物資の供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時等における応急物資（以下「物資」という。）の確保・供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合若しくは香川県国民保護計画に定める武力攻撃事態及び緊急処理事態が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲乙が相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資の要請等）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部のいずれかを設置し、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに優先的供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

3 乙は、要請による物資と数量について、応じ難いときは可能な範囲内で供給するものとする。

（供給物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の物資は、別表1の品目を基準とする。ただし、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して災害時に必要な物資の供給に協力するものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において書面を提出するものとする。

（物資の引取り）

第5条 物資の引取り場所は、原則として、コーナン上天神中央通店とし、甲は乙の提出する納品書等により確認のうえ物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（情報交換及び提供）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

する。

(連絡窓口)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から適用し、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容でもって継続するものとする。

(要請の優先順位)

第11条 甲からの要請が、同様の協定を締結している地方公共団体の要請と重複した場合は、個別に協議するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年4月28日

「甲」 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県

香川県知事

「乙」 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1

コーナン商事株式会社

代表取締役社長

別表1 (第3条関係)

災害時における供給物資

種類	物資名
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋
日用品等	毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、生理用品
食品等	飲料水、水缶、カップラーメン、菓子
冷暖房器具等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光機、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	救急ミニトイレ

2-62 災害時における物資等の輸送に関する協定書

香川県(以下、甲という。)と一般社団法人香川県トラック協会(以下、乙という。)とは、災害時における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時において甲が乙に協力を求める物資の輸送等に関して、その円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害発生時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し次条に掲げる業務に係る協力を要請できるものとし、乙は特別な理由がない限り、優先的に協力するものとする。

2 前項の要請は、業務の内容、期間等を指定して別に定める様式の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(協力業務)

第3条 甲が乙に協力を要請することができる業務は次のとおりとする。

- (1) 甲が災害対策本部を開設する場合及び一次(広域)物資拠点を開設・運営する場合等において、物資の輸送管理等に関する助言・指導等を行う物流専門家及び作業員等の派遣
- (2) 甲が一次(広域)物資拠点を開設・運営する場合における荷捌き業務等に必要となる荷役機器や資機材等の貸与
- (3) 食料、飲料水、生活必需品その他災害応急対策に必要な資機材等の緊急輸送業務
- (4) その他甲が必要とする災害応急対策業務

(事故等)

第4条 乙が供した貨物自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該貨物自動車を交換し、その業務を継続しなければならない。

(業務報告)

第5条 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、別に定める様式により速やかに業務実施状況を報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が3条の規定に基づき実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

- 2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、国土交通省の通達(平成11年3月26日自貨第39号)に基づき公示された運賃及び料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 物流専門家の派遣並びに作業員、荷役機械及び資機材の手配に要した費用等、前項に定める事項以外の費用については、当該災害発生直前における適正な価格を基本に、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について、甲へ請求するものとする。

- 2 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年8月1日条例第29号)を準用し、甲がこれを補償する。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、本協定実施の連絡責任者を別途定め、変更があった場合は、直ちに報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成26年10月29日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田恵造 印

乙 高松市福岡町三丁目2番3号
一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木寿嗣 印

2—63 災害時の物資等の輸送に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と赤帽香川県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1） 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- （2） 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- （3） その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号により業務実施内容を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の業務に要した費用は、乙が負担する。

（補償）

第7条 緊急輸送中の従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年香川県条例第29号）が適用される場合は、甲が補償する。

（雑則）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、令和6年5月14日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年5月14日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田豊人

乙 香川県高松市国分寺町柏原336-1
赤帽香川県軽自動車運送協同組合
理事長 貞野正昭

2-64 大規模災害発生時における人員の輸送等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県タクシー協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模災害発生時における人員の輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、甲が乙に対して、人員の輸送等の業務に関し協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、優先的に協力するものとする。

2 前項の要請は、業務の内容、期間等を指定して別に定める様式の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、前項の要請があった場合は、別に定める様式の文書により回答を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等の輸送業務
- (2) 被災者等の輸送業務
- (3) 災害応急対策の実施に必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに別に定める様式によりその状況を報告する。

（費用の負担）

第6条 第3条の業務に要した費用は甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、道路運送法第9条の3の規定に基づき、乙の所属する組合員が認可を受けている一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金を基準として、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年8月1日条例第29号)を準用し、甲がこれを補償する。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理総局危機管理課長、乙においては専務

理事とする。

(協力組員名簿の提出)

第10条 乙は、組員一覧を作成し、甲に文書で報告するものとする。なお、その内容に変更が生じた場合は、その都度文書で報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有する。

平成25年3月4日

甲 高松市番町4丁目1番10号

香川県

香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市朝日町5丁目4番27号

香川県タクシー協同組合

理事長 川畑 政廣

2-65 大規模災害発生時における船舶輸送に関する協定書

香川県(以下「甲」という。)と香川県旅客船協会(以下「乙」という。)とは、大規模災害発生時における物資等の船舶輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害発生時の船舶による物資等の輸送に関し、甲が乙に協力を求める場合に、その円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、大規模災害発生時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し船舶の派遣を要請できるものとし、乙は特別な理由がない限り、優先的に協力するものとする。

2 前項の要請は、業務の内容、期間等を指定して別に定める様式の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、前項の要請があった場合は、別に定める様式の文書により回答を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(協力業務)

第3条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 被災者(滞留者を除く)の緊急輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な物資、要員、資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする災害応急対策業務

(業務報告)

第4条 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、別に定める様式により速やかに業務実施状況を報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙がこの協定に基づく業務の実施に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の経費を原則とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙又は乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した費用について、甲へ請求するものとする。

2 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年8月1日条例第29号)を準用し、甲がこれを補償する。

- (1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙及び乙の協会員又は業務に従事する者が締結した損害保険契約によ

り、保険給付を受けることができる場合
(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協力会員名簿の提出)

第8条 乙は、協力をすることができる協会員一覧を作成し、甲に文書で報告するものとする。なお、その内容に変更が生じた場合は、その都度文書で報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月8日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市錦町一丁目21番3号
香川県旅客船協会
会長 野崎 朝光

2-66 災害時における船舶による輸送等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県水難救済会（以下「乙」という。）とは、災害時における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内に地震、津波、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を求める船舶による輸送等に関して、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して船舶の派遣を要請できる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に協力を要請する船舶による輸送等に関する業務は次のとおりとする。

- (1) 被災者等の緊急輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な物資、要員、資機材等の緊急輸送業務
- (3) その他甲が必要とする災害応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する救難所員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、別紙様式2により速やかに業務実施状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙がこの協定に基づく業務の実施に要した経費（実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の経費を原則とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、甲が負担することとなる費用を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年8月1日条例第29号）を準用し、甲がこれを補償する。

- (1) 当該業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

- (2) 当該損害につき、乙又は当該業務に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

(情報提供)

第8条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報及び船舶による輸送等に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく船舶による輸送等が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(連絡責任者の指定等)

第10条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年2月13日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県

香川県知事 浜田 恵造 印

乙 香川県仲多度郡琴平町892番地1
香川県水難救済会

会 長 琴陵 泰裕 印

2-67 災害時における遊漁船による輸送等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人瀬戸内東部遊漁船協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における遊漁船による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内に地震、津波、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を求める遊漁船による輸送等に関して、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して遊漁船の派遣を要請できる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に協力を要請する遊漁船による輸送等に関する業務は次のとおりとする。

- （1）被災者等の緊急輸送業務
- （2）災害応急対策に必要な物資、要員、資機材等の緊急輸送業務
- （3）その他甲が必要とする災害応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、別紙様式2により速やかに業務実施状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙がこの協定に基づく業務の実施に要した経費（実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費を原則とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、甲が負担することとなる費用を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年8月1日条例第29号）を準用し、甲がこれを補償する。

- （1）当該業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は当該業務に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

(損害の補填)

第8条 乙は、第2条第1項の要請に基づく業務の実施により事故が発生した場合において、第三者に損害を与えたときは、当該損害の補填のために要する経費を負担するものとする。ただし、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(情報提供)

第9条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報及び遊漁船による輸送等に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(情報交換・防災訓練)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく遊漁船による輸送等が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(連絡責任者の指定等)

第11条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑則)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年8月2日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県善通寺市金蔵寺町1298番地1
特定非営利活動法人瀬戸内東部遊漁船協議会
会長 福本 優

2-68 災害時における小型船による輸送等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県地区小型船安全協会（以下「乙」という。）とは、災害時における小型船による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内に地震、津波、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を求める小型船による輸送等に関して、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して小型船の派遣を要請できる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に協力を要請する小型船による輸送等に関する業務は次のとおりとする。

- （1）被災者等の緊急輸送業務
- （2）災害応急対策に必要な物資、要員、資機材等の緊急輸送業務
- （3）その他甲が必要とする災害応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、別紙様式2により速やかに業務実施状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙がこの協定に基づく業務の実施に要した経費（実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の前項の経費を原則とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、甲が負担することとなる費用を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年8月1日条例第29号）を準用し、甲がこれを補償する。

- (1) 当該業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙又は当該業務に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

(損害の補填)

第8条 乙は、第2条第1項の要請に基づく業務の実施により事故が発生した場合において、第三者に損害を与えたときは、当該損害の補填のために要する経費を負担するものとする。ただし、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(情報提供)

第9条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報及び小型船による輸送等に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(情報交換・防災訓練)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく小型船による輸送等が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(連絡責任者の指定等)

第11条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑則)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月25日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市朝日新町1番30号
香川県地区小型船安全協会
会長 松本 公継

2-69 災害時における物資の保管等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県倉庫協会（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、必要な救援物資の保管、入出庫管理等（以下「物資の保管等」という。）、物流専門家、作業指揮者、技能者等（以下「物流専門家等」という。）の派遣及び物資の保管等に必要となる資機材、荷役機器等の提供・手配等（以下「資機材の提供」という。）に関して、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資の保管等を行う施設を開設する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の保管等及び資機材の提供を要請することができる。

（1）香川県内に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）香川県以外において、大規模災害が発生し、又は避難住民に対する物資の供給が必要であり、国若しくは他の都道府県から物資の保管等を要請されたとき。

2 甲は、物資の保管等を実施する上で乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家等の派遣を要請することができる。

3 甲の要請の方法は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第3条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、その会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

2 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後、別紙様式2により速やかに業務実施状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、物資の保管等及び資機材の提供に要した費用（保管料、荷役料及び実費負担額等をいう。以下「保管料等」という。）を負担する。なお、保管料等については、災害等発生直前時における香川県の事業者が定める料金を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

2 物流専門家等の派遣に要した費用に関する甲の負担は、甲、乙が協議して決定するものとする。

3 乙は、前2項の規定により甲が負担することとなる費用を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（事故発生等の際の取扱い）

第5条 乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(補償)

第6条 本協定により業務に従事した物流専門家等が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病等にかかった場合は、次に掲げる場合を除き、その損害の補償について、甲乙協議の上、誠意をもって対応する。

- (1) 当該業務に従事する物流専門家等の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙又は当該業務に従事する物流専門家等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

(情報提供)

第7条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報及び物資の保管等に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(担当責任者の通知等)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

(情報交換・防災訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく物資の保管等が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 8月10日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県

香川県知事 浜田 恵造 印

乙 香川県高松市錦町一丁目21番3号
香川県倉庫協会

会 長 津島 直也 印

2-70 災害時における物資の保管に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内に地震、津波、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、救援物資の保管に関して、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、救援物資の保管のため、乙の協力を得る必要があるとき、又は市町からの要請があったときは、乙に対して協力要請できる。

2 前項の要請は、乙に対し、別紙様式1により、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（協力内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は次のとおりとする。

- （1）救援物資を保管するための施設の貸与
- （2）救援物資の保管に必要となる資機材、荷役機器等の提供
- （3）救援物資の保管にかかる荷役機器の操作等

（事前協議）

第4条 前条第1号の規定により貸与の対象となる救援物資を保管するための施設（以下「貸与施設」という。）については、平時において、甲又は市町と乙の協議の上、貸与可能な施設を確認するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、第2条に基づく協力要請を受けたときは、乙の組合運営に支障のない範囲において協力するものとする。

（貸与施設における業務）

第6条 貸与施設の開錠は、乙の職員の協力を得て、当該協力要請を行った甲又は市町（以下「要請元」という。）から貸与施設に派遣された職員（以下「配備職員」という。）が行うものとする。その際、配備職員は身分証等を携行するものとする。

2 貸与施設における救援物資の保管業務は、配備職員及び要請元が災害時の応援協定を締結している事業者等が行うものとする。

（報告）

第7条 この協定に基づく協力を実施したときは、当該協力の終了後、乙は、要請元に対し、別紙様式2により速やかに実施状況を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく協力に要した費用は、要請元が負担するものとし、その金額等については、要請元と乙の協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の費用を要請元に請求するものとし、要請元は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(事故発生等の際の取扱い)

第9条 この協定に基づく協力の実施に際し事故が発生した時は、要請元と乙の協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び市町並びに乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、職名、氏名、緊急連絡先を相互に報告するものとする。なお、乙の連絡責任者は、緊急時において、貸与施設及び荷役機器等の鍵等を、貸与施設の配備職員へ受渡しできる者とする。

2 連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するほか、定期的に連絡体制の確認を行うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の締結については、協定締結の日から効力を発するものとし、甲及び乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月10日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市寿町一丁目3番6号
香川県農業協同組合
代表理事理事長 木内 秀一

2-7-1 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書

香川県（以下「甲」という。）と日本赤十字社香川県支部（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）に基づく救助又はその応援の実施に関し、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、法第16条の規定に基づき、救助又はその応援の実施に関する事項を委託し、乙は、これを受託する。

（委託の範囲）

第2条 前条の規定による委託の範囲は、次のとおりとする。

（1）避難所の設置の支援

甲が行う避難所の設置の支援として、必要に応じて次の事項を行う。

ア 生活環境の整備

救援物資の配布及び衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行うこと。

イ こころのケア

発災直後における被災者の精神的なショック及び避難生活による心労に対し、健康相談等のこころのケアを応急的に行うこと。

（2）医療及び助産

ア 医療

災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。

イ 助産

災害のため助産の途を失った者に対して行う。

（3）死体の処理

災害の際に死亡した者について、次の事項を行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 検案

2 前項の規定にかかわらず、緊急の必要があると認めるときは、甲乙協議の上、委託の範囲を変更することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により委託事項を明確に示すものとする。

3 第1項で委託の範囲を定めたことにより、乙が赤十字の人道的任務として自主的判断に基づいて災害救助活動を行うことを妨げるものでない。

（救助又はその応援の実施）

第3条 乙は、甲から委託を受けた事項（以下「委託事項」という。）を実施するため、日本赤十字社の職員の中から救護員を任命し、常備救護班を編成しておくとともに、計画的に研修及び訓練を行い、有事即応体制を整えておかなければならない。

2 大規模災害又は複数の区域にわたり発生した災害においては、乙は、日本赤十字社が全国に有する支部及び施設と連携協力して、委託事項を実施するものとする。

3 乙は、委託事項の実施に関し、個人情報を取り扱うときは、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

4 甲は、災害の状況により必要があると認めるときは、委託事項についても、甲が直接実施することができる。

（実施完了の報告）

第4条 乙は、委託事項の実施が完了したときは、甲が定める様式により、委託事項の完了報告を甲に行うものとする。

（委託費用の補償）

第5条 甲は、法第19条の規定に基づき、乙が委託事項を実施するため支弁した費用は、その費用のための寄附金その他の収入を除き、補償するものとする。

(補償の額及びその請求)

第6条 法第19条の規定による乙が支弁した費用に対する甲が行う補償の額及びその請求は、次のとおりとする。

(1) 補償の額

乙が委託事項を実施するために支弁した費用であって、その費用に充当すべき寄附金その他の収入がある場合には、それを控除した額とする。

(2) 寄附金その他の収入

当該災害の際に、特に救助又はその応援のために使用することを指定されて乙が受けた金品であり、国又は地方公共団体の災害設備整備に要する補助金、及び日本赤十字社に対し活動資金又は義援金として寄附された金品は含まない。

(3) 補償の請求

乙が、「災害救助法第19条の規定による補償請求書(別紙様式)」を甲に提出することによって行う。なお、補償請求書に添付する書類のうち、乙の支弁費用に係る証拠書類等については、その写しを添付することとし、正本は乙が保管する。

(支弁費用の区分及び算定基準)

第7条 乙が支弁した費用の区分及び算定基準は、次のとおりとする。

(1) 人件費

委託事項の実施に従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用(日本赤十字社の有給職員を除く。)、時間外手当及び深夜手当については、日本赤十字社旅費規則、同救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規程及び同職員給与要綱により又は準じて算定した額による。

(2) 救助費

ア 避難所の設置の支援

(ア) 生活環境の整備

生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費

(イ) こころのケア

こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費

イ 医療及び助産

医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費

ウ 死体の処理

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として内閣府告示第228号(平成25年10月1日)に定める基準による。

(イ) 検案

検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費

エ その他必要な事項

(ア) 救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費、建物等の借上料及び破損修理費を含む損料の実費

(イ) 上記(ア)のほか、委託した事項の実施のために要した費用の実費

(3) 輸送費

当該災害で法が適用された区域における通常の実費

(4) 賃金職員等雇上費

当該災害で法が適用された区域における通常の実費

(5) 扶助金

救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が委託事項の実施に従事し、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定により支給した扶助金（療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金）の額による。

(6) 事務費

文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費

(契約の有効期間)

第8条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この契約の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは、この契約は、さらに1年継続するものとし、以降同様とする。

(協議)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

附 則

- 1 この契約は、締結の日からその効力を生ずる。
- 2 災害救助法第32条の規定により非常災害に際して行う応急的に必要な救助の一部を委託する契約（昭和57年7月3日締結）については、この契約の締結と同時に解約する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年8月15日

(甲) 高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
香川県知事 浜 田 恵 造

(乙) 高松市番町一丁目10番35号
日本赤十字社香川県支部
支部長 浜 田 恵 造

2-72 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関する協定書

香川県知事（以下「甲」という。）と、香川県立中央病院長（以下「乙」という。）とは、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（協定の適用）

第2条 この協定は、甲が医療救護及びその訓練、待機等について乙の協力を求めたときに適用するものとする。

（派遣要請等）

第3条 甲は、日本DMAT活動要領及び香川県医療救護計画等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMATの派遣を要請するものとする。

ただし、県内で発生した事故等で、本県の市町対策本部又は消防機関等がその事態に照らし緊急にDMATの派遣を要すると判断した場合、市町対策本部又は消防機関等から直接乙に対し、DMATの派遣を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を踏まえ、DMATの出動が可能と判断したときは、DMATを派遣するものとする。

3 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない事情によりDMATを派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDMATは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

（派遣先）

第4条 乙が派遣するDMATは、香川県内において医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第5条に定める医療活動を行うことができる。

（DMATの活動）

第5条 乙が派遣するDMATが行う業務は、日本DMAT活動要領及び香川県医療救護計画等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第6条 乙が派遣したDMATに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 DMATが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した被災都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第7条 乙が派遣するDMATの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第8条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第9条 甲及び乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DMAT隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第10条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMATが、第5条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 被災した市町又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDMATの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第11条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMATが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第18条第2項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条に定めるところにより費用を負担する。

（待機に係る費用）

第12条 DMATの待機に要する費用は、甲からの要請の有無に関わらず乙の負担とする。

（損害補償）

第13条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの隊員が、その訓練、待機及び第5条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害がある状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年8月1日香川県条例第29号）」の例によりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

（定めのない事項等）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）

第15条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第 17 条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第 18 条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として DMA T の派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 4 月 1 日

甲 香川県高松市番町 4 丁目 1 番 10 号
香川県
香川県知事 池田 豊人

乙 香川県高松市朝日町一丁目 2 番 1 号
香川県立中央病院
院長 高口 浩一

【同一内容の協定を締結】

さぬき市民病院、小豆島中央病院、香川大学医学部附属病院、高松市立みんなの病院、高松赤十字病院、社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院、独立行政法人労働者健康安全機構香川労災病院、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター、三豊総合病院

2-73 災害時の医療救護に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は香川県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、別紙1の基準により香川県災害対策本部が設置され、甲が医療救護について乙の協力を求めたときに適用するものとする。

3 この協定は、災害救助法が適用された他の都道府県において甲と乙が協力して医療救護を行うときにも適用される。

4 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町が行う医療救護について、郡市地区医師会の協力を得て実施できるように、必要な調整を行うものとする。

5 乙は、郡市地区医師会に対し、前項に定める市町の医療救護体制の整備が円滑に行われるように、必要な調整を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、災害救助法又は香川県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、派遣するものとする。

3 乙が編成する医療救護班は「JMAT香川」という。

4 乙は、緊急やむを得ない場合は、甲の要請によらないでJMAT香川を派遣することができる。この場合にあつては、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、甲のJMAT香川の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) JMAT香川の編成計画
- (2) JMAT香川の医療救護活動計画
- (3) 郡市地区医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

（JMAT香川の業務）

第4条 JMAT香川は、甲又は市町が避難所、避難場所又は災害現場に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 JMAT香川の業務は次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への転送の可否の判断及び転送順位の決定
- (4) 被災者の慢性疾患の治療・管理
- (5) 避難所・救護所における保健衛生の確保
- (6) その他医療救護に必要な業務

（JMAT香川に対する指揮）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、JMAT香川に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（JMAT香川の輸送）

第6条 甲は医療救護活動が円滑に実施できるよう、JMAT香川の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 JMAT香川が使用する医薬品等は、当該JMAT香川が携行するもののほか、甲が関係機関と連携し、供給するものとする。

(収容医療施設の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際は、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合(第2条第4項の規定による場合を含む。)に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) JMAT香川の編成、派遣に要する経費

(2) JMAT香川が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(実施細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して2年とする。

有効期間満了の前に協定の内容について甲乙は協議を行い、必要であれば改定を行うものとする。

2 ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、前項の協議が行われなかった場合、有効期間満了の日の翌日から起算して2年間この協定は延長されるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成29年3月3日

香川県高松市番町4丁目1番1号
甲 香川県
香川県知事 浜田 恵造

香川県高松市浜ノ町73番4号
乙 一般社団法人香川県医師会
会 長 久米川 啓

この協定は、下記の基準により香川県災害対策本部が設置され、甲が医療救護について乙の協力を求めたときに適用するものとする。

【設置基準】

- 1 県内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき。
- 2 県内で震度 5 弱以上の地震が発生し、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 3 香川県に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。
- 4 県内に気象警報等が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 5 県内で次の事故等が発生し、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - ・大規模な火災又は爆発
 - ・災害を誘発する物質の大量流出
 - ・大規模な列車、航空機、船舶等の事故
 - ・その他重大な事故
- 6 通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。

災害時の医療救護に関する協定実施細目

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県医師会（以下「乙」という。）は、平成29年3月3日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、実施細目を次のように定める。

（派遣要請）

第1条 甲は、協定第2条第1項の規定により乙に対して、JMAT香川の派遣を要請しようとするときは、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定第2条第2項の規定によりJMAT香川を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、班ごとの医療救護活動報告書（第1号様式）、JMAT香川隊員名簿（第2号様式）及び医薬品等使用報告書（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

2 乙は、協定第2条第4項の規定によりJMAT香川を派遣したときは、JMAT香川緊急派遣報告書（第4号様式）を作成のうえ、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の場合において、JMAT香川の医療救護活動が終了したときは、乙は、第1項の定めるところにより、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定第2条に基づく医療救護活動において、JMAT香川隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（第5号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（実費弁償等の額）

第4条 協定第10条第1号に規定する実費弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定第10条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定第10条第3号に規定する扶助金については、災害救助法（昭和22年法律118号）第12条の規定により算定した額による。

（実費弁償等の請求）

第5条 協定第10条第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各医療救護班分を取りまとめ費用弁償請求書（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定第10条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が扶助金請求書（第7号様式）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、法令等の定めるところにより遅滞なくこれを支払うものとする。

（医事紛争の処理）

第7条 JMAT香川が救護所において行った業務において患者との間に医事紛争が生じた場合又は医療救護班が転送した患者の診療について診療した収容医療機関と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

（有効期間）

第8条 この実施細目の有効期間は、協定書第13条と同様とする。

この実施細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成29年3月3日

香川県高松市番町4丁目1番1号
甲 香 川 県
香川県知事 浜田 恵造

香川県高松市浜ノ町73番4号
乙 一般社団法人香川県医師会
会 長 久米川 啓

別表（第4条関係）

区分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医師 歯科医師 薬剤師 保健師 助産師 看護師	災害救助法施行細則（昭和39年2月17日香川県規則第9号） 第10条に定める額		
補助職員	看護師の日当の10分の 6（100円未満切捨て）	一般の県職員の行政職給 与表による1級の職務に 当たる者の旅費相当額	一般の県職員の時間外勤 務手当支給の例による額

2-74 災害時の医療救護活動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、香川県において大規模災害が発生し、甲が医療救護について乙の協力を求めたときに適用するものとする。

3 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町が行う医療救護について、本協定に準じ、乙の協力を得て円滑に実施されるよう必要な調整を行うものとする。

4 乙は、郡市歯科医師会に対し、市町の医療救護体制の整備が円滑に行われるように、必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、香川県地域防災計画に基づく医療救護活動において、必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、甲からの医療救護班の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、予め、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

（歯科医師班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町が避難所、避難場所又は災害現場に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 歯科傷病者に対する応急処置
- (2) 死体の確認及び検案
- (3) その他必要な処置

（医療救護班に対する指揮）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療救護班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとる。

(実費弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成、派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費及び、携行品の破損等に係る経費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(実施細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を所持する。

平成24年3月6日

香川県高松市番町4丁目1番10号

甲 香川県
香川県知事 浜田 恵造

香川県高松市錦町2丁目8番38号

乙 社団法人香川県歯科医師会
会 長 豊嶋 健治

2-75 災害時の看護職医療救護活動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県看護協会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、香川県において大規模災害が発生し、甲が医療救護について乙の協力を求めたときに適用するものとする。

3 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町が行う医療救護について、本協定に準じ、乙の協力を得て円滑に実施されるよう必要な調整を行うものとする。

4 乙は、看護協会災害看護ボランティア登録者及び登録者を有する施設に対し、市町の医療救護体制の整備が円滑に行われるように、必要な調整を行うものとする。

（看護職班の派遣）

第2条 甲は、香川県地域防災計画に基づく医療救護活動において、必要が生じた場合は、乙に対し、看護職で編成される救護班（以下「看護職班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに看護職班を編成、派遣し、甲が指示する場所において医療救護を実施するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、甲からの看護職班の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護活動について、「災害看護マニュアル」を定め、甲に提出するものとする。

2 乙は、「災害看護マニュアル」の改訂を行った場合、その都度、甲に提出するものとする。

（看護職班の業務）

第4条 乙が派遣する看護職班は、甲又は市町が設置する救護所、避難所及び甲が指定する場所において、「災害看護マニュアル」に基づき活動を行うものとする。

（看護職班に対する指揮）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、看護職班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（看護職班の輸送）

第6条 甲は医療救護活動が円滑に実施できるよう、看護職班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する看護職班が使用する医薬品等は、当該看護職班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとる。

（実費弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 看護職班の編成、派遣に要する経費

(2) 看護職班が携行した医薬品等を使用した場合の実費及び、携行品の破損等に係る経費

(3) 看護職班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（実施細目）

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。
(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を所持する。

平成20年2月25日

香川県高松市番町4丁目1番10号
甲 香 川 県
香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県高松市国分寺町国分152-4
乙 社団法人香川県看護協会
会 長 渡 邊 照 代

2-76 香川県における災害支援ナースの派遣に関する協定

香川県知事（以下「甲」という。）と香川県立白鳥病院長（以下「乙」という。）とは、災害支援ナースの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害支援ナース活動要領等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

（派遣先）

第3条 乙が派遣する災害支援ナースは、香川県内において看護活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める看護活動を行うことができる。

（災害支援ナースの活動）

第4条 乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は、災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した被災都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第8条 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 被災した市町又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請

した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

第 10 条 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 7 条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第 18 条第 2 項及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 5 条に定めるところにより費用を負担する。

(損害補償)

第 11 条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第 4 条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

(定めのない事項等)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第 13 条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第 15 条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第 16 条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 4 月 1 日

甲 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県
香川県知事 池田 豊人

乙 香川県東かがわ市松原 963 番地

香川県立白鳥病院
病院長 西角 彰良

【同一内容の協定を締結】

医療法人社団聖心会阪本病院、さぬき市民病院、香川大学医学部附属病院、香川県立中央病院、かがわ総合リハビリテーション病院、高松赤十字病院、KKR高松病院、独立行政法人地域医療機能推進機構りつりん病院、高松市立みんなの病院、香川県厚生農業協同組合連合会屋島総合病院、医療法人財団博仁会キナシ大林病院、美術館診療所、独立行政法人労働者健康安全機構香川労災病院、香川県立丸亀病院、医療法人社団重仁まるとがめ医療センター、坂出市立病院、社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院、宗教法人カトリック聖ドミニコ宣教修道女会坂出聖マルチン病院、三豊市立みとよ市民病院、三豊総合病院、医療法人社団豊南会香川井下病院

2-77 災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、香川県において大規模災害が発生し、甲が医療救護について乙の協力を求めたときに適用するものとする。

3 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町が行う医療救護について、本協定に準じ、薬剤師会各支部の協力を得て円滑に実施されるよう必要な調整を行うものとする。

4 乙は、薬剤師会各支部に対し、前項に定める市町の医療救護体制の整備が円滑に行われるように、必要な調整を行うものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、香川県地域防災計画に基づく医療救護活動において、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師で編成される救護班（以下「薬剤師班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに薬剤師班を編成、派遣し、甲が指示する場所において医療救護を実施するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、甲からの薬剤師班の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、予め、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 薬剤師班の編成計画
- (2) 薬剤師班の医療救護活動計画
- (3) 乙の支部その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

（薬剤師班の業務）

第4条 乙が派遣する薬剤師班は、甲又は市町が設置する救護所、避難所及び医薬品等の集積所等において医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤師班の業務は次のとおりとする。

- (1) 救護所等における調剤、服薬指導及び医師等への医薬品情報の提供
- (2) 医薬品等の集積所及び救護所等における医薬品等の仕分け及び管理

（薬剤師班に対する指揮）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、薬剤師班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第6条 甲は医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、甲が関係機関と連携し、供給するほか、当該薬剤師班が携行するものとする。

(調剤費)

第8条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に要する経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(実施細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を所持する。

平成19年3月23日

香川県高松市番町4丁目1番10号

甲 香 川 県
香川県知事 真鍋武紀

香川県高松市亀岡町9番20号

乙 社団法人香川県薬剤師会
会 長 宇川英二

2-78 災害時の助産師支援活動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県助産師会（以下「乙」という。）は、災害時における助産師支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき甲が行う災害支援に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、香川県において大規模災害が発生し、甲が乙の協力を求めたときに適用するものとする。

3 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援が円滑に行われるように、必要な調整を行うものとする。

（災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要なと認められた場合は、乙に協力要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（支援活動の内容）

第3条 災害支援班の業務は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定された助産師業務とする。

（指揮命令）

第4条 災害支援活動の総合調整を図るため、災害支援班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 乙は、甲の災害支援班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め、甲に文書にて報告するものとする。

（実費弁償等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が災害支援活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 災害支援班の編成、派遣に要する経費
- (2) 災害支援班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- (3) 災害支援班が災害支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（実施細目）

第7条 この協定に基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年10月13日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市春日町1176番地
一般社団法人 香川県助産師会
会 長 眞鍋 由紀子

2-79 災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県接骨師会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における柔道整復師支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、香川県において大規模災害が発生し、甲が乙の協力を求めたときに適用するものとする。

3 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援が円滑に行われるように、必要な調整を行うものとする。

（災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要なと認められた場合は、乙に協力要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（支援活動の内容）

第3条 災害支援班の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務とする。

（指揮命令）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、災害支援班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 乙は、甲の災害支援班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め、甲に文書にて報告するものとする。

（施術費）

第6条 第2条第2項に規定する活動場所における被災者の施術費は無料とする。

（実費弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が災害支援活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 災害支援班の編成、派遣に要する経費

(2) 災害支援班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費

(3) 災害支援班が災害支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく政令及び規則並びに「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和38年条例第29条）の例による。

（実施細目）

第8条 この協定に基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別途定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思

表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年1月9日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋 武紀

乙 高松市中野町13番地1号
社団法人 香川県接骨師会
会 長 石原 誠

2-80 香川DPATの出動等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と、国立大学法人香川大学医学部附属病院（以下「乙」という。）とは、香川県内外における地震等による大規模自然災害及び大規模事故災害等（以下「大規模災害等」という。）の発生時における「香川DPAT」の出動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「香川DPAT（災害派遣精神医療チーム）設置運営要綱」（以下「運営要綱」という。）に基づき、大規模災害等の発生時に甲が行う精神科医療及び精神保健活動の支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、運営要綱に基づき、「香川DPAT」の活動が必要と判断したときは、乙に対して「香川DPAT」の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、「香川DPAT」の出動が可能と判断したときには、「香川DPAT」を出動させる。

3 乙は、緊急にやむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に「香川DPAT」を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した「香川DPAT」の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 乙が出動させた「香川DPAT」に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 「香川DPAT」が香川県以外の被災都道府県からの要請を受けて出動する場合は、前項の規定にかかわらず、当該被災都道府県のDPAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、「香川DPAT」の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 「香川DPAT」は次の活動を行うものとする。

（1）本部活動

（2）情報収集とニーズアセスメント

（3）情報発信

（4）被災地での精神科医療の提供

（5）被災地での精神保健活動への専門的支援

（6）被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む。）

（7）支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援

（8）精神保健医療に関する普及啓発

（9）その他災害時に必要と認められる活動

2 「香川DPAT」は、移動、通信手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等の確保については、自ら行いながら継続した活動を行うことを基本とする。

3 甲と乙は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を活用して情報を共有し、「香川DPAT」の活動の後方支援を行う。

(費用弁償等)

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた「香川D P A T」が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 被災した市町村又は他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して「香川D P A T」の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた「香川D P A T」の隊員が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条の規定による救助に関する業務に従事した場合は、甲は、同法第18条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 「香川D P A T」の待機に要する費用は、甲からの要請の有無に関わらず、乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の依頼に基づき乙が派遣した「香川D P A T」構成員がその業務のため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は身体障害を有することとなった場合は、災害救助法の例により損害を補償する。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた「香川D P A T」の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、「香川D P A T」の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年2月22日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
香川県知事 浜 田 恵 造

乙 香川県木田郡三木町池戸1750-1
国立大学法人 香川大学医学部附属病院
病院長 横見瀬 裕保

【同一内容の協定を締結】

公益社団法人日本精神科病院協会香川県支部 H31. 3. 1

独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター H31. 3. 4

2-81 香川県における DPAT の派遣に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と 医療法人社団五色会（以下「乙」という。）とは、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、精神保健医療活動を行うことにより、地域の精神保健医療ニーズに対応することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、DPAT 活動要領及び香川 DPAT（災害派遣精神医療チーム）設置運営要綱等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等により、精神保健医療への対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DPAT の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、DPAT の出動が可能と判断したときには、DPAT を派遣させる。

3 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DPAT を派遣することができるものとする。

4 乙は、前項の規定により DPAT を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣した DPAT は、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

（派遣先）

第3条 乙が派遣する DPAT は、香川県内において精神保健医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める精神保健医療活動を行うことができる。

（DPAT の活動）

第4条 乙が派遣する DPAT が行う業務は DPAT 活動要領及び香川 DPAT（災害派遣精神医療チーム）設置運営要綱等に定めるものとする。

2 DPATは、移動、通信手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等の確保については、自ら行いながら継続した活動を行うことを基本とする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣した DPAT に対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 DPAT が他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した被災都道府県の DPAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣する DPAT の隊員は、原則として派遣元である乙の職員として精神保健医療活動に従事する。

(協定の実施状況等の報告)

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム (EMIS) 等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DPAT 隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した DPAT が、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 被災した市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して DPAT の派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した DPAT が、災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) 第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第 18 条第 2 項及び災害救助法施行令 (昭和 22 年政令第 225 号) 第5条に定めるところにより費用を負担する。

(待機に係る費用)

第11条 DPATの待機に要する費用は、甲からの要請の有無に関わらず、乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した DPAT の隊員が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害救助法の例によりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した DPAT の精神保健医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入するものとする。

(定めのない事項等)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第14条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第 16 条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第 17 条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として DPAT の派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年5月23日

甲 高松市番町四丁目1番10号

香 川 県

香川県知事 池 田 豊 人

乙 坂出市加茂町963番地

医療法人社団五色会 こころの医療センター 五色台

理 事 長 佐 藤 仁

【同一内容の協定を締結】

医療法人社団光風会 三光病院、香川県立丸亀病院

2-82 香川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、香川県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結し、乙は、この協定において、香川県災害福祉支援ネットワーク協議会の構成団体のうち、チームを構成する別記の団体（以下「構成団体」という。）を代表する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、チームを避難所、福祉避難所（高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、要配慮者を支援することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、避難所等において支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対してチームの派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、速やかに派遣の可否及び派遣可能な人数を甲に報告するものとする。

3 チームの派遣基準は、次のいずれかに該当するときとする。

（1）県内で大規模災害が発生した場合であって、甲がチームを派遣する必要があると認めるとき。

（2）県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町から甲にチームの派遣要請があったとき。

（3）県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から甲にチームの派遣要請があったとき。

（4）その他、特に必要があると甲が認めるとき。

（活動内容等）

第3条 チーム員は、避難所等において次の業務を行うこととする。

（1）避難所等の福祉ニーズ把握

避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を甲に報告する。

（2）要配慮者のスクリーニング

緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

（3）要配慮者からの相談対応

要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

（4）介護を要する者への応急的な支援

避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

（5）避難環境の整備

避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整し、避難環境を良好に保つ。

2 前項に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

3 チーム員は、構成団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）の職員の身分をもって第1項及び第2項の業務に従事する。

（指揮命令）

第4条 チームが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

（移動手段）

第5条 チーム員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

（活動報告）

第6条 乙は、チーム員の活動が終了した後、その活動状況等について、甲に報告するものとする。

（補償）

第7条 甲は、チームの業務に関連する事故に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

（派遣費用の負担等）

第8条 甲の要請に基づき派遣したチーム員の派遣費用（以下「費用」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助費の支弁対象となる場合、災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

（2）前号に掲げる場合以外の場合、甲と乙が協議して、別に定める。

2 甲は、チーム員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

（定めのない事項等）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

（適用）

第10条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙が署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年2月6日

甲 高松市番町4丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市番町1丁目10番35号
社会福祉法人香川県社会福祉協議会
会 長 西原 義一

別記（構成団体）

香川県社会福祉法人経営者協議会

会 長 川西 基雄

香川県老人保健施設協議会

会 長 岡部 功

香川県児童福祉施設連合会

会 長 藤井 敏孝

香川県救護・身障施設協議会

会 長 水ト 則之

一般社団法人香川県介護福祉士会

会 長 石橋 真二

香川県精神保健福祉士協会

会 長 齋中 康人

香川県県内社会福祉協議会連絡協議会

会 長 田中 克幸

香川県老人福祉施設協議会

会 長 小川 望

香川県保育協議会

会 長 三木 一平

特定非営利活動法人香川県知的障害者福祉協会

理事長 平井 勇一

公益社団法人香川県社会福祉士会

会 長 岡崎 昌枝

一般社団法人香川県介護支援専門員協議会

会 長 大原 昌樹

香川県医療ソーシャルワーカー協会

会 長 和田 有加

2-83 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と公益社団法人香川県栄養士会（以下「乙」という。）とは、災害時の管理栄養士及び栄養士（以下「栄養士チーム」という。）の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う保健衛生活動のうち、栄養・食生活支援活動に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づく栄養・食生活支援活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項に規定する甲の協力要請は、香川県健康福祉部長が行う。

3 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（栄養士チームの派遣）

第3条 乙は、甲からの協力要請を受けたときは、速やかに栄養士チームを派遣するものとする。

2 乙は、災害支援活動の円滑な実施を図るため、栄養士チームの編成、派遣その他災害支援活動の実施に関する計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

3 甲は、想定される活動内容及び被災地状況等の情報を乙に伝えるよう努めるものとする。

（指揮命令系統等）

第4条 巡回栄養相談等の総合調整を図るため、栄養士チームに対する指揮命令は、甲が指定するものを行うものとする。

（栄養士チームの業務）

第5条 乙が派遣する栄養士チームは、甲又は市町が避難場所、避難所、特殊栄養食品等の集積場所、その他甲が指定する場所において支援活動を行うものとする。

2 栄養士チームの業務は次のとおりとする。

（1） 特殊栄養食品（アレルゲン除去食品、高齢者用食品、病者用食品、その他災害時に特別な配慮を要する者に供する食品をいう。第6条及び第9条第1項第2号において同じ。）の提供等に係る支援活動

（2） 被災者（要配慮者を含む。）への栄養・食事相談

（3） 避難所等における食事状況調査や衛生指導、栄養健康教育

（4） 活動支援拠点及び活動拠点における情報収集、分析

（5） その他必要な支援活動

（特殊栄養食品の保管）

第6条 乙は前条に規定する活動に使用する特殊栄養食品等の備蓄・管理等を行うものとする。ただし、保管場所は甲が提供するものとする。

（栄養士チームの輸送）

第7条 乙は栄養士チームの輸送に必要な手段を自ら確保しなければならない。ただし、道路等の被災状況より乙が自ら必要な手段を確保することが困難な場合には、甲は必要な措置を講じるものとする。

(報告)

第8条 乙は、前条に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務の終了後、所定の様式により甲に報告するものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、栄養士チームが当該被災地域において第5条に規定する活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 栄養士チームの編成及び派遣に要した費用

(2) 栄養士チームが支援活動に使用した特殊栄養食品等に要した費用

(3) 前各号に掲げるもののほか、支援活動に要した費用のうち甲が必要と認めた費用

2 前項各号に掲げる費用の額については、甲乙協議の上、決定する。

(損害補償)

第10条 甲は、栄養士チームが、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年香川県条例第29号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

(個人情報保護)

第11条 乙及び栄養士チームは、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(派遣体制の整備)

第12条 乙は、災害時において迅速な対応をするため、平常時においても栄養士チームの派遣体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 この協定に関する連絡責任者は、甲は香川県健康福祉部健康福祉総務課長、乙においては会長とする。

(紛争処理)

第14条 本協定に基づく業務に関して紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

(訓練、研修)

第15条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が実施する訓練、研修等に乙の参加を要請することができる。

2 甲は、乙が人材育成、技術向上等を図るために行う訓練、研修等の企画及び実施を支援するものとする。

(細則)

第16条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期限)

第18条 本協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定は延長され、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年11月29日

甲 住所 : 香川県高松市番町四丁目1番10号

氏名 : 香川県

知事 池田豊人

乙 住所 : 香川県末広町1番地2

氏名 : 公益社団法人 香川県栄養士会

会長 橋本真澄

2-84 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）との間に災害救助に必要な医薬品等の確保に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第 1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医療機関において使用する医薬品等及び県又は市町の災害時用備蓄医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙及び乙に加盟する会員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

（供給医薬品等の範囲）

第 2 乙は、甲から要請のあった医薬品等について、乙等の保有する範囲内において供給に応ずるものとする。

（要請の方法）

第 3 第 1 の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙等の措置）

第 4 第 1 の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するため必要な措置をとるものとする。

（引渡し）

第 5 医薬品等の引渡場所及び時刻等については、甲が指定するものとし、甲の指定する者が、医薬品等を確認のうえ受領するものとする。

（価格）

第 6 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引きされている価格とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲乙等協議して定める。

（代金の支払い）

第 7 甲は、引取った医薬品等の代金を速やかに供給要請先に支払うものとする。

（協議）

第 8 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（有効期限）

第 9 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

平成 9 年 2 月 27 日

（甲）香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県香川県知事 平井 城一

（乙）香川県高松市亀岡町 9 番 20 号
香川県医薬品卸業協会会長 岡内 信三

2-85 災害時における一般用医薬品等の確保に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県医薬品小売商業組合（以下「乙」という。）との間に災害時における一般用医薬品等の確保に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙及び乙に加盟する会員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

（供給医薬品等の範囲）

第2 乙は、甲から要請のあった医薬品等について、乙等の保有する範囲内において供給に応ずるものとする。

（要請の方法）

第3 第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙等の措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するため必要な措置をとるものとする。

（引渡し）

第5 医薬品等の引渡場所及び時刻等については、甲が指定するものとし、甲の指定する者が、医薬品等を確認のうえ受領するものとする。

（価格）

第6 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引されている価格とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲乙等協議して定める。

（代金の支払い）

第7 甲は、引取った医薬品等の代金を速やかに供給要請先に支払うものとする。

（協議）

第8 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（有効期限）

第9 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成9年2月27日

（甲）香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県香川県知事 平井 城一

（乙）香川県高松市亀岡町9番20号
香川県医薬品小売商業組合理事長 松岡 豊

2-86 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な医療ガス等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、香川県内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、医療ガス等を調達する必要があると認めたときは、乙に加入する医療ガス販売業者（以下「会員会社」という。）の所有する医療ガス等の供給について、乙に対して協力を要請するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医療ガス等は、次に掲げるもののうち会員会社が保有する医療ガス等とする。

- （1）医療用酸素、医療用亜酸化窒素、医療用窒素、医療用二酸化炭素、医療用液化酸素、医療用液化窒素、滅菌ガス等
- （2）医療用ガス配管設備、在宅酸素療法等、甲が指定するガス供給機器等
- （3）その他甲が必要と認めたもの

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、別途定める文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

2 甲から乙への要請経路は、別途定める。

（要請に基づく措置）

第4条 乙が第1条に定める要請を受けたときは、乙は、会員会社の所有する医療ガス等を、甲に速やかに供給するとともに、その措置状況を別途定める文書により甲に報告する。

2 乙から甲への報告経路は、別途定める。

（価格）

第5条 医療ガス等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲、乙協議の上、定めるものとする。

（引渡し）

第6条 医療ガス等の取引場所は、甲が指定するものとし、当該医療ガスの搬送は甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、甲の指定する取引場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、医療ガス等を確認した上で引き取るものとする。

3 甲は、災害時において乙が医療ガス等を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（連絡責任者及び連絡方法等）

第7条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は、香川県業務主管課長を、乙は一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部長をそれぞれ指定するものとする。

2 甲及び乙は、連絡用機器（災害時優先電話等）について協議し、迅速に連絡できる手段を、確保し

ておくものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲が引き取った医療ガス等の代金は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡員の派遣)

第9条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難な場合等は、甲の要請により乙は、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣するものとする。

(連絡協議会への参加)

第10条 甲が災害対策等に関する連絡協議会を設置した場合は、甲の要請により乙は参加するものとする。

(防災訓練への参加)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練等に関し、甲の要請に基づき参加・協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定終了の意思表示がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月27日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事職務代理者
香川県副知事 天 雲 俊 夫

乙 香川県高松市朝日町5-14-1
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
四国地域本部医療ガス部門香川県支部
支部長 佐々木 康二

2-87 災害時における医療機器等の供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な医療機器等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医療機器等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の会員が保有する医療機器等の供給を要請することができる。

（供給医療機器等の範囲）

第2条 乙は、甲から要請のあった医療機器等について、乙の会員が保有する範囲内において供給に供するものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、やむを得ない事情により乙との連絡が困難な場合には、直接乙の会員に対し要請することができるものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条に定める要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置状況を文書により甲に報告する。

（引渡し）

第5条 医療機器等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲の指定するものが、医療機器等を確認のうえ受領するものとする。

（価格）

第6条 医療機器等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）を基準として甲、乙協議の上、定めるものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、引き取った医療機器等の代金を速やかに供給した会員に支払うものとする。

（連絡責任者及び連絡方法等）

第8条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は、香川県薬務感染症対策課長を、乙は香川県医療機器販売業協会理事長をそれぞれ指定するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に、それぞれの取扱窓口の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議し

て定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年11月 9日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市香川町川東下277-1
四国医療器株式会社 香川営業所内
香川県医療機器販売業協会
理 事 長 尾形 龍紀

2-88 航空搬送拠点臨時医療施設の運用に関する申し合わせ

高松空港事務所（以下「甲」という。）と高松空港株式会社（以下「乙」という。）と香川県（以下「丙」という。）は、大規模災害が発生した場合に広域医療搬送等を行うために高松空港内に設置する航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の運用等について、次のとおり申し合わせる。

（目的）

第1条 本申し合わせは、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成29年6月23日中央防災会議幹事会）において、高松空港がSCUに位置付けられていることに伴い、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に、丙が、迅速かつ円滑にSCUを高松空港内に設置・運営し、負傷者等の広域医療搬送等を行うことを目的とする。

（SCU資機材の保管場所）

第2条 甲は、高松空港事務所庁舎内に丙の保有するSCU資機材の保管場所を確保することについて、丙に協力する。

（SCU資機材の保管場所へ入室等）

第3条 丙及び丙が認めた者（災害派遣医療チーム等）は、資機材の管理・メンテナンス等のため、高松空港事務所庁舎内のSCU資機材の保管場所に入室することができる。

2 甲は丙が高松空港事務所庁舎内に入室するために解除するテンキーのパスワードを、丙から確認を受けた場合に、丙に対して付与する。丙は、付与されたパスワードについて、入室に必要な最小限度の者にのみ開示し、他の者に知られることがないよう厳重に管理する。

（SCUの展開場所）

第4条 乙は、丙が設置するSCUの展開場所として、高松空港内の消防倉庫のスペースを提供する。

（平時の訓練）

第5条 乙は、丙が、SCU運用訓練を実施するに当たっては、丙に協力する。

（実際の運用）

第6条 乙は、大規模災害発生時において、丙がSCUを立ち上げ、運用するに当たっては、丙に協力する。

2 乙は、SCUの活動に係るスペース（駐車場、会議室、休憩室等）を確保・提供することについて、丙から要請があった場合は、丙に協力する。

3 乙は、SCU運営に係る電源（非常用電源を含む）や、自家発電用の燃料を確保することについて、丙から要請があった場合は、丙に協力する。

4 乙は、乙が保有している医療資機材を提供することについて、丙から要請があった場合は、丙に協力する。

（ドクターヘリ等の運航）

第7条 甲及び乙は、高松空港に飛来するドクターヘリ等が円滑に運航できるよう協力を行う。

（SCU運用に係る費用）

第8条 SCUの運用（訓練も含む）に係る丙の建物使用料は、無償とする。

2 高松空港内の施設利用にかかる光熱水料は、甲及び乙が負担する。ただし、特に多額の光熱水料が発生した場合は、その負担について、その都度甲、乙及び丙の三者で協議の上、決定する。

3 その他、SCUの運用（訓練も含む）において必要となる経費の負担については、別途、甲、乙及び丙協議の上、決定する。

（その他）

第9条 この申し合わせに定めのない事項については、甲、乙及び丙の三者で協議の上決定するものとする。

この申し合わせを証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年9月18日

甲 香川県高松市香南町由佐3473-3
国土交通省 大阪航空局
高松空港事務所
空港長 三口 進

乙 香川県高松市香南町岡1312番地7
高松空港株式会社
代表取締役社長 渡部 哲也

丙 香川県高松市番町4-1-10
香川県知事 浜田 恵造

2-89 災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、香川県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、災害が発生した市町長から求めがある場合など、捜索活動のため必要があると認めるときは、乙に対して、災害救助犬の出動を要請するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数及び出動人員は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（捜索活動の実施）

第3条 乙は、出動した災害現場においては、甲の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定に基づく出動に要する経費は、乙の負担とする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく出動又は捜索活動に伴って乙の出動人員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（訓練の参加）

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成13年12月11日

甲 高松市番町4丁目1番10号
香 川 県
香川県知事 真鍋 武紀

乙 大阪府豊中市本町四丁目1番24号
特定非営利活動法人
日本レスキュー協会
会 長 大山 直高

2-90 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書

香川県老人福祉施設協議会（以下「甲」という。）と香川県（以下「乙」という。）及び高松市（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の、甲に属する特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受け入れ等に関し、甲、乙、丙の三者間の必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第2条 施設は、災害時には、乙に対し、受け入れ可能人数等の情報を提供するものとする。

2 乙は、前項により得た情報を管理するとともに、各市町に対して提供するものとする。

（受け入れ）

第3条 施設は、災害時には、要援護高齢者をその希望等により一時的に受け入れるよう努めるものとする。

2 乙又は丙は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

（介護保険法上の取扱い）

第4条 乙又は丙は、前条の規定に基づき、施設が介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項の規定による短期入所生活介護として受け入れた結果、定員を超過した場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）の第138条又は第140条の12のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第5条 甲、乙及び丙は、施設が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

（被災施設等からの応援活動の要請と対応）

第6条 甲は、被災した施設等からの生活物資等の提供、応援職員の派遣又は入所者の受入れ等の応援活動の要請があれば、これに応じるものとし、乙又は丙は、これに協力するものとする。

2 甲は、前項の応援活動の要請に対応するため、甲に加入する施設の間での相互の応援活動の取扱いについて、乙及び丙に協議の上、これを定めるものとする。

（在宅復帰への支援）

第7条 乙は、施設が受け入れた要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設や当該要援護高齢者の住所地市町との連携を図るものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

付 記

この協定は、平成17年9月2日付で締結した協定を一部改正したものである。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年11月2日

甲 香川県高松市番町一丁目10番35号
香川県老人福祉施設協議会会長 野口尚義

乙 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県知事 浜田恵造

丙 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市長 大西秀人

2-91 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書

香川県老人保健施設協議会（以下「甲」という。）と香川県（以下「乙」という。）及び高松市（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の、甲に属する介護老人保健施設（以下「施設」という。）での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受け入れ等に関し、甲、乙、丙の三者間の必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第2条 施設は、災害時には、乙に対し、受け入れ可能人数等の情報を提供するものとする。

2 乙は、前項により得た情報を管理するとともに、県内市町に対して提供するものとする。

（受け入れ）

第3条 施設は、災害時には、受入れを希望する要援護高齢者を一時的に受け入れるよう努めるものとする。

2 乙又は丙は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

（介護保険法上の取扱い）

第4条 乙又は丙は、前条の規定に基づき、施設が介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第10項による短期入所療養介護及び第8条の2第8項の規定による介護予防短期入所療養介護として受け入れた結果、定員を超過した場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）の第154条のただし書き及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の第193条のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第5条 甲、乙及び丙は、施設が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

（被災施設等からの応援活動の要請と対応）

第6条 甲は、被災した施設等からの生活物資等の提供、応援職員の派遣又は入所者の受入れ等の応援活動の要請があれば、これに応じるものとし、乙又は丙は、これに協力するものとする。

2 甲は、前項の応援活動の要請に対応するため、甲に加入する施設の間での相互の応援活動の取扱いについて、乙及び丙に協議の上、これを定めるものとする。

（在宅復帰への支援）

第7条 乙は、施設が受け入れた要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設や当該要援護高齢

者の住所地市町との連携を図るものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

付 記

この協定は、平成18年7月28日付で締結した協定を一部改正したものである。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和元年5月31日

甲 香川県善通寺市原田町1486番地3
香川県老人保健施設協議会会長 岡 部 功

乙 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県 知 事 浜 田 恵 造

丙 香川県高松市番町一丁目8番15号
高 松 市 長 大 西 秀 人

2-9-2 健康危機等における防疫業務の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県内において、自然災害、感染症、特定家畜伝染病その他何らかの原因により人の生命と健康が脅かされる事態等（以下「健康危機等」という。）が発生し、その被害が広範囲にまたがるおそれがある場合に、香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）とが、互いに協力して、迅速かつ円滑な消毒、害虫防除などの業務（以下「防疫業務」という。）を実施するため、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、健康危機等が発生し、その被害が広範囲にまたがるおそれがある場合又は市町長から求めがある場合において、必要があると認めるときは、乙に防疫業務実施の協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行うときは、次の事項を明記した文書により協力要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 健康危機等の種別
- (2) 健康危機等発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 協力要請の内容並びに薬剤、機器又は消耗資材等の必要な品目及び数量
- (4) 協力を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか甲が必要と判断した事項

(防疫業務の実施)

第3条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに防疫業務を実施する者（以下「防疫業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

2 防疫業務実施者は、甲の指示に従い、防疫業務を実施するものとする。

3 防疫業務に必要な機材等は、乙が確保するものとする。

(協力体制の整備)

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応できるよう、あらかじめ、機材等の整備や研修会等による技術の向上を図るなど、常に体制を整備しておくものとする。

(防疫業務の報告)

第5条 防疫業務実施者は、防疫業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に基づく防疫業務を円滑に実施するため、甲にあつては健康危機等の種別に応じ、その業務所管課長を、乙にあつては一般社団法人香川県ペストコントロール協会会長を連絡責任者とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも文書により意思表示を行わないときは、さらに1年間有効期間を延長し、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年5月21日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋 武紀

乙 香川県坂出市西庄町1035番地4
一般社団法人 香川県ペストコントロール協会
代表理事 会長 山下 茂治

2-93 家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施に関する協定書

香川県(以下「甲」という。)と社団法人香川県建設業協会(以下「乙」という。)は、県内の畜産農家等において、家畜伝染病が発生した場合の防疫対策に係る業務(以下「防疫対策業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の畜産農家等における家畜伝染病発生時の防疫対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

(家畜伝染病の定義)

第2条 この協定において家畜伝染病とは、家畜伝染病予防法(昭和26年法第166号)第2条第1項に規定する伝染性疾病をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、家畜伝染病が発生した場合において、防疫対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができるものとする。

(防疫対策業務)

第4条 甲が乙に対して協力を要請する防疫対策業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 家畜伝染病の発生に伴う家畜の死体(以下「家畜の死体」という。)や病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品(以下「物品」という。)の埋却に関する業務

(2) 家畜の死体や物品の埋却に伴う運搬に関する業務

(3) その他甲が必要とする業務

(協力体制の整備)

第5条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

(防疫業務実施者)

第6条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに防疫対策業務を実施する者(以下「防疫業務実施者」という。)を選定し、甲に報告するものとする。

(防疫対策業務の指示)

第7条 防疫業務実施者は、甲の指示を受けて防疫対策業務を実施するものとする。

(防疫対策業務の報告)

第8条 防疫業務実施者は、防疫対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 防疫対策業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

(補償)

第10条 甲からの協力要請に応じて第4条に掲げる業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)によるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく防疫対策業務の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年2月16日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県

香川県知事

乙 香川県高松市磨屋町6番地4

社団法人香川県建設業協会

会 長

【同一内容の協定を締結】

一般社団法人香川県産業廃棄物協会 R3.2.25

家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施 に関する協定書の一部を改正する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県建設業協会（以下「乙」という。）は、平成 23 年 2 月 16 日付けで締結した家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施に関する協定書の一部を次のように改正する協定を締結する。

（第 4 条の変更）

第 1 条 原協定第 4 条を次のように改める。

第 4 条 甲が乙に対して協力を要請する防疫対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 家畜伝染病の発生に伴う家畜の死体や病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の埋葬及び埋蔵に伴う運搬に関する業務
- (2) 防疫対策に必要な資機材の調達（設置を含む。）に関する業務
- (3) その他甲が必要とする業務

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 31 年 2 月 27 日

甲 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県
香川県知事 浜 田 恵 造

乙 香川県高松市磨屋町 6 番地 4
一般社団法人 香川県建設業協会
会 長 森 田 紘 一

2-94 家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県トラック協会（以下「乙」という。）は、県内の畜産農家等において、家畜伝染病が発生した場合の防疫対策に係る業務（以下「防疫対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内の畜産農家等における家畜伝染病発生時の防疫対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（家畜伝染病の定義）

第2条 この協定において家畜伝染病とは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する伝染性疾病をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、家畜伝染病が発生した場合において、防疫対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができるものとする。

（防疫対策業務）

第4条 甲が乙に対して協力を要請する防疫対策業務の内容は、次のとおりとする。

（1）防疫対策に必要な資機材の運搬に関する業務

（2）家畜伝染病の発生に伴う家畜の死体や、病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の焼却（密閉容器に封入したものに限る。）に伴う運搬に関する業務

（3）その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、協力体制を整備し、その内容を甲の求めに応じ報告するものとする。

（防疫業務実施者）

第6条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに防疫対策業務を実施する者（以下「防疫業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（防疫対策業務の指示）

第7条 防疫業務実施者は、甲の指示を受けて防疫対策業務を実施するものとする。

（防疫対策業務の報告）

第8条 乙は、防疫業務実施者が防疫対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実

施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙と防疫対策業務に係る契約書を取り交わし、防疫業務実施者が防疫対策業務に要した費用を負担するものとする。

(補償)

第10条 甲からの協力要請に応じて第4条に掲げる業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）によるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく防疫対策業務の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有する。

令和4年10月28日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事

乙 香川県高松市福岡町三丁目2番3号
一般社団法人 香川県トラック協会
会長

2-95 家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部（以下「乙」という。）は、県内の畜産農家等において、家畜伝染病が発生した場合の防疫対策に係る業務（以下「防疫対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内の畜産農家等における家畜伝染病発生時の防疫対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（家畜伝染病の定義）

第2条 この協定において家畜伝染病とは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する伝染性疾病をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、家畜伝染病が発生した場合において、防疫対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができるものとする。

（防疫対策業務）

第4条 甲が乙に対して協力を要請する防疫対策業務の内容は、次のとおりとする。

（1） 家畜伝染病の発生に伴い必要となる二酸化炭素ガスの供給に関する業務

（2） その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、協力体制を整備し、その内容を甲の求めに応じ報告するものとする。

（防疫業務実施者）

第6条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに防疫対策業務を実施する者（以下「防疫業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（防疫対策業務の指示）

第7条 防疫業務実施者は、甲の指示を受けて防疫対策業務を実施するものとする。

（防疫対策業務の報告）

第8条 乙は、防疫業務実施者が防疫対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙と防疫対策業務に係る契約書を取り交わし、防疫業務実施者が防疫対策業務に要した費用を負担するものとする。

(補償)

第10条 甲からの協力要請に応じて第4条に掲げる業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）によるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく防疫対策業務の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有する。

令和4年10月28日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事

乙 香川県高松市天神前10番12号
一般社団法人 日本産業・医療ガス協会四国地域本部
代表地域本部長

2-96 災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県理容生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における理容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 災害時に県内に開設された避難所及びこれに準ずる場所（以下「避難所等」という。）における県民又は滞在者（以下「住民」という。）の避難生活が長期化した場合において、乙が業務を提供するにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難生活が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難生活が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2に定める業務とする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、理容師法に定める理容師免許を有する者で、乙の組合員又は乙の組合員が経営する理容所の従業員（以下「組合員等」という。）とする。

（業務の提供を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所等の住民であり、第2条に定める状態に該当する場合に限るものとする。

（協力要請）

第6条 甲は、避難所等において業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の要請を行うときは、次の事項を明記した文書により協力要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 業務実施日時

(2) 業務実施場所

(3) 現場連絡者の所属、職名及び氏名

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があったときは、可能な限り避難所等へ組合員等を派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を甲に報告するものとする。

（支援の経費）

第8条 乙の業務の提供に係る経費は、原則として乙が負担するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年9月5日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県

香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市塩上町2丁目5番22号

香川県理容生活衛生同業組合

理事長 佐藤 功

2-97 災害時における美容サービス業務の提供に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県美容業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における美容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 災害時に県内に開設された避難所及びこれに準ずる場所（以下「避難所等」という。）における県民又は滞在者（以下「住民」という。）の避難生活が長期化した場合において、乙が業務を提供するにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難生活が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難生活が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条に定める業務とする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、美容師法に定める美容師免許を有する者で、乙の組合員又は乙の組合員が経営する美容所の従業員（以下「組合員等」という。）とする。

（業務の提供を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所等の住民であり、第2条に定める状態に該当する場合に限るものとする。

（協力要請）

第6条 甲は、避難所等において業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の要請を行うときは、次の事項を明記した文書により協力要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 業務実施日時

(2) 業務実施場所

(3) 現場連絡者の所属、職名及び氏名

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があったときは、可能な限り避難所等へ組合員等を派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を甲に報告するものとする。

（支援の経費）

第8条 乙の業務の提供に係る経費は、原則として乙が負担するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年9月5日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県

香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市松縄町1091番地3

香川県美容業生活衛生同業組合

理事長 久保山 勝

2-98 災害時における被災動物の救護活動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県獣医師会（以下「乙」という。）は、香川県域において大規模災害が発生した場合の被災動物の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲及び乙が行う被災動物の救護活動における相互協力に関し、必要な事項を定める。ただし、乙と市町の間で、被災動物の救護活動における相互協力に関し、協定を締結している場合は、乙と当該市町の協定内容を優先するものとする。

（定義）

第2条 この協定において「被災動物」とは、犬、猫等の一般に家庭で飼養されている動物で、被災者が飼養する動物及び被災により逸走している動物をいう。

（対象動物）

第3条 救護活動の対象となる動物は、被災動物とする。ただし、甲乙協議の上、対象となる動物を拡大することを妨げるものではない。

（被災動物の救護活動の内容）

第4条 被災動物の救護活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）被災動物の保護及び管理に関すること。
- （2）被災動物に関する情報提供に関すること。
- （3）施設、設備及び物資の提供等に関すること。
- （4）その他被災動物の救護活動に関すること。

（協力要請等の手続）

第5条 甲は、前条各号に掲げる事項を実施する必要がある場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）活動の内容
- （2）活動を実施する場所
- （3）活動を実施する日時
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（要請事項に対する措置）

第6条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について、可能な限り、誠意を持って活動を実施するものとする。ただし、乙にやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、被災動物の救護活動の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。また、活動が終了した後においても同様とする。

（活動の報告）

第8条 甲は、第5条の要請に基づく被災動物の救護活動の状況（以下「活動状況」という。）について、

必要に応じ、乙に報告を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により報告を求められた場合は、文書により活動状況を報告する。ただし、乙にやむを得ない事由があるときは、口頭等で報告を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。
- 3 前2項の規定は、乙の自主的な活動状況の報告を妨げるものではない。

(緊急災害時動物救援本部への支援要請等)

第9条 甲は、乙の活動状況の報告その他の状況から、被災動物の救護活動の実施に必要な物資等が不足すると認める場合は、緊急災害時動物救援本部(別表1の団体で構成されたものをいう。)に支援を要請する。

- 2 前項の支援要請に基づく物資等の受入場所の設定、配分その他必要な事項は、甲が定めるものとし、必要に応じて、乙に通知する。
- 3 甲又は乙は、前2項の支援要請に関し、相互に意見を求め、又は、意見を述べることができる。

(活動の終了)

第10条 乙は、災害の状況その他から、活動の必要がなくなったと判断した場合は、速やかに、甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けた場合は、乙と協議の上、活動を継続又は終了することを決定するものとする。

(経費の負担)

第11条 この協定に基づき甲と乙が実施した被災動物の救護活動に要した経費の負担については、甲乙協議して定めるものとする。

(連絡体制)

第12条 この協定の運用に関しての連絡窓口は、甲にあつては健康福祉部生活衛生課、乙にあつては乙の事務局とする。

(協議)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年6月19日

甲 高松市番町四丁目1番10号

香 川 県

香川県知事 浜 田 恵 造

乙 高松市国分寺町福家甲3871番地3

社団法人香川県獣医師会

会 長 篠 原 公 七

2-99 災害時における被災動物の救護活動に対する支援に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と学校法人穴吹学園（以下「乙」という。）は、香川県域において大規模災害が発生した場合の被災動物の救護活動に対する支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が実施する被災動物の救護活動に対する乙の支援に関し、必要な事項を定める。ただし、乙と市町の間で、被災動物の救護活動における相互協力に関し、協定を締結している場合は、乙と当該市町の協定内容を優先するものとする。

（対象動物）

第2条 支援活動の対象となる動物は、甲及び甲の要請を受けた社団法人香川県獣医師会が実施する被災動物の救護活動に係る動物とする。

（支援活動の内容）

第3条 支援活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）被災動物の保護及び管理に関すること。
- （2）被災動物に関する情報提供に関すること。
- （3）施設、設備及び物資の提供等に関すること。
- （4）その他被災動物の救護活動に関すること。

（支援要請等の手続）

第4条 甲は、前条各号に掲げる事項について、被災動物の救護活動を適正に実施するために必要と認めるときは、乙に支援を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）支援活動の内容
- （2）支援活動を実施する場所
- （3）支援活動を実施する日時
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（要請事項に対する措置）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について、誠意を持って支援活動を実施するものとする。ただし、乙にやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、支援活動の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。また、活動が終了した後においても同様とする。

（報告）

第7条 甲は、第4条の要請に基づく支援活動の状況について、必要に応じ、乙に報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により報告を求められた場合は、文書により支援活動の状況を報告する。ただし、乙にやむを得ない事由があるときは、口頭等で報告を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 前2項の規定は、乙の自主的な支援活動の状況の報告を妨げるものではない。

(支援活動の終了)

第8条 甲は、被災動物の救護活動の進捗状況その他から、乙の支援が不要と認めたときは、乙と協議の上、支援の終了を決定するものとする。

2 前項の規定は、乙が支援を不要と認めた場合に準用する。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づき乙が実施した支援活動に要した経費の負担については、甲乙協議して定めるものとする。

(連絡体制)

第10条 この協定の運用に関しての連絡窓口は、甲にあつては健康福祉部生活衛生課、乙にあつては学校法人穴吹学園 専門学校穴吹動物看護カレッジとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年6月19日

甲 高松市番町四丁目1番10号

香 川 県

香川県知事 浜 田 恵 造

乙 高松市錦町一丁目22番22号

学校法人穴吹学園

理 事 長 穴 吹 忠 嗣

2-100 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と香川県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害が発生した場合において、甲から乙及び丙（以下「乙等」という。）に協力を要請し、葬祭用品の供給及び遺体の搬送等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次の業務について、市町からの要請等により必要が生じたときは、乙等に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の搬送
- (3) 遺体安置施設の提供
- (4) その他必要とする事項

（業務の実施）

第3条 乙等は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り連携のうえ、その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

2 乙等は、業務実施先の市町が指定する場所において業務を実施するものとし、業務内容、方法等については当該市町と協議し、確認を受けるものとする。

（実績報告）

第4条 乙等は、この協定に基づき第2条に規定する業務を実施したときは、速やかに実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙等がこの協定に基づき供給した棺及び葬祭用品の対価並びに遺体の搬送等に係る費用は、前条の規定による実績報告書に基づき、甲が負担するものとする。

- 2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生時の直前における災害救助法施行細則（昭和39年香川県規則第9号）第4条の2に規定する範囲内において、甲及び乙等が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙等が行った棺及び葬祭用品の運搬に係る費用は、原則として乙等が負担するものとする。

（費用の支払）

第6条 甲は、第4条の規定による実績報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。

- 2 乙等は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、費用の支払いを請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により適法な請求書の提出があったときは、速やかに当該請求金額を乙等に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙等は、災害時等における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙等が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1か月までに甲乙等いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

この協定を証するため本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年7月31日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市藤塚町3丁目8番9号
香川県葬祭業協同組合
理事長 河崎 和義

丙 東京都港区港南2丁目4番12号
全日本葬祭業協同組合連合会
会長 松井 昭憲

2-101 災害時における遺体の搬送の協力に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と香川県霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、災害時における遺体の搬送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害が発生した場合において、甲から乙及び丙（以下「乙等」という。）に協力を要請し、遺体の搬送を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次の業務について、市町からの要請等により必要が生じたときは、乙等に対し協力を要請するものとする。

- (1) 遺体の搬送
- (2) その他必要とする事項

（業務の実施）

第3条 乙等は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り連携のうえ、その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

2 乙等は、業務実施先の市町が指定する場所において業務を実施するものとし、業務内容、方法等については当該市町と協議し、確認を受けるものとする。

（実績報告）

第4条 乙等は、この協定に基づき第2条に規定する業務を実施したときは、速やかに実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙等がこの協定に基づき実施した遺体の搬送に係る費用は、前条の規定による実績報告書に基づき、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生時の直前における災害救助法施行規則（昭和39年香川県規則第9号）第4条の2に規定する範囲内において、甲及び乙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 甲は、第4条の規定による実績報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。

2 乙等は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、費用の支払いを請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により適法な請求書の提出があったときは、速やかに当該請求金額を乙等に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙等は、災害時等における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙等が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1か月までに甲乙等いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

この協定を証するため本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年4月3日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香 川 県

香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市藤塚町3丁目8番9号

香川県霊柩自動車協会

会 長 安松 均

丙 東京都新宿区四谷3丁目2番5号

全日本トラック総合会館2F

一般社団法人全国霊柩自動車協会

会 長 一柳 鏊

2-102 災害時における協力に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県において地震、風水害、その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生した場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる業務について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1） 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2） 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3） 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4） 帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）
- （5） 市町が開設した避難所等及び乙が提供する避難場所における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- （6） その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請できるものとし、その後速やかに当該要請書を乙に送付するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の業務を実施するものとする。

2 乙は、第2条各号の業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、災害時要請業務報告書（第2号様式）をもって、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請と相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条第1項に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、職、氏名、緊急連絡先を相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に関わる情報(個人情報含む。)を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第15条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年7月21日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 東京都港区西新橋1丁目18番12号
COMS虎ノ門6階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 山下 裕史

2-103 死体の身元確認等における協力体制に関する協定書

香川県歯科医師会警察歯科医会（以下「甲」という。）と香川県警察（以下「乙」という。）は、乙が取り扱う死体の身元確認等を適正かつ迅速に行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害、事件、事故等が発生した場合に、乙が取り扱う死体の身元確認等における歯科医師の立会い等の協力体制の確立について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制等）

第2条 甲は、毎年度当初において、乙が警察署又はその他の場所で行う検視又は見分の現場に立ち会うことが可能な歯科医師の名簿を作成して、乙に提出するとともに、必要な連絡体制を確立するものとする。

（委嘱）

第3条 乙は、甲と協議の上、前条に基づき提出を受けた名簿の中から、適任者を選考し、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第223条第1項の規定により鑑定を行う歯牙鑑定医師を委嘱するものとする。

2 乙は、前項に基づき委嘱を行ったときは、別記様式第1号の委嘱状及別記様式第2号の会員の証を交付するものとする。

3 乙は、毎年度当初、各歯牙鑑定医師ごとに委嘱の継続の可否について甲と協議するものとする。

4 乙は、歯牙鑑定医師としての委嘱が不相当であると判断した場合には、甲と協議の上、解嘱することができる。

（業務内容）

第4条 乙が、この協定により甲に対し、協力要請する業務内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 乙が、警察署その他の場所で行う検視又は見分への立会い
- (2) 歯牙鑑定
- (3) 乙の法歯学に関する知識技能の向上に必要な研修

（費用負担）

第5条 乙の要請に基づき、甲が前条の業務を実施した場合に要する経費は、原則として乙が負担するものとし、経費の内容及び額については、甲、乙協議の上、別に定める。

（地域防災計画等との関係）

第6条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める都道府県地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める国民保護計画に基づく業務については、この協定に基づく業務に優先し、実施するものとする。

（守秘義務）

第7条 甲は、乙が公益上の必要等から公表する場合を除き、この協定に基づく業務の実施に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を、継続する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

上記の協定の締結の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年4月9日

甲 高松市錦町二丁目8番38号
香川県歯科医師会警察歯科医会
会長 豊嶋健治

乙 高松市番町四丁目1番10号
香川県警察
本部長 筋伊知朗

2-104 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県建設業協会（以下「乙」という。）は、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設及び水道施設（以下「公共土木施設等」という。）において、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結により、平成 16 年 12 月 7 日に締結した災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（以下「前協定」という。）はその効力を失う。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、公共土木施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（応急対策業務）

第 3 条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の被害情報の収集並びに簡易な障害物の除去及び危険箇所の表示
- (2) 障害物の除去（簡易なものを除く。）及び応急対策等
- (3) その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第 4 条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、その支部ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急業務実施者）

第 5 条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者（以下「応急業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第 6 条 応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第 7 条 応急業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 応急対策業務の実施に要した費用については、第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる業務に係る費用にあっては甲が負担するものとし、同条第 1 号に掲げる業務に係る費用にあっては甲は負担しないものとする。

（補償）

第 9 条 甲からの協力要請に応じて第 3 条第 1 号に掲げる業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用がある場合を除き、甲が乙と協議して当該者のために締結した保険契約によるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては当該業務を実施する地域を所管する土木事務所、土地改良事務所、小豆総合事務所又は県営水道事務所の長(以下「事務所長」という。)を、乙にあつては当該地域に係る支部の支部長(以下「支部長」という。)を連絡責任者とする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項については、その地域の実情に応じて事務所長及び支部長が協議の上、別に定めるものとする。

ただし、前協定に基づき、事務所長と支部長が締結した災害時における応急対策業務の実施に関する個別協定書は、引続き効力を有するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年5月10日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県
香川県知事 真 鍋 武 紀

乙 香川県高松市磨屋町6番地4
社団法人香川県建設業協会
会 長 森 田 紘 一

2-105 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県測量設計業協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の所管する公共土木施設、土地改良施設及び水道施設（以下「公共土木施設等」という。）の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において県民の生命、身体及び財産の保護並びに県民の生活の安定を確保するため、甲が乙に対して行う応急対策業務の要請に関し必要な事項を定める。

（協定の対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる大規模災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により香川県災害対策本部が設置される災害
- （2）前号に掲げる災害と同程度の災害であって、応急対策業務のために乙の協力が必要であると甲が認める災害

（協力要請等）

第3条 甲は、応急対策業務に乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し、書面（様式第2号）により要請するものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請するものとし、その後、遅滞なく書面を交付するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、甲に対し、速やかに当該書面の応諾書を返送するものとする。

3 乙は、第1項の規定による甲の要請があったときは、特別な理由がない限り、直ちに乙の協力会社に対し、応急対策業務を実施させなければならない。

4 乙は、甲からの出動要請に対する連絡体制を整備しておくものとする。

5 乙は、あらかじめ、応急対策業務を速やかに実施できるよう、必要な技術者等の確保及び動員の方法を定めておくものとする。

（応急対策業務の内容）

第4条 応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）大規模災害時における公共土木施設等の被害状況調査
- （2）大規模災害時における公共土木施設等の応急対策に関する測量、調査及び設計
- （3）その他前2号に掲げる業務に関連し、甲が必要と認める応急業務

（協力会社等）

第5条 乙は、香川県土木部、農政水産部及び水道局の所管する施設を管理する出先機関（以下「出先機関」という。）の区域ごとに、乙の所属会員のうち応急対策業務に協力する会社（以下「協力会社」という。）の連絡窓口となる者（以下「ブロック連絡担当者」という。）を設置するものとする。

2 乙は出先機関の区域ごとにブロック連絡担当者及び協力会社の名簿、連絡先等を取りまとめ、この協定の締結後、速やかに書面（様式第1号）により甲に提出するものとする。

(応急対策業務の実施)

- 第6条 甲は、前条第1項による要請を行ったときは、直ちに出先機関の長にその旨を連絡するものとする。
- 2 出先機関の長は、応急対策業務に乙の協力が必要であるときは、ブロック連絡担当者に対し、書面(様式第3号)により要請するものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後、遅滞なく書面を交付するものとする。
- 3 ブロック連絡担当者は、前項の規程による要請があったときは、直ちに当該出先機関の区域の協力会社に対し連絡を行い、協力会社は、直ちに被災状況を出先機関の長の指示により把握するとともに、応急対策業務の支援を行うものとする。
- 4 応急対策業務に係る現場の指揮は、出先機関の現場担当職員が行うものとする。

(報告)

- 第7条 乙は、応急対策業務が完了したときは、速やかに業務内容を取りまとめ、書面(様式第4号)により、出先機関の長に報告するものとする。
- 2 前項の報告には、被災状況及び応急対策業務の内容が判定できる写真、図面等の資料を添付しなければならない。

(費用の支払)

- 第8条 応急対策業務の実施に要した費用については、第4条第2号及び第3号に掲げる業務に係る費用にあつては、甲が負担するものとし、同条第1号に掲げる業務に係る費用にあつては、甲は負担しないものとする。

(損害の負担)

- 第9条 応急対策業務の実施に伴い、甲、乙のいずれの責めにも帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は各種機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲と協議するものとする。

(連絡責任者)

- 第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては香川県土木部技術企画課長、農政水産部土地改良課長及び水道局建設管理課長とし、乙においては一般社団法人香川県測量設計業協会会長とする。

(実施細目)

- 第11条 この協定に基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

- 第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(その他)

- 第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成24年4月20日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市松福町二丁目15番24号
一般社団法人香川県測量設計業協会
会 長 松本 茂樹

2-106 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ

国土交通省四国地方整備局企画部長（以下「甲」という。）と徳島県県土整備部長、香川県土木部長、愛媛県土木部長、及び高知県土木部長（以下「乙」という。）は、四国地方における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合の応援について次のとおり申し合わせを締結する。

（目的）

第1条 四国地方における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、甲及び乙が連携することにより初動時の情報収集を迅速に実施し、所管施設等の円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

（応援内容）

第2条 応援内容は、次の業務の実施に係る災害対策用資機材の提供及び人員の応援に関するものとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

（被災状況等の連絡）

第3条 甲及び乙は災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙の連絡体制予め定めておくものとする。

（応援の要請）

第4条 四国地方の国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に対し応援要請を伝え、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、前項の要請を受け、応援を行う場合は、乙に対し応援する旨を伝え、速やかに文書にて応援内容を通知するものとする。

（応援の実施）

第5条 甲は乙からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員の配備状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

（応援の要請ができない場合等の応援の実施）

第6条 災害が発生し、被災による相互の連絡不能等のため乙より応援の要請がないが、特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合においては、甲は、自らの判断で応援を行うことができる。この場合連絡手段が復旧しだい速やかに乙に対しその旨を通知するとともに、文書にて応援内容を通知する。

（経費の負担）

第7条 第2条に規定する応援を行った場合の経費負担については下記のとおりとする。

【甲が災害初動時に第2条（1）（2）の応援を行う場合】

原則として甲の負担とする。また災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置している期間とする。

【甲が災害初動時に第2条（3）（4）の応援を行う場合】

原則として応援を受けた機関の負担とする。

ただし、第2条（3）の応援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲において経費を負担する。

- ①災害種別が大規模災害である場合
- ②被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧ではない)
- ③広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合
- ④国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
- ⑤甲が独自の判断で応援を行った場合

(平常時の連絡)

第8条 甲及び乙は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

2 甲の保有する災害対策用資機材の保有状況については、毎年乙に通知するとともに、変更が生じた場合はその都度通知するものとする。

(訓練等の実施)

第9条 乙は甲において実施する、災害対策用機械等の操作訓練等に参加し、操作技術を習得するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めない事項は、甲及び乙はその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この申し合わせの有効期間平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、引き続き、この協定の有効期間を1年間延長したものとみなし、その後もまた同様とする。

附則

甲及び乙が締結している「四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ」(平成11年7月7日締結)はこの申し合わせの締結をもって失効するものとする。

この申し合わせの証として本書5通を作成し、捺印のうえ各自1通を保有する。

平成21年3月31日

甲 高松市サンポート3番33号
四国地方整備局 企画部長 小池 剛

乙 徳島県万代町1丁目1番地
徳島県 県土整備部長 海野 修司

乙 高松市番町4丁目1番10号
香川県 土木部長 久保市郎

乙 松山市一番町4丁目4番地2号
愛媛県 土木部長 井上 要

乙 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県 土木部長 石井一生

2-107 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）並びに徳島県知事、香川県知事、坂出市長、愛媛県知事、今治市長、新居浜港務局委員会委員長、八幡浜市長、高知県知事（以下「乙」という。）と民間協力者（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（民間協力者）

第2条 本協定における民間協力者は一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長、四国港湾空港建設協会連合会会長、一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長、全国浚渫業協会関西支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、一般社団法人海洋調査協会会長及び一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長を指す。

（定義）

第3条 本協定において、

- (1) 「災害」とは、地震・津波・台風その他の異常な自然現象による被害をいう。
- (2) 「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる災害をいう。
- (3) 「応急対策業務」とは、施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。
- (4) 「港湾施設等」とは、港湾法第二条第五項の港湾施設、同法第二条第八項の開発保全航路及び同法第五十五条の三の五で規定する緊急確保航路をいう。
- (5) 「事務所長」とは、四国地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
- (6) 「地方機関の長」とは、乙の所掌する地方機関の長をいう。
- (7) 「資機材等情報」とは、使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
- (8) 「テックフォース活動」とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。「テックフォース隊」とは、災害支援活動を行うために国の職員から構成された組織をいう。

（応急対策業務の範囲）

第4条 応急対策業務の範囲は、第3条に規定する港湾施設等における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とし、対象とする港湾は以下のとおりとする。

徳島県管理：徳島小松島港、橘港、浅川港

香川県管理：高松港、津田港、三本松港、丸亀港、詫間港、観音寺港、土庄港、坂手港、宮浦港

坂出市管理：坂出港

愛媛県管理：松山港、東予港、三島川之江港、宇和島港、中島港、三崎港

今治市管理：今治港

新居浜港務局管理：新居浜港

八幡浜市管理：八幡浜港

高知県管理：高知港、須崎港、宿毛湾港、奈半利港、甲浦港、室津港、久礼港

(応急対策業務の内容等)

第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。

ただし、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、資機材等情報の収集を開始するものとする。

3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。

4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった場合、可能な限り速やかに港湾施設等の被災状況を調査するとともに、出動要請者の指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。

なお、四国地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲より出動要請があった場合、丙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。

5 丙は、甲の出動要請があった場合、四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

なお、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、可能な範囲で四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

6 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

7 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する人員及び資機材等の資機材数等情報について毎年4月末までに甲及び乙に連絡するものとする。

8 丙の会員は、応急対策業務を迅速に実施できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に

大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

9 乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、同項における連絡先は、乙を除く。

(契約の締結)

第6条 甲又は事務所長及び乙又は地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

2 甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。

3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第7条 大規模災害が発生した場合は、第5条にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、甲は秩序ある応急対策業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

(訓練の実施)

第8条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

(本協定の適用範囲)

第9条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲が第7条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の期間は、協定締結日より令和5年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第11条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所長の要請に係るものについては甲若しくは事務所長に、乙若しくは地方機関の長の要請に係るものについて

は乙若しくは地方機関の長に報告し、その負担について甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して決定するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

附 則

甲及び乙及び丙が締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(平成27年11月5日締結)は、この協定書の締結をもって廃止するものとする。

この協定の証として、本書16通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和4年12月13日

甲 国土交通省四国地方整備局次長 小林 知宏

乙 徳島県知事 飯泉 嘉門

香川県知事 池田 豊人

坂出市長 有福 哲二

愛媛県知事 中村 時広

今治市長 徳永 繁樹

新居浜港務局委員会委員長 原 一之

八幡浜市長 大城 一郎

高知県知事 濱田 省司

丙 一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長
長岡 晃

四国港湾空港建設協会連合会会長
長岡 晃

一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長

尾崎 憲祐

全国浚渫業協会関西支部長

寄神 正文

一般社団法人日本潜水協会会長代行副会長

田原 安

一般社団法人海洋調査協会会長

川嶋 康宏

一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長

柴木 秀之

2-108 災害発生時における技術士支援活動に関する協定書

香川県（以下「県」という。）と香川県技術士会（以下「技術士会」という。）は、香川県で発生した大規模な災害（以下「大規模災害」という。）への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害の発生にあたり、技術士会が公共施設の状況について、専門的な技術に関する意見を県に提供することにより、県が行う応急対策や安全対策に資することを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 この協定において、大規模災害とは、県が災害対策本部を設置した災害又はこれに準じると県が判断した災害をいう。

（対象施設）

第3条 技術士会が意見を県に提供する施設は、香川県内に所在する建造物、工作物で、県が事前に指定する公共施設（以下「対象施設」という。）のうち、県が支援要請したものとする。

（支援要請）

第4条 県は、大規模災害が発生し、技術士会の支援活動が必要であると認めたときは、技術士会に文書で支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（平常時の準備）

第5条 県は、大規模災害に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ対象施設を技術士会に提示し、必要に応じ、支援の参考となる資料を技術士会に提供する。

（支援活動の内容）

第6条 技術士会は、県からの支援要請に基づき、対象施設のうち県が支援要請した施設について、目視、写真等から判断した専門的な技術に関する意見の提供を行う。

（支援活動の報告）

第7条 技術士会は、支援活動が完了したときは、速やかに文書により県に報告するものとする。

（支援費用）

第8条 この協定に基づく支援活動は無償とする。

（協定期間）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、県又は技術士会から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（実施細目）

第10条 この協定に基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別途定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県と技術士会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、県と技術士会が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年 8月 3日

県	高松市番町四丁目1-10
	香川県知事 真鍋武紀
技術士会	高松市牟礼町牟礼1007-3
	香川県技術士会
会	長 武山正人

2-109 災害発生時における緑化樹木等の技術的支援に関する協定書

香川県（以下「県」という。）と香川県造園協会（以下「協会」という。）は、香川県で発生した大規模な災害（以下「大規模災害」という。）への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害の発生にあたり、県が管理する公共施設における緑化樹木、修景施設等の状況について、協会が専門的な意見を県に提供すること等により、県が行う応急対策や安全対策に資することを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 この協定において、大規模災害とは、県が災害対策本部を設置した災害又はこれに準じると県が判断した災害をいう。

（支援要請）

第3条 県は、大規模災害が発生し、協会の支援活動が必要であると認めるときは、協会に文書で支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（支援活動の内容）

第4条 協会は、県からの支援要請に基づき、次の業務を行う。

- (1) 県が管理する公共施設における緑化樹木、修景施設等の状況について、目視、写真等から判断した専門的な意見の提供
- (2) 被害を受けた県が管理する公共施設における緑化樹木、修景施設等の応急対策
- (3) その他県が必要とする業務

（支援活動の報告）

第5条 協会は、支援活動が完了したときは、速やかに文書により県に報告するものとする。

（支援費用）

第6条 支援活動に要した費用については、第4条第2号及び第3号に掲げる業務に係る費用にあつては県が負担するものとし、同条第1号に掲げる業務に係る費用にあつては県は負担しないものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、県又は協会から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（実施細目）

第8条 この協定に基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別途定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県と協会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、県と協会が記名押印のうえ、各1通を保有する。

付則

- 1 この協定は平成28年10月6日から施行する。
- 2 平成19年3月22日に締結された協定は、これを廃止する。

平成28年10月6日

高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

高松市鬼無町鬼無741-1
香川県造園協会
会 長 植原 成典

2-110 被災法面への技術的支援活動についての申し合わせ

香川県土木部（以下「県」という。）と社団法人全国特定法面保護協会四国地方支部（以下「法面協会」という。）は、香川県で発生した大規模な災害（以下「大規模災害」という。）への支援活動について、次のとおり申し合わせを締結する。

（目的）

第1条 この申し合わせは、大規模災害の発生にあたり、法面協会が公共施設の状況について、専門的な技術に関する意見を県に提供することにより、県が行う応急対策や安全対策に資することを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 この申し合わせにおいて、大規模災害とは、香川県が災害対策本部を設置した災害又はこれに準じると県が判断した災害をいう。

（対象施設）

第3条 法面協会が意見を県に提供する施設は、香川県内に所在する公共施設に附帯する法面（以下「対象施設」という。）のうち、県が支援要請したものとする。

（支援要請）

第4条 県は、大規模災害が発生し、法面協会の支援活動が必要であると認めるときは、法面協会に文書で支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（支援体制の整備）

第5条 法面協会は、県からの支援要請に対応出来るよう、あらかじめ人員の動員方法を定め県に報告するものとする。

（支援活動の内容）

第6条 法面協会は、県からの支援要請に基づき、対象施設について、目視、写真等から判断した専門的な技術に関する意見、関連資料の提供を行う。

（支援活動の報告）

第7条 法面協会は、支援活動が完了したときは、速やかに文書により県に報告するものとする。

（支援費用）

第8条 この申し合わせに基づく支援活動は無償とする。

（期間）

第9条 この申し合わせは、締結の日からその効力を有するものとし、県又は法面協会から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（実施細目）

第10条 この申し合わせに基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別途定めるものとする。

（協議）

第11条 この申し合わせに定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県と法面協会が協議して定めるものとする。

この申し合わせの締結を証するため、本書2通を作成し、県と法面協会が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年8月19日

県 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県土木部
土木部長 北原 義則

法面協会 香川県観音寺市瀬戸町二丁目14番16号
社団法人全国特定法面保護協会四国地方支部
支部長 樽 耕司

2-1-1-1 地理空間情報の活用促進のための協力に関する確認書

国土地理院と香川県は、「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第3条、第4条及び第6条の規定に基づく具体的な内容について、次のとおり確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、国土地理院と香川県が保有する地理空間情報等の相互活用及び災害対応等における迅速な協力の実現のため、必要な事項を定める。

（地理空間情報の提供及び物品の貸与）

第2条 国土地理院及び香川県が提供する地理空間情報及び貸与する物品は、次の各号に定めるものとし、一覧は別表のとおりとする。なお、別表に定めのないものについては、その都度協議を行うものとする。

- （1） 基盤地図情報
- （2） 地形図や公共施設の設計図面等の基本的な地図又は図面
- （3） 空中写真
- （4） 標高データ
- （5） その他地理空間情報の相互活用により有用なデータ、ソフトウェア等

2 国土地理院及び香川県は、別表に定める地理空間情報の提供を受け、又は物品の貸与を受けようとするときは、様式1「申請書」に必要事項を記載し、申請を行うものとする。なお、使用目的については、事前に相手側の了承を得ることとする。

（災害対応等における協力）

第3条 国土地理院及び香川県は、災害対応、防災及び減災活動において、情報の共有を図り、迅速かつ効果的な活動となるよう、必要な地理空間情報等を相互に提供し、必要な支援を行うものとする。

2 国土地理院は、香川県内において災害が発生し、その状況を把握するために被災地域の空中写真撮影を行ったときは、撮影した空中写真を迅速に香川県に提供するものとする。

3 第2条第2項の規定は、災害発生時等の緊急を要するときは適用しない。

（義務及び使用の制限）

第4条 国土地理院及び香川県は、地理空間情報のうち、測量法（昭和24年法律第188号）第9条の測量成果については、同法第29条及び第43条の複製承認又は同法第30条及び第44条の使用承認の手続きが必要なときは、その手続を行うものとする。

2 国土地理院及び香川県は、地理空間情報及び物品を第2条第2項の申請の範囲内で使用するものとし、使用目的を変えて地理空間情報及び物品を使用するときは、新たに第2条第2項の申請を行うものとする。

（権利の帰属）

第5条 国土地理院及び香川県が、地理空間情報及び物品の活用により得た成果に関する権利は、国土地理院及び香川県にそれぞれ帰属するものとする。

（かし責任）

第6条 国土地理院及び香川県は、提供を受けた地理空間情報又は貸与された物品に関するかしについては、責任を問わないものとする。

(連携窓口の設置)

第7条 協定書第6条の定めに従い、国土地理院は地理空間情報部情報企画課を、香川県は土木部技術企画課を具体的な連携及び協力を推進する窓口として定めるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 国土地理院及び香川県は、地理空間情報に含まれる個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則り適切に対処するものとする。

(情報開示請求)

第9条 提供された地理空間情報に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）又は香川県情報公開条例（平成12年県条例第54号）に基づく開示請求があった場合には、法又は条例に則り適切に対処することとする。

(有効期間)

第10条 本確認書の有効期間の取り扱いは、協定書第7条の規定に準ずるものとする。

(その他)

第11条 本確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

この確認書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年9月3日

国土交通省国土地理院

地理空間情報部長 村上 広史

香川県

政策部長 西原 義一

危機管理総局長 伊勢野 正憲

環境森林部長 工代 祐司

農政水産部長 川池 秀文

土木部長 細谷 芳照

2-1-1-2 大規模災害発生時における相互協力に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時における災害対策の実施に当たり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力要請された甲又は乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1）高速道路施設の拠点等としての活用
- （2）緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- （3）災害対策等に係る資機材、物資の提供
- （4）災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供
- （5）調査・復旧に関する技術的支援
- （6）相互の道路機能の活用
- （7）地域の安全性向上に関する取組み
- （8）その他必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 協力を要請する甲又は乙は、第2条に定める協力内容を明らかにし、口頭又は電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 第3条に基づく協りに要する費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

（情報連絡体制）

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時の協力が円滑に実施されるために、担当部局の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

（防災訓練等への相互参加）

第6条 甲及び乙は、平常時よりこの協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に実施するため、相互に企画・立案する防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとし、期間満了1月前までに甲又は乙から申出がない場合は、5年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年1月18日

香川県知事 浜田 恵造

西日本高速道路株式会社
四国支社長 畑村 雄二

2-113 大規模災害発生時の道路啓開に関する協定

国土交通省四国地方整備局（以下「甲」という。）、香川県（以下「乙」という。）、一般社団法人香川県建設業協会（各支部・部会を含む。）（以下「丙」という。）は、南海トラフ地震等の大規模災害発生時の香川県内における道路啓開の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、香川県内において震度6弱以上の地震が観測された場合又は地震に起因して香川県災害対策本部が設置された場合に、甲又は乙が要請、又は自動的に丙の会員である道路啓開を実施する者（以下「道路啓開実施者」という。）が実施する迅速かつ効率的な道路啓開の実施を目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

一 南海トラフ地震

南海トラフ沿いを震源として発生すると想定される地震

二 道路啓開

南海トラフ地震等の大規模災害発生時に救助活動等を行う緊急通行車両等の通行が可能となるよう、迅速かつ効率的に道路上のがれき処理や簡易な段差すり付け等を行い、別に定める香川県道路啓開手順書（以下「手順書」という。）による必要最小限の通行幅員を確保すること

（道路啓開業務の対象道路）

第3条 道路啓開業務（以下「業務」という。）の対象道路は、次のとおりとする。

一 香川県道路啓開計画に定められた第1次啓開ルート及び第2次啓開ルート

二 一号に掲げるもの以外の緊急輸送道路

三 一号及び二号を補完する道路

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次のとおりとする。

一 対象道路に関する被害情報の収集及び提供

二 道路啓開作業の実施

三 その他甲又は乙が必要と認める作業

2 前項一号及び二号に掲げる作業の実施手順は手順書による。

（業務の実施方法）

第5条 業務は、香川県道路啓開計画、手順書及び別に定める道路啓開実施者割付図（以下「割付図」という。）に基づき実施するものとする。

2 丙は、連絡手段が途絶し、甲、乙と連絡がとれない場合は、自動的に業務を開始するものとするが、この場合においても継続的に甲、乙との連絡を行うよう努めるものとする。

（平時の準備）

第6条 甲、乙及び丙は、香川県道路啓開計画、手順書又は割付図（以下「計画等」という。）のいずれかに変更が生じた場合は、速やかに協議を行い、計画等に反映するものとする。

2 甲及び乙は、道路啓開実施者となる者の道路啓開に充てる人員及び建設資機材を確認するものとする。

3 甲及び乙は、道路啓開実施者が災害対策基本法に基づく車両の移動を実施する場合に必要となる身分証明書を、道路啓開実施者となる者に対し、事前に発行するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条に基づき実施する業務は、有償とする。

(契約の締結)

第8条 甲、乙及び道路啓開実施者は、第5条に基づく業務の進行中、又は完了後、速やかに契約書を作成し、契約を締結するものとする。

2 道路啓開実施者は、当該業務について、契約を締結するまでの間、本協定に基づき実施するものとする。

(業務の完了)

第9条 道路啓開実施者は、業務が完了した場合、直ちに甲又は乙に対し、口答及び書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲又は乙に報告するものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い、甲、乙及び道路啓開実施者のいずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼした場合又は建設資機材等に損害が生じた場合、道路啓開実施者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は乙に報告し、その処置については甲、乙及び道路啓開実施者が協議して定めるものとする。

2 本業務の実施に伴い、明らかに甲、乙又は道路啓開実施者の責に帰す原因により、第三者に損害を及ぼした場合又は建設資機材等に損害が生じた場合、各々がこれを負担するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかから文書による終了の意思表示がなされた場合を除きその効力を継続する。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(市町管理道路)

第13条 丙は、第3条に掲げる道路のうち、市町が管理する道路の啓開についても協力するものとする。

本協定の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年3月19日

甲 香川県高松市サンポート3番33号
国土交通省四国地方整備局
局長 平井 秀輝

乙 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
知事 浜田 恵造

丙 香川県高松市磨屋町6番地4
一般社団法人香川県建設業協会
会長 森田 紘一

2-1-1-4 災害時等における相互協力に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と本州四国連絡高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における相互協力に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等において、甲及び乙が相互協力を行う場合に必要な事項を定め、甲及び乙が保有する資源を有効活用することにより、道路利用者の安全性・利便性及び地域の防災機能の向上を図ることを目的とする。

（災害の定義）

第2条 本協定で定める災害とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生した場合
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、甲及び乙が管理する施設に関し、次の各号に掲げる事項について相手方から要請があった場合は、要請内容及び緊急性等を踏まえ自らが行う業務に支障のない範囲において適切に対応するものとする。

- （1） 道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限（以下「通行規制」という。）を行う場合の区間及び期間の調整
 - （2） 救命・救急活動等緊急性の高い車両の通行規制区間及び別表に示す緊急開口部の通行
 - （3） 防災活動、復旧活動等における資機材、施設、敷地（以下「資機材等」という。）の利活用
 - （4） 相手方が管理する施設に関する情報を含めた道路利用者への情報提供
 - （5） 通行規制に関する情報の相互提供及び相手方防災拠点への情報連絡員の派遣
 - （6） 管理施設の損傷等の調査及び応急対策、復旧対策への技術支援
 - （7） その他目的を達成するために必要となる事項
- 2 前項の実施に必要な法令上の手続きは各施設の管理者が行う。
- 3 第1項第1号の通行規制の区間及び期間の調整を行う場合は、甲及び乙は、同項第5号の情報に基づき、その管理に属する道路の通行規制による道路交通への影響を最小限とするため、協力して調整を図るものとする。
- 4 第1項第3号の資機材等の利用を円滑に実施するため、甲及び乙はそれぞれが保有する資機材等の情報を相互に提供することとする。

（協力の要請）

第4条 前条第1項に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（対応の通知）

第5条 甲及び乙は、要請内容について速やかに検討し、対応が定まり次第その内容を対応通知書（別記様式第2号）により要請者に通知するとともに、必要に応じ実施状況、実施結果について通知する

ものとする。

(費用負担)

第6条 第3条第1項第3号及び第6号に要する費用は要請者、第1項第1号、第2号、第4号、第5号に要する費用は被要請者(実施者)の負担を原則とし、具体はその都度甲乙協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、本協定実施の連絡責任者を定め、連絡責任者届(別記様式第3号)により相互に報告するとともに、変更があった場合は直ちに報告するものとする。

(防災訓練における連携)

第8条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、防災訓練の同時実施や相手方の防災訓練への参加など連携に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書による協定終了の意思表示を行わない場合は有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年8月21日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
知 事 浜 田 恵 造

乙 兵庫県神戸市中央区小野柄通四丁目1番22号
本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 三 原 修 二

2—115 災害発生時における石材構造物の撤去等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）並びに一般社団法人日本石材産業協会香川県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会（以下「丙」という。）は、災害発生時において災害復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の撤去等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内で災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定で定める災害とは、香川県内において発生した地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害をいう。

（業務の要請）

第3条 甲は、必要に応じて、乙に対して業務を要請することができる。

2 乙は、甲から業務の要請があった場合、丙が作成した「災害対策マニュアル」に基づき、最優先で業務を実施するものとする。

3 乙は、業務の実施に必要な人員等が不足すると判断した場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請することができる。

4 丙は、前項のとおり乙から応援要請があった場合、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次のとおりとする。

（1） 緊急輸送道路をはじめとする道路、河川、学校、その他甲が管理する施設の災害復旧活動等に支障を及ぼす「墓石」や「公共価値を有する石碑・モニュメント」等の石材構造物の撤去・移設

（2） 業務の実施に必要な資材等の確保

（3） 被害情報等の収集及び報告

（4） その他甲が必要と認めるもの

（業務の要請）

第5条 甲は、業務を必要とする場合、乙に対して、原則として文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかにその内容を文書により報告するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定め、協定締結後速やかに報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、業務の要請直前の当該地域での適正価格を基準とし、甲乙の協議の上、決定するものとする。

（第三者等に対する損害賠償）

第9条 乙及び丙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙丙の協議の上、その賠償を行うものとする。

（災害補償）

第10条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙及び丙の責任により行うものとし、甲はその責を負わないものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからも文書による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年3月25日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田 豊人

乙 香川県高松市庵治町6931-138
一般社団法人 日本石材産業協会
香川県支部
支部長 牟礼 一人

丙 東京都千代田区神田多町2番9号
一般社団法人 日本石材産業協会
会長 森田 浩介

2-116 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、香川県（以下「甲」という。）が社団法人香川県建設業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、原則として災害救助法第23条第1項第1号に定める応急仮設住宅をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、香川県内に地震災害、風水害及びその他の災害が発生し、住宅を建設する必要がある場合に乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行うときは、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認められる事項を、文書により、乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設工事)

第5条 乙は、甲の指示に従い住宅建設に従事するものとする。

(費用の負担及び請求)

第6条 甲の要請により、乙が要請事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項の費用について、当該業務の終了後、甲に請求するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては香川県土木部住宅課長とし、乙においては社団法人香川県建設業協会建築部会部会長とする。

(会員名簿等の提供)

第8条 乙は、会員名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿を毎年1回（会員又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提供するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成8年9月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成8年9月1日

(甲) 高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 平井 城一

(乙) 高松市磨屋町6番4号
(社)香川県建設業協会
会 長 富田 文男

【同一趣旨の協定を締結】

(一社)プレハブ建築協会 H8.9.1

2-1-17 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、香川県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、住宅の建設に関して乙に協力を要請しようとするときは、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、書面により乙に連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員で甲の示す所定の要件を満たす建設業者（以下「建設業者」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた建設業者は、甲（甲が住宅建設業務を市町の長に委任した場合は、当該市町の長。以下、次条に同じ。）に協力の申込みを行い、甲の判断するところに従い住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 建設業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、建設業者の住宅建設完了後に検査をし、適正に実施されていることを確認したときは、建設業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の実施に関する業務の窓口は、甲においては香川県土木部住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成25年7月16日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成25年7月16日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県知事

乙 東京都中央区八丁堀三丁目4番地10

京橋北見ビル東館6階

一般社団法人全国木造建設事業協会

代表者 理事長

2-118 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、香川県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本木造住宅産業協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、住宅の建設に関して乙に協力を要請しようとするときは、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、書面により乙に連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員で甲の示す所定の要件を満たす建設業者（以下「建設業者」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた建設業者は、甲（甲が住宅建設業務を市町の長に委任した場合は、当該市町の長。以下、次条に同じ。）に協力の申込みを行い、甲の判断するところに従い住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 建設業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、建設業者の住宅建設完了後に検査をし、適正に実施されていることを確認したときは、建設業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の実施に関する業務の窓口は、甲においては香川県土木部住宅課、乙においては一般社団法人日本木造住宅産業協会本部事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和元年6月25日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各自その1通を保有する。

令和元年6月25日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県知事

乙 東京都港区六本木一丁目7番27号
一般社団法人日本木造住宅産業協会

会長

2-119 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、香川県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、住宅の建設に関して乙に協力を要請しようとするときは、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、書面により乙に連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員で甲の示す所定の要件を満たす建設業者（以下「建設業者」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた建設業者は、甲（甲が住宅建設業務を市町の長に委任した場合は、当該市町の長。以下、次条に同じ。）に協力の申込みを行い、甲の判断するところに従い住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 建設業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、建設業者の住宅建設完了後に検査をし、適正に実施されていることを確認したときは、建設業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の実施に関する業務の窓口は、甲においては香川県土木部住宅課、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第 11 条 この協定は、令和 6 年 9 月 10 日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 6 年 9 月 10 日

甲 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県知事 池田 豊人

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条 10 丁目 2 番 15 号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博

2-120 災害時における応急仮設住宅の付帯施設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、香川県（以下「甲」という。）が社団法人香川県電気工事行業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、原則として災害救助法第23条第1項第1号に定める応急仮設住宅をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、香川県内に地震災害、風水害及びその他の災害が発生し、住宅を建設する必要がある場合に乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行うときは、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認められる事項を、文書により、乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(電気工事)

第5条 乙は、甲の指示に従い住宅建設に従事するものとする。

(費用の負担及び請求)

第6条 甲の要請により、乙が要請事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項の費用について、当該業務の終了後、甲に請求するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては香川県土木部住宅課長とし、乙においては社団法人香川県電気工事業協会会長とする。

(会員名簿等の提供)

第8条 乙は、会員名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿を毎年1回（会員又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提供するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成8年9月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成8年9月1日

(甲) 高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 平井 城一

(乙) 高松市天神前9番15号
(社)香川県電気工事業協会
会 長 長瀬 憲昭

【同日付けで同一内容の協定を締結】

(一社)香川県管工事業協会

2-1-2-1 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、香川県（以下「甲」という。）が、社団法人香川県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）に対し、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するものとする。

(資料の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の資料を交換するものとし、変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

(1) 香川県地域防災計画

(2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する甲の連絡責任者は、土木部住宅課長とする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(施行)

第9条 この協定は平成17年7月5日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年7月5日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市松福町一丁目10番5号
社団法人香川県宅地建物取引業協会
会長 植本義明

【同一内容の協定を締結】

(公社)全日本不動産協会香川県本部 17.9.22

2-122 災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）、社団法人全日本不動産協会香川県本部（以下「丙」という。）、社団法人全国賃貸住宅経営協会（以下「丁」という。）とは、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県で地震等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急仮設住宅として甲が借り上げて被災者に提供しようとする民間賃貸住宅（以下「借上可能住宅」という。）に関し、乙、丙及び丁による甲への情報提供及び被災者が入居する場合の会員業者による甲への提供等について基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の特例使用及び応急仮設住宅の建設のみでは十分でないと思われるときは、乙、丙及び丁に対し、借上可能住宅の甲への情報提供及び被災者が入居する場合の会員業者による甲への提供等について協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、要請は口頭により行うこととし、甲は、後日、速やかに文書を乙、丙及び丁に送付するものとする。

（協力）

第3条 乙、丙及び丁は、前条の規定による要請があったときは、借上可能住宅の甲への情報提供及び被災者が入居する場合の会員業者による甲への提供等について、甲に協力するものとする。

（乙、丙及び丁の責務）

第4条 乙、丙及び丁は、この協定の実施について会員業者の理解と協力が得られるよう努めるとともに、前条に定める事項が円滑に実施されるよう体制の整備に努めるものとする。

（協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙、丁が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成24年3月22日から施行する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁が記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月22日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵 造

乙 高松市松福町一丁目10番5号
社団法人香川県宅地建物取引業協会
会長 石原 和 夫

丙 高松市木太町 802 番地
社団法人全日本不動産協会香川県本部
本部長 秋 山 誉 志

丁 東京都中央区八重洲二丁目 1 番 5 号
社団法人全国賃貸住宅経営協会
会長 川 口 雄 一 郎

2-123 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、香川県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

（施策実施上の課題等の調整）

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲が施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成27年9月30日から適用する。

なお、香川県知事と住宅金融公庫四国支店長との間で締結した平成16年2月9日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年9月30日

甲 香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 加藤 利男

2-124 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき、災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、香川県（以下「甲」という。）が社団法人香川県建設業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- 一 応急修理 災害救助法第23条第1項第6号に規定する応急修理
- 二 応急修理業者 乙の会員であって応急修理を行おうとするもの

(協力要請)

第3条 甲は、香川県内に地震災害、風水害及びその他の災害が発生し、応急修理を実施する必要がある場合は、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を、文書により、乙に連絡し、協力要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、応急修理業者のあつせん、応急修理業者に対する技術支援、その他必要な協力を行うものとする。

(応急修理)

第5条 応急修理業者は、修理の程度、方法及び期間について、甲（甲が応急修理を市町長に委任した場合は、当該市町長。以下この条及び次条において同じ。）の指示に従い応急修理を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 応急修理業者が前条の応急修理に要した費用（別途定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては香川県土木部住宅課長とし、乙においては社団法人香川県建設業協会建築部会長とする。

(応急修理業者名簿の提供)

第8条 乙は、応急修理業者名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿を毎年1回（応急修理業者又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提供するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成22年3月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成22年3月24日

甲 高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
香川県知事 真 鍋 武 紀

乙 高松市磨屋町6番地4
社団法人 香川県建設業協会
会 長 森 田 紘 一

【同日付で同一内容の協定を締結】
（公社）香川県総合建設センター
香川県建設労働組合

2—125 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

香川県（以下「甲」という）と株式会社アクティオ（以下「乙」という）は、地震、津波、風水害等による災害時におけるレンタル機材の提供に関して次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、香川県内に地震、津波、風水害等の災害が発生若しくは発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材（以下「機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において機材を要する時は、乙に対し機材の提供について協力を要請することができる。
2 甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等による口頭又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、機材の優先的な提供及び運搬による協力を可能な限り行うものとする。
2 乙は、前項の協力的に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を可能な限り保持するものとする。
3 乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

（機材）

第4条 機材は、発電機、照明機器、フォークリフト、冷暖房機等とする。

（機材の引き渡し）

第5条 機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び協力に関する事項を円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した機材の対価及び乙が行った運搬に係る費用について負担するものとする。
2 機材の対価及び運搬にかかる費用は、災害時直前における適正なレンタル価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1カ月前までに、甲または乙からの申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年12月22日

甲 香川県高松市四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田 豊人

乙 香川県高松市田村町540番地
株式会社アクティオ 四国支店
支店長 武川 大介

2-126 災害時における冷凍空調の応急対策に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県冷凍空調設備工業協会（以下「乙」という。）は、災害時における冷凍空調の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における冷凍空調の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（支援要請の範囲）

第2条 乙は、県内で災害対策基本法第2条第1項に定める災害が発生し又はその発生するおそれがある場合において、甲から協力の要請があったときに支援を行うものとし、その範囲は以下のとおりとする。

- （1）被災した冷凍空調設備の安全確保
- （2）災害時に拠点となる公共施設及び避難所等の冷凍空調設備の機能確保
- （3）冷凍空調設備の資機材の調達・提供
- （4）その他必要と認める業務

（支援要請の手続）

第3条 甲は、被災地域の市町から応急対策業務について様式第1号に定める文書により協力要請があったときは、様式第2号に定める文書により、乙に支援を要請するものとする。ただし、緊急を要し、これらによるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第4条 乙は、応急対策業務を実施したときは、様式第3号に定める実績報告書により、甲に報告を行い、甲は様式第4号に定める実績報告書により、市町に応急対策業務の内容を報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が行う応急対策業務において発生した経費については、原則として要請を行った市町が負担するものとする。ただし、県有施設については、甲が負担するものとする。

2 経費の内容については、別途協議の上、定めるものとする。

（連絡体制）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては危機管理総局危機管理課、乙においては事務局とする。

（協議）

第7条 この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。

（有効期限）

第8条 この協定は、締結の日から1年間効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって有効期間満了日1箇月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年12月26日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 香川県高松市木太町2082番地
一般社団法人香川県冷凍空調設備工業協会
会 長 岩崎 忠平

2-127 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県エルピーガス協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資としてのエルピーガス等の調達について、次のとおり協定を締結する。

（災害時の範囲）

第1条 この協定において、災害時とは、地震、風水害その他の災害（香川県国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。）が発生し、又は発生するおそれがあるときをいう。

（エルピーガス等の範囲）

第2条 この協定において、エルピーガス等とは、容器に充てんされたエルピーガス及びエルピーガスを燃料として使用するために必要な器具をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時において、次のときに、乙に対して避難所等へのエルピーガス等の供給を要請することができる。

- 一 市町から調達のあっせんを求められたとき。
- 二 甲が自ら調達の必要を認めたとき。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、原則として別紙による災害時エルピーガス等供給要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭又はその他確実に連絡できる方法で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、直ちに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第6条 乙は、エルピーガス等の搬送及び引渡しについては、甲の指示により行うものとする。

2 エルピーガス等の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けたうえで、甲が指定する者に引き渡すものとする。

（価格）

第7条 乙は、災害時の直前の適正価格でエルピーガス等を供給するものとする。

（費用の負担）

第8条 エルピーガス等の供給に要した費用の負担については、原則として、次によるものとする。

- 一 第3条第1号による供給については、市町の負担とする。
 - 二 同条第2号による供給については、甲、乙及び供給を受けた施設の管理者が協議して決定するものとする。
- 2 エルピーガス等の搬送に要した経費は、原則として乙が負担する。

（平常時からの準備）

第9条 乙は、災害時において供給可能なエルピーガス等の数量を把握しておくものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

3 乙は、甲の協力要請に的確に対応するための体制を構築し、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第10条 甲は、災害時においてエルピーガス等の搬送及び供給を行う車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日から1か月前までに甲又は乙から申し出のないときは、この協定は、有効期間満了日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年10月23日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市錦町一丁目6番8号
社団法人香川県エルピーガス協会
会 長 赤松幸雄

2-128 災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県浄化槽センター（以下「乙」という。）において、香川県で発生した大規模な災害（以下「大規模災害」という。）時における浄化槽の復旧支援活動について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、大規模災害が発生し、浄化槽の復旧活動について必要があると認められるとき又は市町から市町が設置する避難所等への仮設トイレの設置要請があったときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

3 乙は、業務終了後、実施した業務の報告書（様式第2号）を甲に報告するものとする。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、乙の会員（以下「会員業者」という。）に対して協力を要請し、次の業務を行うものとする。

- (1) 浄化槽に関する県民相談の実施
- (2) 浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析
- (3) 市町が設置する避難所等に対する会員業者保有の仮設トイレの提供

(経費負担)

第4条 前条の業務に要する経費は、第1号及び第2号については乙が負担し、第3号については仮設トイレの提供を受けた市町と乙が協議するものとする。

(平常時の準備)

第5条 乙は、平常時においても、会員業者に対して、災害に備えた防災知識の普及や防災資材の調達等に努めるよう指導するほか、この協定について理解と協力が得られるよう努力するものとする。

(会員名簿等の提供)

第6条 乙は、会員名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿を毎年1回（会員又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提供するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する甲の連絡責任者は、環境森林部廃棄物対策課長とし、乙においては社団法人香川県浄化槽センター事務局長とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年11月13日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市香西本町1番地106
社団法人香川県浄化槽センター
会長 山条忠文

2-129 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）と香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町（以下「構成団体」という。）とは、災害時等の水道施設の復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 企業団及び構成団体は、地震等の自然災害、濁水、水道施設事故、水質事故等（以下「災害等」という。）の発生に伴い、大規模な断水等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民生活等の維持と安全を確保するために、水道施設の迅速かつ円滑な復旧等を図るものとする。

（災害情報の共有）

第2条 企業団及び構成団体は、災害等に関する情報を交換し、共有するものとする。

（水道施設の復旧）

第3条 災害等により大規模な断水等が発生した場合、企業団は、給水区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら、水道施設の復旧を実施するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害等により構成団体の管理する道路が使用不能となり、企業団の水道復旧作業に支障が生じた場合、又は、企業団の管理する水道施設により構成団体の道路復旧作業に支障が生じる場合においては、企業団及び構成団体は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

2 構成団体は、災害等による企業団の水道復旧作業として、企業団が構成団体の管理する土地、道路等に仮設の水道施設等を設置する必要がある場合には、本協定の目的を尊重し協力する。

3 構成団体は、企業団の水道復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等の確保のため、企業団から構成団体の所有する施設及び駐車場等の使用について要請があった場合、企業団と協議の上、提供に努めるものとする。

（応急給水作業に対する協力）

第5条 災害等により構成団体において飲料水確保が必要となる場合、又は、企業団において給水確保が必要となる場合、企業団及び構成団体は、相互に応急給水作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

（相互応援）

第6条 前3条に掲げるもののほか、企業団又は構成団体は、災害等の発生時に応援を必要とする場合には、次に掲げる事項を明らかにした上で、無線、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（1）災害等の状況

（2）応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）

（3）応援を求める期間、場所

（4）その他必要な事項

2 前項の規定により、企業団が応援要請を受けた場合、企業団は応援を要請した構成団体に応援の内容を連

絡し、応援を実施する。また、構成団体が応援要請を受けた場合、構成団体は企業団に応援の内容を連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合には、その旨を直ちに無線、電話等により連絡する。

(費用の負担)

第7条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を要請した企業団又は構成団体の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協議して別に定めるものとする。

2 応援を要請した企業団又は構成団体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した企業団又は構成団体が一時繰替支弁するものとする。

(訓練等への参加)

第8条 企業団及び構成団体は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、必要に応じて、それぞれの訓練等に参加するものとする。

(連絡体制)

第9条 企業団及び構成団体は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当課を定め、相互の連絡体制を確立するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合、企業団及び構成団体は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を18通作成し、企業団、構成団体記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月1日

香川県知事 浜田 恵造

高松市長 大西 秀人

丸亀市長 梶 正治

坂出市長 綾 宏

善通寺市長 平岡 政典

観音寺市長 白川 晴司

さぬき市長 大山 茂樹

東かがわ市長 藤井 秀城

三豊市長 山下 昭史

土庄町長 三枝 邦彦

小豆島町長 塩田 幸雄

三木町長 筒井 敏行

宇多津町長 谷川 俊博

綾川町長 藤井 賢

琴平町長 小野 正人

多度津町長 丸尾 幸雄

まんのう町長 栗田 隆義

香川県広域水道企業団
企業長 浜田 恵造

2—130 災害時における応急対策等の実施に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県管工事業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、香川県内に所在する水道施設等において、地震災害、風水害、その他の災害、もしくは濁水等が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、水道施設等における、災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、水道施設等に対して応急対策を実施する必要があると認めたときは、市町及び香川県広域水道企業団と調整のうえ、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

（1）応急対策業務を実施する場所

（2）被害の状況

（3）応急対策の協力内容

（4）その他、協力に関して参考となる事項

4 第1項に定める要請は、文書により行うものとする。ただし、文書による要請のいとまがない時は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（応急対策業務）

第3条 乙は前条の規定による要請を受けたときは、速やかに施設の応急対策を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、おおむね次のような作業に従事するものとする。

（1）応急給水作業

（2）水道施設等の応急復旧作業

（3）応急復旧資材の提供

（4）前各号に掲げるもののほか甲が必要とする業務

（費用負担）

第4条 甲が要請した前条の応急対策業務に要した費用については、原則として、甲の定める基準に基づき甲が市町及び香川県広域水道企業団と協議のうえ、負担するものとする。

（補償）

第5条 乙の会員が作業活動中又は作業場所への往復途中に負傷、疾病および死亡した場合における補償は、乙の負担とする。

2 乙の会員が作業活動中又は作業場所への往復途中に第三者に損害を与えた場合については、乙がその賠償の責に任ずるものとする。

（連絡体制）

第6条 この協定書の業務に関する連絡窓口は、甲においては香川県政策部水資源対策課長、乙においては香川県管工事業協同組合連合会会長又は応急復旧作業を実施する地域の支部長とする。

（災害訓練及び講習会等の協力）

第7条 乙は、甲が実施する災害訓練及び水道技術の向上を図るための講習会等に協力するものとする。

（応急対策業務の報告）

第8条 応急業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後、速やかにその実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(他の協定との関係)

第10条 本協定は、市町及び香川県広域水道企業団が別途同様の協定を締結している場合、これを妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月18日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県知事 池田豊人

乙 香川県高松市天神前5番30号
香川県管工事業協同組合連合会
会長 中川悟

2—131 香川県・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定

香川県（以下「甲」という。）と地方共同法人日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の30で準用する第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

- 一 大東川浄化センター
- 二 金倉川浄化センター
- 三 綾南第一中継ポンプ場
- 四 綾南第二中継ポンプ場

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したもの

を除く。)を負担するものとする。

- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

- 第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
- 2 甲又は乙がこの協定の定めを違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

- 第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。
- 一 甲の事務局 香川県土木部下水道課
 - 二 乙の事務局 地方共同法人日本下水道事業団中国・四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和7年3月31日までとする。

(現況届の提出)

- 第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。
- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
 - 3 前2項に定める現況届は、別記様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和6年3月1日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
香川県知事 池 田 豊 人

乙 東京都文京区湯島二丁目31番地27号
地方共同法人日本下水道事業団
理 事 長 黒 田 憲 司

2—132 災害時における復旧支援協力に関する協定

香川県（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の30で準用する第15条の2の規定に基づき、地震をはじめとする災害等（以下「災害等」という。）により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う乙の復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を図るため、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定めるものとする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し、被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に関し、次に掲げる業務の支援（以下「復旧支援」という。）を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の機能の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請（以下「支援要請」という。）に関する甲の連絡窓口は香川県土木部下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部香川県部会とする。

3 甲の乙に対する支援要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行する。

（費用）

第3条 この協定に基づき乙の会員が甲に対して行った復旧支援に要した費用は、甲の負担とする。

2 甲は、前項の費用の算定について、乙の見積りを参考にして積算し、別途契約を締結し、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った復旧支援業務が終了したときは、速やかにその状況を報告書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在における支援要請に対する協力が可能な乙の会員、提供可能な車両等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管するものとし、本協定の目的以外に使用してはならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があったときは、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第6条 乙は、甲から支援要請があったときは、復旧支援に協力する乙の会員に対し、甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 復旧支援に協力する乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを復旧支援及び必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合には、前2項を準用する。

（広域被災）

第7条 甲が管轄する地域において、「下水道事業における災害時支援に関するルール」（公益社団法人日本下水道協会）に基づく下水道対策本部が設置されたときは、下水道対策本部による活動を優先するものとする。

（協定期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙双方から協定終了の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(損害の負担)

第9条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務により、第三者に損害が生じたときは、甲乙協議してその処理解決にあたるものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月1日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田豊人

乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川健司

2-133 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害時における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、香川県内において地震、台風等の災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めることにより、災害廃棄物を速やかに撤去し、被災地の早期復旧と生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震、台風等の災害により倒壊、焼失した建物等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くずなど及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生した緊急処理を要する廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内市町（一部事務組合を含む。以下同じ。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について当該市町からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号の実施に伴う必要な事業

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、可能な限りにおいて災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等を実施するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、次の各号に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等のために円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災状況、復旧状況等、必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

（協力要請の手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 災害廃棄物の処理等の実施内容
- (3) 災害廃棄物の処理等の実施期間
- (4) その他必要な事項

（実施の報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 災害廃棄物の処理等の実施内容
- (3) 災害廃棄物の処理等の実施期間
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第8条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、当該市町が負担するものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境森林部廃棄物対策課、乙においては社団法人香川県産業廃棄物協会事務局とする。

（協議）

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定は平成 20 年 10 月 14 日から施行するものとし、協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

平成 20 年 10 月 14 日

甲 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香 川 県
香川県知事 真鍋 武紀

乙 高松市元山町 124 番 1 号
社団法人 香川県産業廃棄物協会
会 長 横井 聰

2-134 災害時における廃棄物の収集運搬に係る協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県環境保全協会（以下「乙」という。）とは、香川県地域防災計画に基づき、災害時応援協力活動等の対応に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し、災害時における下水道・汲み取り便槽・浄化槽の汚泥、その他災害に伴って発生する廃棄物（以下「災害汚泥」という。）の収集運搬に関する応援協力を要請するに当たり必要な事項を定め、もって公衆衛生の確保、公共用水域等の水質保全に期することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「応援協力」とは次に掲げる行為をいう。

- （1）災害汚泥の収集運搬
- （2）その他災害汚泥の清掃等に係る必要な行為

（応援協力要請）

第3条 甲は、災害汚泥の処理が困難となった被災市町からの要請があったときは、乙に対し応援協力を要請する。

2 前項の規定による乙への応援協力の要請は、次に掲げる事項について口頭又は電話等により速やかに行い、この後文書を送付するものとする。

- （1）応援協力を要請した被災市町の名称
- （2）災害汚泥の収集運搬の内容
- （3）その他必要な事項

（応援協力の実施）

第4条 乙は、応援協力の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

（被災市町との協議）

第5条 被災市町と乙は、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（応援協力のための通行）

第6条 甲は、乙の活動が円滑に実施できるように、道路等の通行につき、必要な措置を関係機関に働きかけるものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、第4条に規定する応援協力を終了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（経費負担）

第8条 第4条の規定による応援協力を要する経費負担は、当該応援協力を実施した乙及び乙の会員と当該被災市町が協議のうえ、決定するものとする。

（災害対策に係る関係会議等への参画）

第9条 甲は、必要あると認めた場合は、乙に対し、甲の主催する関係会議に出席を求めることができる。

（連絡窓口）

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては香川県環境森林部廃棄物対策課、乙においては一般社団法人香川県環境保全協会が行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の廃棄物を所管する組織が行うものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間及び更新)

第12条 本協定の期間は協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年3月6日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市亀岡町14番11号
高松清掃株式会社 内
一般社団法人香川県環境保全協会
会 長 山 条 忠 文

2-135 災害発生時における施設使用等に関する協定

香川県警察（以下「甲」という。）と香川県遊技業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）の施設使用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、円滑な警察活動のために甲が乙の施設を使用するために必要な事項を定めるものとする。

（対象とする施設）

第2条 本協定の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、香川県内に所在する乙の組合員が管理する施設とする。

（対象施設の使用）

第3条 対象施設の使用については、原則駐車場部分とし、店舗部分等の使用が必要な場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

（協力要請）

第4条 甲は、災害発生時において、円滑な警察活動のために対象施設の使用が必要と認められる場合は、乙に対し、協力を要請することができる。

（協力要請の方法）

第5条 前条の規定による要請は、別記様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の範囲）

第6条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、協力するよう努めるものとする。

2 乙は、必要と認められる施設が乙の非組合員が管理するものである場合は、当該施設の管理者に協力を要請するものとする。

（費用の負担）

第7条 駐車場部分を使用させることについては、無償とする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制等について情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月7日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県警察本部
警備部長 竹林栄一

乙 香川県高松市磨屋町6番地4
香川県遊技業協同組合
理事長 中 尾 元 紀

2-136 大規模災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人災害対策建設協会 JAPAN47（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機による協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災状況の確認等が困難である場合、人命にかかる二次災害等が発生する危険がある場合等（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による情報収集等に関する協力の要請について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の内容）

第2条 協力要請の内容は、以下のとおりとする。

- （1）災害時等における無人航空機を活用した被災状況等の情報収集及び提供。
- （2）その他、必要と認められる事項。

（協力要請）

第3条 甲は、被災地域における状況の把握について必要があるときは、乙に無人航空機を活用した情報の収集及び提供その他の協力を求めることができるものとし、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

- 2 前項の甲の協力要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定による協力の要請後、協力の必要がなくなったときその他重要な変更があったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の実施）

第4条 被災地域に到着した乙の構成員は、甲が指名する現場指揮責任者と協議のもと、行動するものとする。

- 2 甲は、第3条第1項の規定による協力の活動（以下「協力活動」という。）をする乙の構成員に対し、関係法令を遵守するとともに、安全の確保に十分配慮するものとする。

（協力活動の報告等）

第5条 乙は、協力活動を実施したときは、速やかに活動報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

- 2 乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属するものとする。

（著作権の使用）

第6条 前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は乙に帰属し、乙は甲に対し、使用を許諾する。

（費用の負担）

第7条 協力活動に要した経費については、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

- 2 乙は、甲が負担することとなる経費を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第8条 協力活動に従事した乙の構成員が、当該協力活動により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和28年8月1日条例第29条）を準用し、甲がこれを補償する。

- （1）協力活動に従事する者の故意または重大な過失による場合
- （2）当該損害につき、乙又は協力活動に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない障害は除く。）
- （3）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者からの損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない障害は除く。）

2 乙は、協力活動にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入している無人航空機を使用するものとし、乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該無人航空機が機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

（損害の補填）

第9条 乙は、協力活動により事故が発生した場合において、第三者に損害を与えたときは、当該損害の補填のために要する経費を負担するものとする。ただし、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（連絡責任者の報告）

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（雑則）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年1月24日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造

乙 愛知県弥富市荷之上町来家293-1
一般社団法人災害対策建設協会 JAPAN47
代表理事 岸本 大知

2-137 災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人瀬戸内ドローン協会（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機による協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災状況の確認等が困難である場合、人命にかかる二次災害等が発生する危険がある場合等（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による情報収集等に関する協力の要請について必要な事項を定めることにより、無人航空機を活用した相互の連携を強化し、県の防災力向上に資することを目的とする。

（協力要請の内容）

第2条 協力要請の内容は、以下のとおりとする。

- （1）災害時等における被災状況等の情報収集及び提供に関すること
- （2）被災者の捜索又は救助の支援に関すること
- （3）災害時等における物資の運搬に関すること
- （4）その他、必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 甲は、被災地域における状況の把握等について必要があるときは、乙に無人航空機を活用した情報の収集及び提供その他の協力を求めることができるものとし、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

- 2 前項の甲の協力要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定による協力の要請後、協力の必要がなくなったときその他重要な変更があったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の実施）

第4条 被災地域に到着した乙の構成員は、甲が指名する現場指揮責任者と協議のもと、行動するものとする。

- 2 甲は、前条第1項の規定による協力の活動（以下「協力活動」という。）をする乙の構成員に対し、関係法令を遵守するとともに、安全の確保に十分配慮するものとする。

（協力活動の報告等）

第5条 乙は、協力活動を実施したときは、速やかに活動報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（所有権及び著作権）

第6条 乙の協力活動により撮影した著作物の所有権は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲に対し、前項の著作物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）を譲渡するものとする。
- 3 乙は、甲又は甲から著作物の利用許諾ないし譲渡を受けた第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第7条 協力活動に要した経費については、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

- 2 乙は、甲が負担することとなる経費を甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第8条 協力活動に従事した乙の構成員が、当該協力活動により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合

は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和28年8月1日条例第29条）を準用し、甲がこれを補償する。

- (1) 協力活動に従事する者の故意または重大な過失による場合
 - (2) 当該損害につき、乙又は協力活動に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない障害は除く。）
 - (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者からの損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない障害は除く。）
- 2 乙は、協力活動にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入している無人航空機を使用するものとし、乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該無人航空機が機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

（損害の補填）

第9条 乙は、協力活動により事故が発生した場合において、第三者に損害を与えたときは、当該損害の補填のために要する経費を負担するものとする。ただし、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（連絡責任者の報告）

- 第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。
- 2 甲及び乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（雑則）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年10月15日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田 豊人

乙 香川県高松市勅使町1264-1
一般社団法人瀬戸内ドローン協会
理事 松崎 謙一

2-138 災害時等における小型無人機による協力に関する協定

香川県警察本部（以下「甲」という。）と株式会社空撮技研（以下「乙」という。）は、災害時等における小型無人機（以下「ドローン」という。）による協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害が発生した場合における被災者の捜索及び被災状況の確認並びに山岳遭難者、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第2条第2項に規定する特異行方不明者（同項第1号及び第2号に掲げる者を除く。）の捜索（以下「捜索活動等」という。）を円滑に実施するため、甲が乙に対し、ドローンの出動を要請する手続及びドローンの捜索活動等への活用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（活動内容）

第2条 この規定により、甲が乙に出動を要請する活動は、県内における捜索活動等とする。

（出動要請等）

第3条 甲は、捜索活動等を要する事案が発生した場合において、ドローンによる協力が効果的であると認めるときには、乙に対し日時及び出動地域を示して、ドローンの出動を要請する。
2 前項の出動要請は、別記様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の方法により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。
3 乙は、前項の規定による出動要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力するよう努めるものとする。

（捜索活動等の実施）

第4条 乙は、出動要請に基づく捜索活動等に当たっては、安全管理のため甲の指定する現場指揮者の指示に従うものとする。

（捜索活動等の終了等）

第5条 この規定による捜索活動等の終了は、捜索活動等の必要がなくなったとき又はドローンによる捜索活動等が困難若しくは不可能となったときとし、甲及び乙の同意の上、決定する。

（映像データの取扱い）

第6条 甲は、活動現場において乙が撮影する映像を確認するとともに、映像伝送装置等を用いて警察本部等へ映像配信するほか、必要に応じて甲が準備する外部記録媒体に映像データを保存するものとする。
2 乙は、甲が承諾した場合を除き、第三者に映像データを提供し、又は公表してはならない。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も同様とする。

（訓練参加及び技術支援）

第8条 乙は、この協定による捜索活動等が円滑に行われるよう、乙の業務に支障のない範囲において、甲が主催する訓練又は甲が参加する訓練への参加に努めるとともに、随時甲に対して情報セキュリティ技術の支援や操縦者の育成支援を行うものとする。

（費用の負担）

第9条 乙が第3条第2項に基づく出動に要した費用は、甲に請求しない。

（補償）

第10条 この協定による乙の出動又は訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害の補償を含む。）は、乙の責任において行う。

(連絡体制及び情報交換)

第 11 条 この協定に基づく協力業務を円滑に実施するため、別に定める連絡体制表により相互に連絡を行うほか、平常時から情報交換に努め、災害等に備えるものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第 13 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが 1 通を保管する。

平成 30 年 3 月 19 日

甲	香川県警察本部警備部長 香川県警察本部生活安全部長	竹林 栄一 古田 昭博
乙	株式会社空撮技研代表取締役	合田 豊

2-139 香川県災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と公益財団法人香川県国際交流協会（以下「乙」という。）は、災害時の外国人支援を円滑に行うため、香川県災害時多言語支援センター（以下「センター」という。）の設置等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、香川県地域防災計画に基づき、大規模災害発生時に外国人住民等の支援を円滑に行うため、センターの設置・運営について、必要な事項を定める。

（センターの設置及び閉鎖）

第2条 甲と乙は、香川県災害対策本部が設置された場合、香川県内の外国人の避難及び被災の状況を踏まえ、協議の上、必要と認められる場合に共同でセンターを設置する。

2 センターは、香川国際交流会館（高松市番町一丁目11番63号）に設置する。ただし、被災状況等により香川国際交流会館を使用することが困難な場合は、甲がこれに代わる場所を確保する。

3 センターは、被災地における災害の復旧状況を勘案し、甲と乙が協議のうえ、閉鎖する。

（センターの役割）

第3条 センターの役割は、以下のとおりとする。

- (1) 多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供
- (2) 県や被災市町が行う外国人住民等の対応に必要な翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整
- (3) 外国人住民等からの相談・問い合わせへの対応
- (4) その他、外国人支援を円滑に行うにあたり必要な事項

（センターの運営）

第4条 センターの運営は甲と乙が共同で行う。

2 甲と乙は、必要に応じて、県内外の自治体・団体等と連携して、センターの運営を行う。

（体制整備）

第5条 甲及び乙は、センターの設置に備え、大規模災害発生時に支援が円滑に行えるよう、情報の共有化を図り、体制整備や研修・訓練の実施に努める。

（経費負担）

第6条 センターの業務に伴う経費の負担は、甲乙協議の上、決定する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、期間満了の日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年7月15日

(甲) 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事

(乙) 香川県高松市番町一丁目 11 番 63 号
公益財団法人香川県国際交流協会
理事長

2-140 香川県災害ボランティア支援センターの設置・運営等に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、香川県災害ボランティア支援センター（以下、「県支援センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における県支援センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（県支援センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、県支援センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙は県支援センターを設置するものとする。

（県支援センターの設置場所）

第4条 県支援センターは、香川県社会福祉総合センター内（高松市番町一丁目10番35号）に設置するものとする。ただし、当センターが使用できない場合は、甲乙協議の上、これに代わる場所を確保するものとする。

（県支援センターの運営）

第5条 乙が設置する県支援センターは、乙が主体となり、必要に応じて、各社会福祉協議会、関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、県支援センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（県支援センターの業務）

第7条 県支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災地および市町災害ボランティアセンター（以下「市町センター」という。）に関する情報収集・情報発信
- (2) 市町センターの設置運営支援・連絡・調整・派遣等
- (3) 他都道府県社会福祉協議会等との間の連絡・調整・受入及び派遣等
- (4) 県支援センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (5) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (6) 香川県災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (7) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (8) 災害ボランティアセンター運営に関する研修や広報
- (9) その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 県支援センターの設置・運営に係る費用負担について、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、次項に規定する場合を除く。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する県支援センターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担と

することができる。

(県支援センターの閉鎖)

第10条 県支援センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(報告)

第11条 甲は、乙に県支援センターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第12条 乙は、平常時から災害時に備えた県支援センター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、県支援センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年12月1日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田豊人

乙 香川県高松市番町一丁目10番35号
社会福祉法人 香川県社会福祉協議会
会長 西原義一

2-141 協定書（災害支援寄付に関する支援業務）

香川県（以下「甲」という。）と株式会社さとふる（以下「乙」という。）は、甲が災害に罹災した場合において、乙がふるさと納税の制度にかかる個人から甲に対する寄附にかかる事務及び関連する業務（件名：災害支援寄付に関する支援業務、以下「支援業務」という。）を無償にて受け付けることに関して、下記及び添付1の協定書約款によって協定を締結する。

- 1 支援業務 災害支援寄付に関する支援業務
- 2 履行場所 東京都中央区京橋2丁目2番1号
株式会社さとふる
- 3 委託期間 自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日
ただし、協定書締結日から第2条第3項に定める通知日までの期間は準備期間とする。
また、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して本協定書を終了する旨の書面による意思表示を行わない場合はさらに1年間有効とし、以後この例による。
- 4 対価 無償とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年4月1日

甲：香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田 豊人

乙：東京都中央区京橋二丁目2番1号
株式会社さとふる
代表取締役社長 藤井 宏明

添付1 協定書約款

(定義)

第1条 本協定書約款において使用する用語の定義は、別段の定めがない限り、次のとおりとする。

- (1)「本件寄附」とは、甲の災害復興を目的として、第4号に定める本件システムで受け付けた、ふるさと納税の制度にかかる個人から甲に対する寄附のうち、お礼品の提供を伴わない寄附をいう。
- (2)「本件寄附金」とは、本件寄附にかかる寄附金をいう。
- (3)「寄附者」とは、第4号に定める本件システムより甲に本件寄附の申し込みを行う個人をいう。
- (4)「本件システム」とは、ふるさと納税の制度にかかる寄附を行う個人、当該寄附を受ける地方公共団体(普通地方公共団体および特別区をいう。以下同じ。)その他の関係者に当該寄附の受付、支払手続きその他のサービスを提供するために乙が構築、運用するインターネットシステムをいう。
- (5)「本件収納」とは、本件システムにおいて乙が受け付けた本件寄附金を、甲に代わって収納し、甲に払い込む業務をいう。

(支援業務の準備)

第2条 甲は、SB ペイメントサービス株式会社(東京都港区海岸一丁目7番1号 代表取締役社長 兼 CEO 榛葉 淳 以下「SBPS」という。)及び PayPay 株式会社(東京都千代田区紀尾井町1番3号 代表取締役社長執行役員 CEO 中山 一郎 以下「PayPay」という。)所定の規約等に合意の上、SBPS 及び PayPay の提供するサービスにかかる申込書(以下「本件申込書」という。)を提出するものとする。

2. 甲は、本件システムにおいて寄附を受け付けるために必要となる写真、デザイン画その他の著作物(以下「写真等」という。)を乙に提供するものとする。
3. 甲は、第1項及び第2項に記載のとおり、本件申込書を SBPS 及び PayPay に、写真等を乙に提出した後、乙は支援業務の開始に向けた準備を行うものとする。乙は、準備が整い次第、甲に対して通知を行うものとし、当該通知日をもって支援業務の提供可能日とする。

(支援業務)

第3条 乙は、支援業務の提供可能日以降、甲が、以下の各号のいずれかを満たした場合、甲が運営管理する公式サイトに乙が定めるバナーまたはテキストリンク(以下「本件バナー等」という。)を掲載することで本件システムへ接続する仕組みを構築し、ならびに本件寄附の受付に関する事項を掲載した画面を作成し、寄附者からの本件寄附金の受付を遅滞なく開始するものとする。ただし、(3)(4)及び(5)に該当する場合、甲の指示をもって支援業務を開始する。

- (1) 甲(甲が帰属する都道府県を含む。)が自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第83条に基づく災害派遣の要請を行い、甲が対象となった場合
- (2) 甲が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)に基づく「激甚災害」の指定を受けた場合

- (3) 気象庁が、甲の管轄する域内に対し、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第13条の2に基づく特別警報(気象警報、高潮警報、波浪警報、地震動警報、火山現象警報、津波警報および地面現象警報)並びに気象業務法第14条の2に基づく予報及び警報を発令した場合
 - (4) 甲が、居住者等に対し、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第60条に基づく避難指示を出した場合
 - (5) 日本放送協会の特別報道番組により甲の災害被災状況が報道された場合
 - (6) 甲の役職員と連絡がつかない等、乙において支援業務の開始が必要と判断した場合
2. 乙が寄附者から本件寄附金を受け付ける期間は、甲が前項の条件を満たし、または、甲が乙に指示し、乙が本件寄附金の受け付けを開始した日から1年間とする。期間の延長が必要と判断する場合、甲乙にて誠実に協議するものとする。

(寄附の受付)

- 第4条 乙は、金額、支払方法、氏名、住所、電話番号その他乙が必要と判断する事項を、寄附者からの申請に基づいて自ら取得し、本件寄附を受け付ける。
2. 乙は、本件システムにおいて受け付けた本件寄附金を、添付1 付属別紙2に定める支払方法及び経路で収納し、甲に払い込む。
3. 本件寄附金の甲による収納日は、前項に定める支払方法から寄附者が選択するところに応じ、添付1 付属別紙3のとおりとする。

(指定納付受託)

- 第5条 乙は、本協定書が成立した時点をもって、甲がSBPS及びPayPayを本件寄附にかかる地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「本件指定納付受託者」という。)に指定したものとみなす。

(甲の役割)

- 第6条 甲は、自己の運営管理する公式サイトに、本件バナー等を掲載するものとする。

(寄附受領証明書)

- 第7条 甲は、本件寄附金を受領した場合、寄附者に対する領収証の交付を自ら行うものとする。ただし、別途契約を締結した場合は、甲は乙にその作成等を行わせることができるものとする。

(本件寄附金収納の取止めと返還)

- 第8条 甲は、本件寄附金の収納を取止め、又は収納した本件寄附金を寄附者に返還することを決めた時は、かかる決定を乙に通知することにより、本件寄附の収納の取止めおよび当該寄附金の返還にかかる事務の履行を求めることができる。ただし、乙は、取止めたことにより発生する費用については、甲の負担とすることができるものとする。

(実績報告)

第9条 乙は、第3条第1項に基づき本件寄附金を受け付けた場合、当月分の本件寄附金の受付実績を翌月15日までに乙所定の様式により実績通知書をもって甲に報告しなければならない。

(本件寄附金の払い込み)

第10条 乙は、第3条第1項に基づき本件寄附金を受け付けた場合、当月中に乙が受け、翌月15日までに乙に入金のあった本件寄附金を、翌月20日までに甲が指定する金融機関に振り込むことにより払い込む。振込手数料は乙の負担とする。

2. 当該払い込みにかかる電磁的記録をもって、地方自治法施行令第158条第3項にいう計算書に代えるものとする。

(本件寄附に関連する問い合わせ対応にかかる業務)

第11条 乙は、本件寄附に関連する本件収納にかかる問い合わせに対し、電話又は電子メール等により、情報提供その他の回答を行う。

(寄附者情報)

第12条 乙は、第3条第1項に基づき本件寄附金を受け付けた場合、別紙に定める寄附者の情報(添付1付属別紙1に定める項目の情報及び本件寄附金の収納、甲への払い込みその他本件寄附金の取扱いにかかる情報を含み、「寄附受付情報」という。)を乙所定の方法にて提供するものとする。

2. 寄附受付情報の記録及び管理は本件システムの運用をもって行うものとし、乙は、本件寄附を受け付けた日の属する月の翌月より起算して3年を経過したときは、寄附受付情報を廃棄又は消去することができるものとする。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本協定書に関連して相手方から開示される技術情報、営業情報、個人情報、財務情報その他一切の情報(以下「秘密情報」という。)については、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者(乙の親会社の役員及び弁護士等の法律上の守秘義務を負う者を除く。)に開示、提供又は漏洩等してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとする。

- (1) 開示の時点で公知又は公用であった情報
- (2) 開示を受けた後、自らの責めによらずに公知となった情報
- (3) 開示を受けた後、開示された情報と関係なく独自に開発した情報
- (4) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

2. 前項のほか、監督省庁等の行政機関又は裁判所から法令に基づき開示を要求された場合には、必要かつ最小限の範囲において秘密情報を開示することができる。この場合、開示前にかかる要求の存在及び内容を相手方に通知する。

3. 第1項の規定にかかわらず、乙は、支援業務の履行のために必要不可欠な場合に限り、本件寄附の収納にかかわる第三者、及び事前に甲の書面による承諾を得て支援業務の全部又は一部を再委託する第三者に対し、甲の秘密情報を開示することができるものとする。この場合、乙は当該第三者に対し、本

条において自己が負うものと同等の義務を課すものとする。

(再委託)

第14条 乙は、支援業務のうち第11条に定める問い合わせ対応にかかる業務の一部を第三者に再委託することができるものとする。この場合、乙は当該第三者に対し、再委託にかかる業務の履行にかかる範囲において、本協定書に基づき自己が負うものと同等の義務を課すものとする。

(譲渡禁止)

第15条 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本協定書により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(協定書の解除)

第16条 甲及び乙は、相手方が次の各号に該当したときは、本協定書の全部又は一部を解除することができる。なお、本項による協定書の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

(1) 本協定書に基づく義務に違反し、相当の期間を定めて催告したにも関わらず当該違反が是正されない場合

(2) 本協定書の支援業務の履行が困難な状況となった場合

(3) 甲の寄附受付画面に乙の名誉、信用等をき損する情報が掲載された場合

2. 乙は、甲が以下の各号のいずれかに該当したときは、本協定書の全部又は一部を解除することができる。なお、本項による協定書の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

(1) 本協定書有効期間中、総務大臣によりふるさと納税(特別控除)の対象として指定を受けていない場合(当該指定を取り消された場合を含む)

(2) 法令、関係省庁による法令に基づく指示・命令、関係省庁が示すふるさと納税に関連する指針等に鑑み、支援業務の継続が不相当であると乙が判断した場合

(3) 甲が、寄附者に対し、電子メール、ダイレクトメール、チラシ等の手段を問わず、乙と競合する事業者又はそのサービスの宣伝、広告を行った場合

(賠償責任)

第17条 甲及び乙は、自己の故意又は重大なる過失により、本協定書に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、当該相手方に対し、賠償する責を負うものとする。

2. 本協定書における乙の損害賠償責任の範囲は、通常生ずべき損害のうち現実かつ直接に生じた損害に限るものとし、その額は、第3条第1項に基づき本件寄附金の受付を開始した日から起算して12か月の間に乙が取り扱った本件寄附金の12%を上限とするものとする。

(著作物等にかかる権利処理)

第18条 甲は、乙に写真等を提供する場合、本件システムにおける甲の寄附受付画面制作その他支援業務の履行及び乙が寄附金を募集すること(広告媒体への掲載を含む。)を目的として乙が当該写真等を利用することを許諾する。甲は、写真等の権利処理を自己の責任において行うものとし、写真等が第

三者の権利を侵害するものとして第三者と乙との間に紛争が生じた場合、甲の費用と責任においてかかる紛争を解決するものとする。

2. 甲は、本協定書に基づき本件システム上のコンテンツ(お礼品情報を含む。以下「コンテンツ」という。)を編集し、又はコンテンツを掲載する場合、当該コンテンツ又はその利用(本件システムに掲載し、公表することを含む。)が第三者の知的財産権及びその他の権利を侵害しないよう、自己の負担と責任において権利処理を行うものとする。

(免責)

第19条 乙は、天災地変その他不可抗力、本件システムの障害、緊急のセキュリティ対策又は乙の責に帰することができない事由(法令等に基づく要請その他の措置により、乙またはSBPSもしくはPayPayの営業を停止又は縮小する場合を含む。)により、支援業務の全部又は一部が履行できない場合、かかる不履行につき責を負わないものとし、これにより甲に発生した損害について責任を負わないものとする。

2. 乙は、寄附者から申請を受け付けた情報に関し、その真実性、正確性等につき何ら保証するものではない。
3. 乙は、甲が第3条第1項に基づく災害基準を満たした時点において、第6条に基づく本件バナー等の掲載がされていない場合には、支援業務の履行を要しないものとする。

(支援業務の停止)

第20条 甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、乙が支援業務を停止することがあることを了承するものとする。

- (1) システムの定期点検並びに本件システムにかかる機器の修理、増設及び交換等のために必要がある場合
 - (2) 本件システムの改修、変更及び不具合を修正するために必要がある場合
 - (3) 火災、停電、その他事故、地震、その他天災、戦争、政変、その他これらに類する非常事態、基幹通信事業者などに起因するネットワーク障害、法令に基づく指示・命令、寄附者又は第三者の行為に起因する事態、その他これらに準ずる不測の事態によって本サービスの提供が困難となった場合
 - (4) その他、運営上又は技術上の理由により本件システムの稼働中断が必要であると乙が判断した場合
 - (5) 本協定書に定める、本協定書を解除する要件に該当する事象が生じたとき
2. 前項第1号、第2号および第4号に記載された範囲の本件システムの稼働の中断に際しては、緊急又はやむを得ない場合を除き事前にその旨を甲に対し告知する。
 3. 乙が、第1項第1号の事由により支援業務を中断したことにより甲に損害が生じた場合、乙はその賠償責任を免れるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第21条 甲及び乙は、支援業務に関連して取得した寄附者の個人情報を、個人情報の保護に関する諸法令及びガイドライン等に定めるところにより適切に取扱うものとする。

(本件システムの利用)

第22条 本協定書に基づく甲による本件システムの利用は、本協定書添付2「本件システム利用に関する特記事項」が適用されるものとする。

(協議事項)

第23条 本協定書に定めのない事項及び解釈に疑義の生じる事項については、甲及び乙にて誠実に協議のうえ決定するものとする。

添付 1 付属別紙 1

寄附者情報	
	名前
	名前(フリガナ)
	郵便番号
	住所
	電話番号
	氏名公開/非公開
寄附情報	
	寄附金額
	寄附受付日
	寄附確定日
	アンケート回答
	ご意見等

添付 1 付属別紙 2

第 4 条に定める支払方法及び経路は以下のとおりとする。

(ア) 寄附者が、自己が契約する有効なクレジットカードを利用して本件システムにおいて本件寄附の支払手続きを行い、本件指定納付受託者を通じて甲に支払う本件寄附金を乙が受領し、甲に払い込む方法

(イ) 寄附者がコンビニエンスストア(店舗、本部の双方をいう。以下同じ。)において本件寄附の支払手続きを行い、当該コンビニエンスストアが本件指定納付受託者を通じて甲に支払う本件寄附金を乙が受領し、甲に払い込む方法。なお、支援業務において取り扱うコンビニエンスストアは、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ミニストップ及びセイコーマートとする。

(ウ) 寄附者がペイジーサービスを利用して支払手続きを行い、本件指定納付受託者を通じて甲に支払う本件寄附金を乙が受領し、甲に払い込む方法

(エ) 寄附者が、本協定書において定める通信事業者(ソフトバンク株式会社、KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社及び株式会社 NTT ドコモをいう。)並びに本件指定納付受託者を通じて甲に支払う本件寄附金を乙が受領し、甲に払い込む方法

(オ) 寄附者が、PayPay が提供する決済サービスを利用して本件システムにおいて本件寄附の支払手続きを行い、本件指定納付受託者を通じて甲に支払う本件寄附金を乙が受領し、甲に払い込む方法

添付 1 付属別紙 3

本件寄附金の甲による収納日は、添付 1 付属別紙 2 に定める支払方法に応じ、次のとおりとする。

(ア)	寄附者が本件システムにおいてクレジットカード情報を入力し支払手続きを完了した日
(イ)	寄附者がコンビニエンスストアにおいて本件寄附金を支払った日
(ウ)	寄附者がペイジーサービスを利用して支払手続きを行なった寄附金が本件指定納付受託者に 入金された日
(エ) (オ)	寄附者が本件システムにおいて所定の情報を入力し支払手続きを完了した日

添付 2 本件システム利用にかかる特記事項

本協定書に基づき甲が利用する本特記事項第 1 条第 1 項第 1 号に定めるサービスの利用条件等に関し、以下の事項を取り決めるものとする。

(定義)

第 1 条 この特記事項における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「本サービス」とは、乙が本協定書に基づき本件システムにより本協定書約款第 12 条に定める寄附者情報を閲覧する機能を提供することをいう。
 - (2) 「ID」とは、本サービスを利用する甲を特定するために甲に付与された利用者識別情報をいう。
2. 前項及び本特記事項の各条項において定めるものを除き、本協定書に定めるところによるものとする。

(利用登録)

第 2 条 甲は、本サービスを利用するにあたり、乙所定の手続きにより本件システムにおいて利用登録を行うものとする。

2. 甲は、利用登録において登録した甲に関する情報に変更が生じた場合は、速やかに登録情報を変更するものとする。

(ID パスワード)

第 3 条 甲は、ID 及びパスワードを自己の責任をもって利用及び管理し、第三者に利用させ、開示・提供し、又は漏洩等してはならない。

2. 甲は、ID 及びパスワードを第三者に利用された場合及び利用された疑いがある場合は、遅滞なく乙に報告する。
3. 乙は、ID 及びパスワードによって本サービスの利用があった場合、甲が利用したものとみなすことができ、当該利用の効果は、甲に帰属するものとする。

(禁止行為)

第 4 条 甲は、以下の各号の事項を行ってはならない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある行為
- (2) 乙若しくは第三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (3) コンピューター、ソフトウェア、ハードウェア、通信機器、その他本件システムの運営及び利用に必要な機器・機能を、直接・間接を問わず、妨害、破損、制限する行為
- (4) 本件システムを、直接・間接を問わず、妨害・混乱させる行為
- (5) 甲の ID によって閲覧することが許諾される情報以外の情報を閲覧、収集若しくは蓄積し、又はそのおそれがあると認められる行為
- (6) 前各号に結びつく行為及びこれに類する一切の行為
- (7) その他乙が不適切と判断し、告知又は通知した行為